

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 9 日

平成28年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月9日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成28年3月9日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成28年3月9日 午後3時12分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	観 光 船 舶 班 参 事	大 城 忍		

平成28年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成28年3月9日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第1号～議案第15号まで）
8	議案第1号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
9	議案第2号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第3号	座間味村行政不服審査会条例の制定について
11	議案第4号	座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例の制定について
12	議案第5号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
13	議案第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第7号	座間味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
15	議案第8号	座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
16	議案第9号	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
17	議案第10号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について
18	議案第11号	過疎地域自立促進計画の策定について
19	議案第12号	平成27年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
20	議案第13号	平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
21	議案第14号	平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
22	議案第15号	平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成28年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成27年12月18日～平成28年3月9日まで

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 12月18日 | 座間味村ホエールウォッチングフェスタ2016オープニングセレモニー |
| 12月24日 | 例月出納検査（村長、議長に結果報告） |
| 1月 7日 | 南部地区市町村議長会定期総会（パシフィックホテル） |
| 〃 | 南部振興会新年懇親会並びに表彰式・祝賀会（パシフィックホテル） |
| 1月 9日 | 阿嘉大橋トリムマラソン |
| 1月10日 | 座間味村成人式 |
| 1月21日 | 沖縄県町村議会広報研修会（自治会館） |
| 1月27日 | 西原町と介護保険広域連合参画について意見交換会 |
| 1月28日 | 南部離島町村長議長連絡協議会（自治会館） |
| 2月10日 | 沖縄県介護保険広域連合全員協議会・研修会（沖縄県介護保険広域連合） |
| 2月13日 | 座間味村産業・福祉まつり |
| 2月15日 | 沖縄県離島市町村議会議長会（自治会館） |
| 2月15日 | 沖縄県議会議員及び市町村議会議員交流会（自治会館） |
| 2月15日 | 那覇出張所監査実施（村長・議長に結果報告） |
| 2月16日 | 南部広域市町村圏事務組合議会定例会（自治会館） |
| 2月16日 | 沖縄県町村議会議長会定期総会（自治会館） |
| 2月17日 | 沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会・研修会（自治会館） |
| 2月18日 | 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会（パシフィックホテル） |
| 2月19日 | 南部地区市町村議会事務局職員研究会（与那原町役場） |
| 2月23日 | 第43回沖縄県介護保険広域連合議会定例会（沖縄県介護保険広域連合） |
| 2月29日 | 例月出納検査（村長・議長に結果報告） |

- 3月 4日 全員協議会
 3月 7日 座間味村役場新庁舎開庁式
 3月 9日 平成28年第1回座間味村議会定例会（3月9日～11日）

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。新しい庁舎ができて、これまでも議員の先生方には大変お世話になりました。おかげさまで素晴らしい庁舎、議場ができております。また、これからも心機一転、職員一同座間味村の発展のために頑張ってまいりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、平成28年第1回座間味村議会3月定例会行政報告を行います。

行 政 報 告

平成28年3月9日

平成27年第4回座間味村議会定例会以降の主な事項について報告いたしますが、内容に関しましては、お手元にお配りをしたとおりでございますので、朗読は割愛をさせていただきます。

- 平成27年12月18日 ホールウォッチングフェスタ2016 オープニングセレモニー
 12月19日 那覇南風原環境衛生組合7自治区視察
 12月21日 NTT山口課長と超高速ブロードバンド整備に関する意見交換会
 // 船舶建造委員会
 12月22日 地方創生若手職員ワークショップ
 12月23日 かすみがうら市沖縄子ども探検隊 来村
 12月24日 泊港整備（ドルフィン）に関する意見交換会
 12月28日 仕事納め（年末村長訓示式）
 平成28年 1月 1日 村民向け村長年始挨拶（村内放送）
 // 座間味島新年会
 1月 2日 船舶初興し
 1月 3日 生年合同祝い
 1月 4日 仕事始め（年始村長訓示式）
 1月 5日 座間味老人クラブ新年会
 // 渡嘉敷村との新造船建造に係る意見交換会
 1月 7日 消防団出初式
 // 南部地区関係団体合同新年会
 1月 8日 南部市町村会懇談会
 // 沖縄県立離島児童生徒支援センター開所式典
 1月 9日 新春阿嘉大橋トリム大会
 1月10日 座間味村の成人式
 1月14日 沖縄県総務部長面談
 // 沖縄県市町村長研修会・年始会

平成28年	1月15日	「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の中間評価に関する市町村長意見交換会
	1月16日	村体協バスケットボール大会
	1月20日	航路事業会計検査
	1月21日	ロック協会 喜屋武氏 来訪
	1月26日	一括交付金事業会計検査 ～27日
	1月27日	村学力向上推進実践発表会
	1月28日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
	1月29日	高速船に関する要請（企画部長へ手交）
	1月30日	座間味小学校130周年記念式典
	〃	098TV 安里氏来訪 ～31日
	2月 1日	沖縄振興会議及び市町村協議会
	2月 3日	沖縄離島ICT利活用促進検討委員会 石垣島シンポジウム
	〃	座間味村徴収対策チーム石垣市研修会
	2月 4日	内閣府政策統括官付参事官室との意見交換会（一括交付金関連）
	2月 9日	沖縄県地域振興対策協議会理事会
	2月10日	南部市町村会定例総会
	2月13日	産業まつり・健康福祉まつり
	2月14日	慶良間空港利活用についての意見交換会
	2月15日	茨城県土浦市議会勝田氏他 面談
	2月16日	茨城県土浦市議会村内視察
	2月17日	沖縄県町村会視察研修（佐賀・長崎） ～18日
	2月19日	名古屋港イベント開催に関する知事表敬
	2月20日	名古屋港水族館オープニングセレモニー
	2月22日	株式会社モンマルトル 植村氏来訪
	〃	沖縄電力渡嘉敷営業所 金城所長表敬
	2月23日	沖縄県対米請求権事業協会理事会
	2月25日	環境省来庁
	2月26日	沖縄県町村会定期総会
	〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
	〃	沖縄県地域振興対策協議会定期総会
	〃	沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会
	〃	2016新春特別セミナー
	3月 1日	新庁舎シーサー設置
	3月 2日	座間味村総合戦略意見交換会
	〃	職員全体会議
	3月 3日	大阪・名古屋出張 ～5日
	3月 4日	沖縄県大阪事務所表敬後旅行社めぐり
	〃	大阪海遊館表敬
	3月 5日	サンゴの日イベント（名古屋港水族館）
	3月 7日	沖縄国際映画祭関係者面談（副社長 武田氏、室田氏）

平成28年 3月 7日 新庁舎開庁式・落成式典・祝賀会
3月 8日 秋田県慰霊祭

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告を終わりました。

日程第5．施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、お手元にお配りした施政方針、これを私のほうから読み上げさせて皆様に説明させていただきますのでよろしく願いいたします。1ページを開いていただいて、それから順次、朗読をさせていただきます。

平成28年度施政方針

1 はじめに

本日平成28年度の予算案を始めとする諸議案の提出にあたり村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民皆様の負託を受け村長に就任して2期目の3年が過ぎようとしており、私の任期もあと1年と2ヶ月となりました。

この間、私の公約である「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村に！」の実現のため新庁舎建設や一括交付金事業の有効活用など各種施策を村議会議員の皆様のご理解とご協力により展開してまいりました。

平成28年度はその公約実現の総決算の年と位置付けフェリー建造や歴史文化・健康づくり拠点事業をはじめとする一括交付金事業の推進など座間味村総合計画や座間味村版総合戦略に基づき各種施策を展開してまいります。

本議会においては一括交付金事業を始めとした、平成28年度予算案等の審議をお願いするところですが、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

先に述べた公約の実現に向け、本村は観光を中心とした「産業の振興」と島ちゃびの解消による「定住促進」を村政運営の二本の柱としております。

産業の振興においては、現在庁内プロジェクトチームで「産業振興計画（仮称）」を策定中であり、この基本計画に基づき各種施策を展開していくこととなります。好調の観光産業におきましては「お客様の満足度の向上」をめざし誘客施策と合わせて受け入れ態勢の強化に努めてまいります。また、昨年からの継続事業であるフェリー建造や歴史文化・健康づくり拠点整備事業を確実に実施するとともに一次産業に関しては営農支援事業の実施を含め、生業としての農業の確立に向け各種施策を行ってまいります。

定住促進策については、自動車航送運賃補助や交通コスト低減のためのヘリコプター利用料金補助を引き続き行うほか、ALTやCIR、座間味村商工会職員等、村の振興に不可欠な外部人材を受け入れるための多用途住宅の建設を行うとともに保育所の開設に向けても取り組んでまいります。

平成28年度は沖縄振興特別調整交付金（一括交付金）の制度が制定されてから中間の年にあたり、これまでの取組の成果と残された課題の抽出を行い、一層の座間味村の発展につながる施策展開を図ってまいります。

平成28年度当初予算は、特別会計を含め35億円余りと予算規模が非常に大きくなっており、その財源

の確保に苦慮する厳しい予算編成作業となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めることを基本として行財政運営を行ってまいります。

また、一括交付金は10年と期間を区切られたものであり、新たな財源の確保のためにも法定外目的税導入の議論を深めてまいりたいと思います。

次に主要施策の概要について申し上げます。

2 平成28年度の主要施策の概要について

第1に、「行政一般について」申し上げます。

先ごろ平成27年の国勢調査速報が発表され、沖縄県の人口増加率は全国一とはいえ伸びが鈍化しており、将来的な人口減少の懸念があると指摘されたところです。中でも離島町村が軒並み大幅に減少する中、本村においては、前述の「産業振興」と「定住促進」の施策により下げ止まっていますが、離島における人口減少は学校の存続や行政サービスの維持、さらには民間の物販・飲食店の経営に影響を及ぼすことから、安定的な人口維持・増加を目指さなくてはなりません。そのために「仕事づくり」は最重要課題であり、国内景気動向や天候に左右されやすい観光産業の安定化と三島それぞれの振興策を盛り込んだ座間味村版総合戦略の策定を行っているところです。また、島出身の若者のUターン促進策をはじめ、観光産業を担う若いIターン者の受け入れ策も含め、今年度は村民の皆さんのご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

さらに村全体での超高速ブロードバンドの早期導入は不可欠であり、幹線においては座間味島までの海底ケーブル陸揚げが27年度中に行われ、今後サービス開始時期の調整に入るところですが、本村から強く要望していた阿嘉島・慶留間島へのケーブル陸揚げとあわせて面整備について実現のめどが立ち、今年度はその時期やルートの検討に入ることになります。

役場においては職員の世代交代の時期にあり、若手の育成を目的に昨年度から5つのプロジェクトを推進しております。「平和・未来」、「産業振興計画」、「地方創生」、「人材育成」、「新たな財源」をテーマに、政策に反映できるところまで活動成果がみられますが、これに加え、税や料金の収納率アップを目指す徴収対策チームが大きな成果をあげております。

これらプロジェクトの活動においては、住民の皆さんとの対話が重要であり、地域においてもあたたかく見守っていただき、あわせてご指導をお願い申し上げますとともに若手の活躍にご期待いただきたいと思います。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスについては、高齢者介護、障害者、子育て支援等において、昨年度よりスタートしました各基本計画書に基づき、それぞれの課題と現状を踏まえ、より質が高く幅広い福祉サービスが提供できるように取り組んでまいります。

高齢者福祉については医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必須となり、村社会福祉協議会及び座間味偕生園とより一層連帯した事業の実施を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような環境作りに取り組んでまいります。また、障害者が社会の一員として参加できる受け皿を作り、障害のある人もない人も共に暮らす社会づくりに努めます。

子育て支援につきましては、条例整備や関係部署との調整に時間を要しましたが、関係機関との調整を図り本年度保育所の開所に向け取り組んでまいります。保育所の開設は、幼稚園の延長保育との連携が不可欠であることから、その実施についても検討してまいります。

また、親と子の健康支援を始めとする各種個別事業の継続実施と、経済的支援として妊婦健診の船賃補助と出産祝い金について引続き支援を行ってまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については年々医療費が増加し財政を圧迫している状況が続いております。昨年度から始まった国保、介護等の医療データの一元化により個別の健康管理と予防計画が立てられるようになり、今年度はさらに充実した事業を実施して予防事業に取り組んでまいります。また、近年、新たなウイルスによる病気が世界各地で発生しています。このような状況下、本村では昨年新型インフルエンザ等対策行動計画の有識者会議を持ち、基本計画書を策定しました。本年度は具体的な行動計画書を策定し、国・県・村及び住民との連携を保ち万全の体制を整備し新型インフルエンザ等対策の強化を図ります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業であります観光については、国立公園への指定やこれまでの誘客活動等により、平成27年中の観光客数が過去最高を記録し10万人を突破しました。各月においてほぼ最高の入れ込みとなりましたが、受け入れ態勢の充実、長年の課題となっております冬季の誘客施策、特に修学旅行客に関してはここ数年の落ち込みが激しいことから引き続き観光協会と連携し積極的に誘致に取り組んでまいります。

農林水産業につきましては、水産業において、一括交付金を活用した事業の実施による環境整備により、一定の成果が出てきたものと考えております。また、近年は意欲のある若い漁業者がみられるようになり期待が持てるところであります。一方で、農業については依然として遊休農地が多く長年の懸案となっております。生業として農業に従事する環境を確立するには農地の集約により一定の面積を確保するなどの条件を整備する必要がありますが、本村特有の地割による小規模な畑地が点在していることや、未相続のままとなっている農地も多く、その対策に苦慮しているところであります。

このように厳しい環境ではありますが、平成28年度は阿真地区を対象にかんがい排水設備を整備し、営農支援を行うこととしております。

林業については、引き続き造林事業による受光伐等を実施し、適正な森林の保全を図ってまいります。また、今後の農林水産業と観光振興のための道標となります。現在策定中の産業振興計画（仮称）を基本に各種施策を展開し、産業全体の振興を図っていくこととしております。

第5に、「インフラ整備について」申し上げます。

村道座間味阿佐線の道路改良事業につきましては、平成28年度が最終年度となっております。年度内完了を目指して整備を進めてまいります。平成27年度からの繰越工事と併せて、ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

集落内の道路については、多くの要望がありますが、区総会等で要望のあった箇所や、危険箇所を優先に補修工事等を実施してまいります。

港湾の整備につきましては、県へ要望をしているものの、実現にいたっていない案件や、新規の要望についても、県が実施するヒアリング等を通して強く要望してまいります。また、本年11月の就航に向けて建造中のフェリーのランプドアの形状に合わせ、座間味港のスロープの改良を現フェリーのドック中に行うこととなっております。

阿嘉漁港については、屋根付き歩道が整備され利用者に優しい環境が整いました。県においては、老朽化している旧港の改修工事が継続して実施されます。工事期間中は船舶の移動などご不便をかけますが、ご協

力をお願いいたします。

第6に、「公営住宅整備について」申し上げます。

公営住宅の整備につきましては、人件費や資材単価の高騰、職人不足など、様々な要因から村発注の入札の不調が発生し、建設が先送りになっております。今後補助金の確保とともに入札不調の原因を精査し、建設の実現に向けて努力してまいります。

第7に、廃棄物処理及び環境への取組について申し上げます。

ごみ処理については、沖縄県により離島地域の広域化の検討が進められ「離島ごみ処理広域化方策報告」により、今後のごみ処理の方向性が示されました。本報告において平成36年度を目途に沖縄本島での処理が示されておりますが、本村においては先行して、那覇市及び南風原町の協力により委託処理を行っていることから、引続き適正な処理に努めてまいります。また、本年度は離島における食品トレーの適正な処分及び処理に向けて県の予算を確保致しました。本取組みが他離島の良い処理モデル事業となり、併せて村民のさらなるリサイクル意識向上が図られるよう本事業に取り組みます。

また、3年目となりました「ちゅら島づくり条例」について、村民参加型によるパトロールや意見交換を行ってきましたが、本年度はこれまでの取り組みと課題を洗い出し、さらに住民や観光客へ周知徹底を図り、より良い活動が図られるように進めてまいります。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、平成32年度からの広域化に向けて、今後送水管路の布設替えや、量水器の更新を行う必要があり、条件整備に努めてまいります。広域化にあたっては、新たな浄水施設の整備や、海水淡水化施設の整備が予定されておりますが、早期に整備されるよう県と連携を密にして取り組んでまいります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業については、平成27年度から座間味浄化センターの機器等の更新改良事業を実施しており、平成28年度においても引き続き更新改良工事を行います。阿嘉、慶留間区の下水処理施設におきましても、安定的に処理できるよう日頃の点検等適切な施設管理に努めてまいります。

第10に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業については、平成25年度決算から黒字に転じています。平成28年度も昨年度同様、島発の車両運賃について割引を実施し、村民の生活負担軽減に努めてまいります。

新造船建造に関しましては平成27年度に発注し、平成28年11月のフェリー就航に向けて取り組むとともに、那覇泊港に陸電設備の整備を行います。

新造船就航後は公債費負担が増加することから、航路事業の経営安定化を図るため、引き続き貨物運賃等の過年度分未収金の徴収を強化してまいります。

新造船の大型化に伴い、海事職員を増員することでサービス向上を図り、観光と連携した入域者数の増加に取り組んでまいります。

第11に、「教育について」申し上げます。

教育においては、国際化・情報化が進展する中で本村の特色を生かした学校教育や社会教育を支援し、効

果的な教育行政を進めてまいります。

今年度も引き続き、外国人指導助手の配置や孺恋村交流事業、海外ホームステイ事業を実施することで多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めるとともに、児童生徒の参加する各種大会派遣費等について助成を行い、保護者の負担軽減とあわせて児童生徒の学習意欲を高める環境づくりに努めてまいります。

また、学力向上推進計画の主要施策において、キャリア教育の視点を踏まえた「確かな学力」の向上の取り組みを推進し児童生徒が自立し多様な未来を思い描けるよう、引き続き取り組んでまいります。

学校給食に関しては、調理場における衛生管理を徹底するとともに、地域食材の活用や旬の味覚提供等により地域食文化の継承を図り、好き嫌いの軽減や健康に配慮した安心安全な給食を提供します。幼児・児童生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ環境づくりに努めてまいります。

幼稚園教育につきましては、「3年保育」、「二人目以降の保育料金等の減免制度」を継続していくほか、要望の強い座間味幼稚園園舎の建て替えに関しましては平成27年度耐力度調査結果で危険園舎と判断されたことにより、建て替えに向け準備を進め幼稚園教育の充実に努めてまいります。

教育施設整備については、老朽化が進んでいる阿嘉小学校校舎の耐力度調査を行い、建て替えについての議論を進め、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

社会教育に関しても地域のニーズに応える生涯学習の普及・拡大、村民の健康保持・交流促進等のための社会体育の充実に向けての取り組みを行ってまいります。文化財保護事業については国指定重要文化財高良家を核とし各地域の文化財の調査、指定し、その保護に積極的に努めてまいります。

一括交付金を活用した事業といたしましては、平成27年度に各小学校に電子黒板、デジタル教科書を導入しました。

今年度は各中学校に電子黒板、デジタル教科書を導入し学力と情報活用能力の向上に努めてまいります。

平成26年度から平成27年度に沖縄県が実施したICT利活用による離島学力向上支援実証実験が終了することに伴い今年度から村が継続事業として受け継ぎ教育環境の格差の大きい離島の地において中央と同じ学習環境整備をすすめ「村営学習塾」を開設します。

地域に根ざし、地域の特性を活かした教育活動を通し「地域の子は地域で育てる」を念頭に引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら座間味村を学ぶための教育環境づくりにも積極的に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、平成28年度当初予算については、

一般会計において、20億4,257万8千円

特別会計において、15億4,639万6千円

総額は、35億8,897万4千円 の規模となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の平成28年度の施政方針といたします。

平成28年3月9日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

これで施政方針は終わりました。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

おはようございます。新しい議場ということで、より一層公務に頑張っていきたいと思います。3日間よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、今回は1件だけです。歯科医療について。旧役場庁舎の解体に伴い、歯科クリニックが閉院となりましたが、やはり住民からの声は本島へ治療に通うのが経済的にも負担が大きく、また繁忙期でも痛みには耐えきれず仕事を休まざるを得ない、子供だと学校を休んでまで本島での治療を余儀なくされる現状であります。村の医療に関する支援、助成としては妊婦さんの通院のための船舶料金負担と長期的、また定期的な通院のための船舶料金半額補助があります。歯科医療に関しては、すぐに歯科医院を建てるのは困難だと思います。過疎地域自立促進計画の中でも負担軽減重症化防止を図るとありますが、あえて早急に対応していただきたく今回の質問事項といたしました。まずは、妊婦さんと同様に船舶料金補助など、何らかの支援が必要かと思いますが、どのような対応を検討しているか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

皆さんおはようございます。3日間よろしく申し上げます。ただいまの宮平清志議員の御質問についてお答えしたいと思います。歯科診療については、これまで宮平清議員の活動を通して住民からも声があり、その必要性は我々も認識しております。船舶運賃に関しては、平成24年度から沖縄県の離島住民カード使用による船賃補助が始まりましたが、村が今実施しております定期健診や専門医療の診察に係る船賃船舶運賃の補助が県の補助と重複した補助となっている可能性があるということで、内部で制限事項や問題がないか検証を進めている途中でございます。また歯科については、日ごろの予防によって未然に防ぐことも可能なことから、乳幼児の歯科の定期検診を継続して我々としても行って、予防事業により一層力を入れていきたいと考えているところです。現段階では二重補助の検証とあわせての予防事業を継続させていただき、歯科診療の補助等については引き続き議論を深めさせていただきたいと、現時点では考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。それでは定期検診を含めて、ぜひ早目に検討していただきたいと思います。歯の痛みは我慢できませんので、早い段階で対応していただければと思います。

あと少し話ずれるんですけども、私が議員1年目から座間味幼稚園の建てかえの件で、継続で要望してまいりましたが、今回、担当課長の機敏な対応のおかげで無事予算がついたことに感謝いたします。この危険な園舎から1日も早く安心して子供たちが過ごせるように引き続き対応をよろしくをお願いいたします。

また、阿嘉の校舎についても耐力度調査の予算がつきまして、こちらもあわせてお礼を申し上げます。あと教員住宅ですね、それも早目に対応していただければと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

皆さんおはようございます。新庁舎で頑張っていきたいと思っていますので、ひとつよろしくお願ひします。早速ですけれども、阿嘉島サンゴセンターの件についてお伺ひしたいと思ひます。現在、サンゴセンターが使用状況を説明してもらって、平成27年6月に一般質問で、今後の利用について質問しましたが、現在のサンゴセンターの使用状況を説明お願ひしたいと思ひんですけれども、それについてお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

おはようございます。よろしくお願ひします。ただいまの垣花太郎議員の阿嘉島のサンゴセンターについての質問ですけれども、昨年の議会でも答弁をしましてとおひ、同施設は現在、漁協へ貸し出して活用していただいております。現在の使用状況ですけれども、サンゴの種苗の養殖のほか、海ブドウやシャコガイの試験飼育を行っているところです。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それを漁業組合との契約はどのような形で契約されているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

建物の賃貸契約については、昨年の6月に契約をいたしまして、料金については無償ということで、あとは内容については水産物及びサンゴの種苗生産の目的に使用するという条件でお貸しをしております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

その費用については、全て一括交付金で賄う予定なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

一括交付金の事業は、村の中でその施設の管理費用というものは財源として充ててあります。サンゴの種苗に関して、財源としては一括交付金が使われているものと考えます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それと平成27年の6月の議会で、私、50%、50%の半々で使うということで、臨海研究所と漁協組合が。そういう形で一応議事録を残したと思ひんです。それが私のほうには、報告も連絡も相談の一つもないんですけれども、その50%、50%という記憶は御存じですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

村としては、あくまで漁協と使用の契約はしておりますので、その内部の使用のあり方というのは漁協のほうに一任しているところです。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ちょっと意味がわかりにくかったのもう一度お願いしたいんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

使用については、村としてはあくまで漁協に貸しております。臨海研究所との契約はやっておりませんので、その内部の、例えばもし漁協がその一部を研究所に貸すということであれば、それは使用条件が変わってきますので、村との協議が必要になってくると思います。したがって村としては、あくまでも漁協との契約だという認識です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

平成27年6月に記憶は御存じですか、一応。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

済みません、今のところ半々とかという答弁をしたかどうかというのは今、定かではありません。申しわけありません。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。これは一応、私のほうではそういう形で残されているんですよ、資料が50%、50%ということで、残されているのがどういうことなのかと思うんですけども。それと阿嘉島は臨海研究所というのは、世界からもこれだけ注目されている。サンゴの研究者がそろっているわけです。それを利用といたらおかしいんですけども、うまく生かしてほしいというのが私の願いであって、またいろんな衛星放送とかCSチャンネルとか番組で取り上げられて、世界でもこういうように慶留間の海域をピーアールしてもらっている。またサンゴの産卵とかサンゴの成長までの記録をした世界初の記録を残しているわけです、臨海研究所が。それまで残しているところなんです。座間味村にそういう方が存在しているわけです。それを無視と言ったらおかしいんですけども、取り上げてこないというのは私もこれがちょっと疑問に思うんです。その辺を研究者のほう、これから先どういう形で見ていくのか。その辺をお伺いしたいと思うんです。私としては、それ研究者はどうしてもこれから環境省とビジターセンターもいろいろできてくるわけです。やっぱりサンゴに関する専門知識がないと、専門家、海洋研究者とかいろんな方がこれから来られるわけです。1年、2年や、それだけでケラマの海域を知っているかといったら、サンゴのことはそれだけ研究していない、できないと思うんです。臨海研究所は25年という、サンゴの研究をずっとやられてきているわけです。その辺を世界の海洋研究者と対応できるようにビジターセンターができて、世界の研究者が来たときにどうするのかという、どうもこれが心配なんですけれども、それについてお伺いしたいと思うんです。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの垣花太郎議員の御質問でございますが、まずは阿嘉島臨海研究所の認識について申し上げたいと思いますが、議員おっしゃったように、全くそのとおりであると思っておりますし、すばらしい施設、あるいはすばらしい研究成果を出してきているというふうに私も感じておりますし、これは私だけじゃなくて行政としても考えております。先ほどのサンゴセンターの利活用につきましては、現在、垣花課長のほうから答弁があったように、漁業協同組合との活用で、これは将来的にはサンゴの花、海の花事業、サンゴを植えつけることができないかという、一括交付金での実証実験事業をさせていただいております、その中でサンゴのほうもさせていただいていると。50%、50%という話もございましたが、その辺につきましては、またこれから議論を深めていきたいと思っております。それとあわせて、去年から今の政府が一所懸命頑張っているところ、地方創生ということで、各自治体で地方版の総合戦略を策定しなさいという話をさせていただいている。国から話が来ているところで、もちろん私どもも予算取りをして、先ほどの施政方針でも話をしましたが、そういう座間味村の総合戦略の策定がもう終盤に来ているところでございます。さらに私たち座間味村におきましては有人島が3つあるということも踏まえまして、座間味村全体の総合戦略とあわせて、各島々の特殊性を勘案した上での総合戦略をつくっていくべきではないかという議論をさせていただく中で、阿嘉島におきましてはいろいろありますが、その中で阿嘉島におきまして、1つ大きな重要なファクトとしては、阿嘉島の臨海研究所をこれからどう活用していくのかということも念頭に置きながら、阿嘉島臨海研究所の職員ともいろいろと意見交換をさせていただく中で、阿嘉島の振興あるいは活性化につながる形での阿嘉島臨海研究所のあり方というのを、これは私たちがこうやれという話じゃないんですけれども、連携できないかという話も含めて議論を進めているところでございますので、今すぐ何ができるとか、こういうことをしたいという話はできないんですけれども、しっかりと今議論をさせていただいているということをお理解いただいて、この質問に答えさせていただきたいということと、あわせてある程度の総合戦略ができ上がった暁には、また議員の先生方にももちろんその戦略の内容については御報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ぜひ、研究者を大事にこういう形でうまく村の発展のためにぜひお願いしたいなと思うんです。海の花に関しては私も賛成ではあるんです、その事業に対しては。その海の花の事業の内容を後でお願いするんですけれども、その辺に関してはぜひ、できればこういう研究者と一緒に、一丸となって成功させるような形でぜひ取り組んでいってほしいなと思います。

次ですね、もう1つは、村内航路みつしまの運航についてです。現在、フェリーざまみ、クイーンざまみ、その運航状況がネットで検索できるんです。内航路自体の運航状況が全くわからない。観光客が困っている、村民も困っている。そういう状況がよく見受けられるものですから、村長の規約にも観光客がここに遊びに来たいと、そういうようなネットで今現在も、観光客もネットで観光していますので、それをぜひ内航路のネット情報を、その日の情報を載せてもらうようお願いできないですか。お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

フェリーざまみ、クイーンざまみと同様に、ネットで公開できるようシステム会社と調整して早急に対応

したいと思います。昨日、システム会社とのやりとりで対応可能だということで、これは早急に進めてまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ぜひ、これはもう皆様から要望が出て、これはそれをお願いしたいなど。検討してもらえれば助かります。私の質問は以上です。

○ 議長（宮里祐司）

それでは進行いたします。続きまして、6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

皆さんおはようございます。2点ほど質問いたします。まずはフェリーごまみについてなんですが、フェリーごまみⅢ、これは正式名称決定でよろしいですか。はい、フェリーごまみⅢですね、11月に就航予定ですが、二、三、それについてお伺いしますので答弁をお願いします。現在、新造船が三浦造船所で建造中であるんですが、現在どのような状況、進捗状況をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの中村秀克議員の質問についてお答えします。現在の進捗状況ですが、新造船フェリーごまみⅢは2月までの進捗ですが、スラスターを造船所に納品し、3月中にはスタビライザーの検査を行い、4月納品の予定となっております。船体に関しては、今月より鋼材の切断に入りブロック製作を行い、7月には進水の予定です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。じゃあ、まだ海には浮かんでいないわけですね、7月に進水予定ですね。それから内部工事に入っている、何か7月に浮かべてといたら、11月に間に合うのかなとちょっと心配ですが、予定どおりには進んでいるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

造船所からの話で、ブロック製作に入れば進捗が早いということで、11月には確実に就航できるという回答は得ています。予定であるとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。私も以前、三浦造船には視察で行って、規模もよくていい会社だと思っておりまして、非常に期待して待っております。

次、新フェリー就航後の現在のフェリーですね、前、全員協議会で同僚議員からも質問があったんですが、やっぱり売却となるんですけれども、これは自分たちだけでやるのか、間にどこか、いわゆるそういう業者というか、専門の方が入って交渉するのか。決まっているんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

売却先はまだ決まっておりません。フェリーにつきましては、新造船が就航前には売却する予定ですので、売却になると何社からか見積もりをとって、そこで決定したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この見積もりをとるということは、村でやるのか、専門の業者に頼んで、その方々よりいい売却先を見つけるのか。その中間にブローカーではないな、何なのかな。そういう専門の業者が入って交渉するのか、自分たちで売却先を交渉するのかお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは中間に業者が入るということはないですので、売却する、買う側が、専門的に船を見て、査定して、そこで値段を決定しますので、そこで多分、希望の会社は何社あるかわからないんですけども、その中から一番高い見積もりをした業者との契約になると思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ということは、現フェリーごまみが11月に引退するという情報が流れて、買いたいというもので村に直接来るわけですか。それを伺います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

そのとおりです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。高ければ高いほど、村はその分、跡利用も有効に利用できると思っていますので、よりよい選択で、いい売却先を見つけてもらえればと思います。

その他に、新年度予算で就航にかけてのいろいろなものでの、セレモニー等の予算が組まれているんですが、現フェリー、もう18年も頑張ってきた現フェリーに対して、前にごまみ丸でお別れがあったと思うんですが、あれは会費制で賄ったと思うんですが、現フェリーの、そういうセレモニー等を考えているのかお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまのところ、現フェリーのセレモニーについては特に考えておりません。広報等を活用して見送りなどの周知は図っていききたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。それとちょっと自分なりの提案ですが、今のフェリーの2階の座席の全部、テレビの両サイドにフォトギャラリーというのがあるんですが、多分これは就航してからそのまま張りっぱなしだと思うんですけども、色もあせて、また海中三昧というポスターなんて真っ白くして、私1回船員に言った記憶があるんですけども、まだ張りかえられていないと。1階の階段の座席側から見たら10年近く前に済んだ事業のポスターがそのまま張られっぱなしとか、ああいったものを剥がして、いわゆる思いでのフェリーごまみということで写真とかを募集して、子供たちに感謝状みたいなものを書かせて、それをずっと張るんじゃなくて、これは定期的に11月まで、何か目のつくところに張って、フェリーに感謝の意を述べるようなこともできたらいいんじゃないかと提案したいんですが、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの中村秀克議員、これは課内で検討して、確かにおっしゃるとおり以前からフォトギャラリーのほうは10年ぐらいですか、同じ絵がかかっていますので、そこら辺、今おっしゃったように今までの歴史といえますか、船の歴史を何とか張れるように検討して進めていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。御検討よろしく申し上げます。フェリーについては以上であります。

次、水問題であります。年末年始にかけて阿嘉・慶留間地区においては水不足が深刻化しており、年明けて雨が降らなければ制限給水をする計画でありましたが、1月3日にまとまった雨が降って、それ以来順調に、ちょっと降り過ぎると思うぐらい降って、今、多分ウタハ堰にちょっと余裕があると思うんですが、あるからといって、自然現象ですので、また渇水がいつ来るかもわかりません。今後どうするのか、対策をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。御指摘のとおり、昨年9月から12月にかけてまとまった雨が降らなかったために、11月に渇水対策委員会を開催しました。その中で制限給水の基準等について申し合わせを行ったところがあります。課においては、渇水対策のためのさまざまな検討を行っております。従前から行われているフェリーによる運搬や阿嘉大橋との防火水槽から浄水場までの送水のためのポンプなどの原材料の準備などを進めております。また、空港のあります外地島の堰からの送水についての積算と経費の算出は行っておりますけれども、数千万円という積算が出まして、予算の計上までは至っておりません。ただ幸い、ことしに入りまとまった雨に恵まれまして、当面は渇水の心配はないと考えていますけれども、今後も気象庁から発表される長期予報等を注視しながら、備えについては万全にしていこうというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今、水があるうちにやって、濁水が来ても、今やった対策が生きるような感じで。12月定例会の補正で修繕費400万円と資材が200万円ちょい、300万円近くありますが、これは橋の下、タンクからの砂防ダムに送るためだったんですかね、私は外地からのものも入っているんじゃないかなと。あれは1,000万円以上もかかるわけですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

12月の補正に計上したものは、フェリーから防火水槽まで落とすポンプとか、電気関係の経費と防火水槽から消防用のホースを使って、これは砂防ダムではなくて浄水場に送りたいという考えでその経費は年度内に執行して準備はしておこうと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

前の濁水では、那覇消防本部から10トンタンクを借りて1週間前後、10日ぐらい外地堰から1日に何往復も運んだという経緯がありましたね。非常にお世話になったんですが、それを今、外地にも大きいポンプが2台あって、電力はつながっていないので私も前使ったときですね、慶留間堰まで持って行ってあります。多分、そういう配管はまだ残っていると思いますので、ちょっと燃料交換で1日2回ぐらい発電機の燃料補充に行ったことがあるんですけども、ああいう設備を利用してやれば、別にタンク車を借りなくても今のうちゆっくりゆっくり整備してもらえれば、多分、外地から慶留間までのパイプランは残っていると思うので、あとは慶留間の堰からは自然落下で阿嘉までいけると思うんですよね。だからパイプだけどうにか装備してもらえれば十分可能じゃないかなと。濁水が始まる前、自然現象ですから、またことしの夏に起こり得る可能性もありますので、ダムの水位に余裕があるときにやってもらいたいと思います。

それで、ウタハ堰が、いわゆる連絡道路網が全然整備されていない。人が歩いていけるぐらいしかない。車で行けないと。聞いたらポンプが1つは故障しているらしいですね。今のポンプはずっと24時間回りっぱなしで故障したときどうなるのか。水はあっても今度は送れない状況なんです。私の記憶では先輩方の議員がいるときに、ウタハにも車が通れるぐらいの連絡道路はつくったほうがいいんじゃないかと具体的な話までいっていたらしいんですが、どうしても無理なんじゃないかなと。やっぱりああいう、慶留間も含めて300、400人近くの人口、また観光客を入ると夏場は五、六百人いますから、その水を支えるダム、堰に保守点検のために車が行けないと。慶留間に沖縄電力のメーター検針の係をしている方がいるんですけども、ウタハは非常にきついと。歩いて行けるんですけども、すごい長い階段でおいて検針して、階段を上って大変だということで、車が行けるような道路ができてくれないかなということも聞いていますので、これは重要な問題ですね。これはどうにか、以前もそれはやったはずですから、多分、土地問題で頓挫したという話は聞いているんですが、ウタハのあたりは知らないんですけども、車で行ける道路ができる可能性は技術的にも低いんじゃないかなと。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず、ポンプの故障のお話がありましたけれども、これは早急に交渉しているということであれば、修繕をして、原水が送れないということがないようにしたいと思います。あと進入の道路なんですけど、大分前の話で、私もどうして断念したのかというのは承知していないんですが、やはり地形上の問題と、あとどう

いった補助金を使って道をつくるかというところで頓挫したというのと、やはり自然環境で海にその土砂が流れ込むんじゃないかという心配があったというふうに聞いております。一方で、道の必要性は感じるころなんですけれども、平成32年度から水道の広域化ということで、沖縄県の企業局が水道事業を行うことになります。その中で阿嘉、慶留間地区の水源については海水淡水化施設に一本化されるということで、現ウタハ堰の使用は、水道水としては今後使用しないという方向性になっておりますので、その辺も勘案しながら、とはいってもあと4年間は管理をしていかないといけないわけですから、その辺については学んでしっかりと対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

淡水化設備ができれば、ウタハは使用しない、淡水化だけで賄うということですか。お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

そのような計画になっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

広域だから維持経費は県が…、なるわけですね。わかりました。じゃあ、それまでにどうにかウタハをもたすというか、それでも対策はしないといけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。水不足に苦しまないような、今後とも対策を行ってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。私は、以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

進行します。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その前に議長、ちょっと休憩願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

皆さんおはようございます。私からは4点ほど質問いたします。今現在、那覇出張所において観光客の仕分け、その分析等ができていのかどうか、まず入る前にそれをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

分析につきましては、ただいま那覇出張所においては、国外の方のすみ分けを国別に仕分けしているところ

ろですけれども、観光とかそういった部分に関しては特に分析のほうはやっていないです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはですね、とても重要なことだと思うんです。平成27年度は当然御承知のように、庁舎の建設ですね、それから学校、個人的な住宅、宿、店舗含めた。業者もたくさん出入りしています。ですからそれにそれもカウントされているのであれば、平成28年度はその分、少しは事業も減ると思います。そういう面からすると、やっぱり10万人を超した超したといっても、本当に手放し状態で喜べる状態なのか、それを分析してほしいと思います。なぜ冬場の観光誘致の取り組みをお伺いするかというと、昔の言葉で言うとヘントッパンという日もあるんですね、大げさに言うと。ところがある一事業者には、日によっては160名、120名、それから1月の暮れには、1月の最終金曜日だったですかね、200名、結局40名の5組、五四、二十、クイーンを一業者で全部押さえられたというケースがあるんですね。私も御承知のように、ある程度そういうところをお手伝いさせてもらっているんですけれども、那覇出張所のほうから、あんた往復券持っていてもいっぱいして乗れないよと。泊の待合所には島民も三、四十人ぐらいいまして乗れないと。所長も来て今のところ乗れないというような事態がありました。私、今何を言いたいかというと、一事業者でもこの冬場の観光にこれだけ誘致の力がある。先ほど村長の施政方針にもありました、観光協会と協力して、冬場の観光をもう少し強化したいと。一業者をブッキングして、一般の民宿にも要するに客を分けるぐらい力を入れてやっている。一業者ができることが、我々名だたる座間味村が、これは冬場の観光にもっと真剣に取り組めないかなということ、まず村長にお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えをいたします。冬場の観光行政といたしましても、一所懸命させていただいているつもりでございます。一括交付金を活用した、ここ4年間続いている東京でのしながわ水族館での冬場の誘客活動、あるいは去年は神戸のほうで須磨海浜水族園、ことしは名古屋港水族館ということで冬場の観光誘致、一括交付金を活用して行政あるいは観光協会とタイアップをしながら、あるいは業者連携して、JTBさん等々含めて一生懸命させていただいているところでありますし、また来年におきましても大阪の大きな水族館と連携ができるような段取りをさせていただいております。修学旅行におきましても、去年は茨城県と栃木県におきましてトップセールスということで副知事あるいは教育長にお会いして、栃木県におきましては全公立高校に私たちの資料を配布したりということで仕事を進めてまいりました。先日、大阪と名古屋のほうに出張でトップセールスに行つてまいりましたが、先日は関西の大手の旅行社に対して座間味村への誘客ということで、修学旅行の営業活動を行っているところでございます。もちろん行政だけがやっているわけではなくて、民間の企業の皆さんの力があってこそ、ここまで観光客が伸びたというのは重々承知しておりますので、これまで以上に、これまで同様、私たち行政といたしましても一括交付金等を活用して冬場の誘客には努めていきたいと思っております。おかげさまをもちまして、去年の1月から3月の間のホエールウォッチングは過去最高だと聞きました。ことしは2月におきましては、毎週末、船が欠航している状況でございますので、芳しい数字が出なかったのは事実でございますけれども、御指摘があったようにまだまだ足りないということでございましたら、また私が先頭を切つて、一所懸命さらに営業活動を進める中で冬場の誘致活動に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはもちろん行政だけではなく、個人で事業をされている方にももちろん企業努力は必要だと思うんですけども、今おっしゃったようにことしはホエールウォッチングも2月の後半まであまり芳しくない。またさらに天気もよくないということで、ホエールウォッチング協会にきのうお伺いすると、前年割れをしているということをお伺いしました。

それでそれと関連する施設管理、それを順を追ってお聞きしていきます。まずそこに書いてあるターミナル、それからトイレ等も含めて、ターミナルはどうしてもうちの玄関口です。非常に塩害かぶったとか、事務所の切符売り場とか、それからホエールウォッチングをしているホエールウォッチング協会、ガラスとトイレもステンレス等がさびて、やっぱり私もこの一、二年、渡嘉敷、渡名喜と十数回行きました。とつても玄関口の施設が、窓ガラスを含め床、トイレ等が非常に汚いと思うんです。皆さんこの庁舎で、設計士も、それから副村長の広報にもありました。ぜひトイレをごらんくださいというようなこともありまして、私皮肉じゃないんですけども、今後座間味村に来る観光客は庁舎にトイレは案内しようかなと思うぐらいのことを、本当は発したぐらいなんですけれども、これを今後どのような形でもう少しきれいにできないかどうか。それをちょっとお伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず座間味港のターミナルについてですけれども、座間味港のターミナルは財産としては沖縄県のものになっております。ただ、年間交付されます港湾の管理費用というのは300万円弱でありまして、ほとんどがターミナルの電気代だけで消えてしまう金額となっております。そのために清掃については基本的に産業振興課の観光船舶班と観光協会、あと冬のシーズンだとホエールウォッチング協会の職員に輪番で清掃を行っている状況にあります。トイレ等についてはしっかりとやってもらっているんですけども、御指摘のとおりガラスであるとか、周辺の清掃についてはなかなか経費が捻出できていない状況で年に2回程度しかやっていないと思います。御指摘のとおり、外の見た目の管理が行き届いていないということは承知をしておりますので、今後しっかりやっていきたいというように検討していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

何回もいいますけれども、本当に玄関口、窓口です。阿嘉港は、阿嘉のターミナルはとてもきれいです。これ要因はダイビングをしている方々がウェットスーツを外で着て、トイレに入ったりすると、どうしてもステンレスといっても赤さびがついたり、そういうことがあると思うので、私は要望としてこの西側のバース、それから東側、ダイビング専用のタイルじゃなくて、コンクリート張りのトイレ等もこれから先は必要じゃないかということで、これは検討していただきたいと思います。そうしないと、今後ターミナルはいつまでたっても私はきれいにならないと思います。

続きまして、総合センター、これはこの前もイベントがありました。1月から申し上げますと、年始会、それから3日の青年合同祝い、5日の老人クラブの新年会、10日の成人式、もろもろ…、産業まつり、社協や福祉が使うデイサービス、それに踊りが使う畳のホールと、皆さんそこへ行ってですね、本当に我々も前回まで向こうで議会をしたけれども、階段とかトイレが本当にこれでいいかどうか。とりあえず今一番のここは古い建物であっても、イベント、雨天のときには一番使っています。やっぱり皆さん言うようにこれ

から船も上等になります。庁舎もこれだけきれいになりました。ところが一步中に入ってみると汚いということであれば、観光客も非常にショックを受けますと思います。その辺の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平議員の御質問なんですけれども、この総合センターにつきましては私ども総務班で管理しておりますので私のほうでお答えしたいと思います。まず、トイレのほうにつきましては、新年度予算、これについて実は清掃賃金を計上しておりますが、利用者、そして区長会等でもやはり同じく御指摘のとおり要望が強くあります。それで今回は予算を実は大幅に増額して、週1回の掃除を行うという管理を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。とにかく一番メインとなっているところです。これも十分これからきれいにさせていただきたいと思います。それから古座間味、阿真ビーチ、両方一遍にお伺いいたします。きのう私、午後から、きょう出しているところのトイレ全部見にいきました。古座間味も当然夏場は2店舗が営業しているものでやっていますけれども、冬場は誰が管理して、たまに産業振興課のほうである方に掃除をさせていると。きのう見に行ったら、本当はこれを写真撮ってきて、全部皆さんにきょうはあげようと思ったんですけれども、あんまり汚いものですからそれまではやらなかったんですけれども、冬場の施設管理、それから阿真も、旅行村、1月の中旬に私がバスを持って、そこのトイレを利用しようと役場に電話したら、冬場は営業していないからトイレは使わさないでくださいと。ところがテントは四、五張り張ってあるんですね。それから海には我々と違ってチラヌ皮が厚いのか、ワッターの皮が厚いか、海には寒くても入っているんですね。それからこの前の寒波であられが降ったという翌日でも古座間味のビーチで泳いでいる人もいますね。そうするときどうしてもトイレ等も使う、その管理等が非常に、座間味村に観光に来たけどトイレに行くとき余りにも汚いということが、とりあえず冬場、しかもそこで管理している人がいない。それで片づけられる問題なのか。ちょっとその辺をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

私どもから古座間味の施設の件で答弁させていただきます。宮平議員のおっしゃったとおり、夏場のシーズンにおいては施設の利用者のほうで清掃していただいております。冬場、今の時期なんですけれども、村の非常勤職員で現在は月曜日と金曜日のみトイレの清掃を行っているところです。御指摘のとおり管理が行き届いていないということですので、早急に実態を調査させていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これもぜひ皆さん、自然、歴史、文化、観光とか、庁舎開所式にも、それから施政方針の中にもたくさん出てきています。しかし、そういうところが汚いとおのずと座間味村のイメージが崩れますので、この辺は重々やっていただきたいと思います。

それから大浜、高月山、チシ、女瀬の崎、含めてやりますけれども、女瀬はポットン式なんですね。そうするとトイレの周辺にトイレットペーパーがあつて、かすがあつて、かわ張つて、私、食事した後に行ったもんでイバチドオリしてですね、大変なことだったんですけど。チシは、たまたま私がそういうこと言つたので掃除はされていたんですけど、男子のところも女子のところも1つずつ鍵がかかつて閉まっているんですね、いわば使用禁止なのか。その辺も直す。それから高月山もきのう行きました。高月山もその件があつたんですけども、ある程度掃除はされていたんですけども、それから大浜、あそこは上等なトイレなんです。ところが誰も掃除しない。これだけ冬場の季節風がいろいろ吹くとそこにながらうたがいはいっばいしているんです。きのうの2時ごろ、2時半ごろ行きました。そういう面で我々は観光で大浜を見せたり、ブルシ街道行ったりとか、いろんなところで座間味の要するに裏と言つたらちょっと失礼ですけども、これから観光名所にある、あるいはこれから先にもいろいろ質問しますが、そういうところを今まで来たように、目の届く届かないじゃなくて、そこもきれいにしていきたいと思うんですけども、これも同じようにお答えいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

私のほうからは高月山とチシ展望台、女瀬の崎のトイレについてお答えします。高月山、チシ展望台、女瀬の崎に関しては、週一、二回、定期的にうちの臨時職員が行っているところです。次年度以降、ふるさと納税、それを利用して月に2回できるように行いたいと思います。先ほどおっしゃっていたチシの展望台のトイレの鍵、なぜ閉まっているのか、これは早急に使えるようにしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もう1つ、この女瀬の崎のトイレですね、ポットンです。皆さん行ったことあると思うんですけど、きのうたまたま私が行ったときにオートバイが4台、自転車が3台、7名の方がここで見ているんですね。そうしたら1の方がトイレをのぞいたんです。私はふだんの格好をしていますから何も言わなかったんですけども、汚いということで悲鳴を上げ、その現場をじかに見ました。ですから女瀬の崎のトイレはポットンですし、周辺、きょう誰か行って見てきても、行かせてもいいと思うんですけど、周辺は本当に汚いですから、まず閉めてですね、これからどう検討するかを考えてほしいと思います。

続きまして、皆さんのお手元にこの用紙を配っています。これは私が以前にも言ったんですけど、これはまずこのほうを見ていただけますか。看板的なもの。これは座間味村指定文化財というふうにしてあるんですけども、阿佐船頭殿の石垣と、そこに中身に文章があるんです。ところがこれは4年前、先輩議員である平田さんがつくられて、そして下は座間味村教育委員会、左端になっているんですね。こういうふうにして、我々は冬場、こういう観光地、あるいは石垣、もちろん言うまでもなく中国の去る、風待ちしたときの休憩場所であつて、そういうものの歴史的な背景を書いてあるんですけども、こういうものを見せたときに何でこうなんですかと。これはすぐにでもできるんじゃないですか、運転手さん。それとガイドさんと。しょっちゅう言われるんですね。これは私、以前にも高良家とこの2つは総務課長がまだ企画を持っているところに、これ早目にしてちょうだいということをやつたら、これは一括交付金で、電子式で、ボタン式でこういうものを考えているので早急にやりますと、あれからもう4年ぐらいたっているんですね。その辺の取り組み、教育長を含めてどういうお考えですか、ちょっとお答えできますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

ただいまの質問にお答えします。確かに本村におきましては、歴史学術的に貴重な文化財が多数残されており、維持、保全に関しましては積極的に取り組んでいく必要があるというふうにご心得しております。特に国指定、重要文化財、高良家に関しましては案内板が老朽化により景観上悪いということで撤去している状況にあります。ほかにも村指定文化財の案内板が破損している状況にあります。調査等を行い、宮平議員からありましたとおり我々としても一括交付金を活用して整備をしたいと考えております。なお、今年度、阿佐区の写真がありましたけれども、それに関しましては、阿佐区の総会からも要望がありました。これに関しては、業者に委託をして年度内に整備をする予定となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどから歴史文化、この島は他市町村に比べると一歩も二歩も私はおくれていると思います。そういう面で、例えば今、ホエールウォッチングをします。阿佐1便で来て、午前中で終わって、午後からカメラかついであっちこっち歩いている人も結構いるんですね。退屈で2時のフェリーで帰る人もいる。本来は4時20分の高速なはずですけども、そういう面で座間味にはまだそういうところもありますよということも、今後知らしめる必要も、それからピーアールしていく必要も当然あると思うんです。ですから何回も言うように歴史文化館というのはですね、これから資料館もつくると言うような施政方針の中にも出ておりますけれども、そういった面でもっと強化をしていただいて、変わった形の観光産業の見直しを徹底的にやっていただきたいと思います。もちろん海は島のメインでありますけど、海だけじゃなく、そういったところにはマカーの杜、詩碑、ツツジの森、諸先輩方が阿嘉、慶留間行くと、小鳩の塔とかいろんなことを言っています。私が言いたいのは諸先輩方もそろそろ年老いて指導、助言する人がだんだんいなくなります。そうすると私たちは村史を見て、これからまた発掘して新たにつくり直すかと。新たにまたそれを再現するかとなると、非常に難しいところが出てきます。今のうちに村長、教育長、やっぱり耳を傾けて、謙虚に受けとめて、そういうものは一つ一つつくり上げて、しけたときのきょうみみたいな天気、島には観光客が全くいないわけではないです。海にも出られない、どうしようもないというときにはこういうところもありますよということ、今後、大いに力を入れていただきたいと思います。

ついでですけども、この裏側に赤瓦の家が載っています。これは三、四年前まではお母様とお子様2人、児童生徒がいたんですけど、これの管理はどこがされて、それからこれの貸し出しは村としては行ってないんですか。それともあるいは公募していないんですか。その辺をついでにお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

村のほうのお答えをさせていただきます。本案の赤瓦の住宅に関しては個人有地となっておりますので、村管理ではありませんので、かえさせていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。というのは、こっちは何回か行くと電気、水道、電話等、線も全部引かれているもので、いつも見るたびにもったいないなど。というのは、渡名喜島がこういう感じで、もちろん周りはきれいなブロック塀ですけど、上は赤瓦でこういった住宅を4つ、5つぐらいつくって渡名喜に移住している方に貸すというようなこともやっているものですから、それに準じてうちもやってもいいんじゃないかなということ参考までにお聞きしました。

まず、これらのことを申し上げてひとつ提言ですけど、新庁舎もできました。私は、これ新年度予算のときにももちろん出てきて、今総務課長がおっしゃるように、各分野に清掃費を組まれています。これを例えば新庁舎も掃除しながら、各施設を委託で、例えば軽自動車1台ぐらいの、掃除の7つ道具を持ってぐるぐる回ったりとかですね、そういったことも考えてもいいんじゃないかなと。助言としてですよ。これをやってくださいじゃなくて、そうすると雇用にもつながるし、渡嘉敷みたいにターミナルもきれいに見えるんじゃないかなということで、その辺も含めて検討していただきたいと思います。じゃあ、その件に関しては以上です。

続いて、よろしいですか。今度は税収について、これは去年も申し上げました。市町村行政の現状と課題というのが、沖縄県企画部市町村課からこの前の2月18日の議員研修会で出ました。本村は、これはなぜ私が聞くかということ、唯一の自主財源ですね、これが、うちでは。もちろん国保税を除いてですから、41市町村のうち40位なんです。確か去年が37位か38位、これは去年も私このことをお聞きしました。その中でももちろん、去年の答弁の中にも滞納分からとか、現年度分からとかというような、いろんな話をお聞きしましたけれども、41番目のある村は実は事務の失態で、手違いで本来はもう少し収納率が上がっているということを、私たち議員研修会、きょういらっしゃる議員の皆さん、みんな聞いていますけど。となると、座間味村が最下位なんです。我々もそういう会合へ行くと座間味村が最下位というのは、本当に恥ずかしいというか、何か嫌な思いというか、そういうことで今後どのような取り組みをしているのか。ちょっとそれを一旦お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの税収関係の御質問です。やはり私も財政に携わっているものとして、税収というのは財政における根幹をなすものだという認識はしております。その中で現状課題もやはりございます。平成26年度、現年度についての徴収については村民税99.5%、固定資産96.4%、軽自動車税については98.3%と、いわゆる現年度分について高い徴収率を有しているとは考えておりますが、その中で昨年度もそうなんですけれども、過年度分の滞納額、分子と分母の関係になりますが、やはり滞納額が大きいと、それに対する徴収率が低いということで、トータルで計算いたしますと平成26年度市町村課からの公表にありましたとおり40位という数字となっているということで分析をしております。村としてもこの件は昨年度に引き続いて何らかの対策が必要ということで徴収対策のためプロジェクトを立ち上げさせていただきました。その中で徴収率の向上に向けては、今年度は預貯金の差し押さえも実際にさせていただいて、一定の徴収成果を上げてきたところでございます。さらにもう1つの課題として、決算認定における不納欠損の扱いでございます。データにもあると思いますが、我々と何市町村以外は不納欠損を出していない状況が続いている。他の市町村、35市町村ぐらい不納欠損の扱いもやっています。これは法律に基づくもので対応させていた

ですが、今後はその不納欠損の扱いについて、あり方についてもプロジェクトで取り組んでいこうということで課題解決に向けて取り組んでおります。また、単純に徴収率を上げるだけではなくて、職員の意識向上も必要だということで、今年度は徴収率が高い市町村へ足を運びました。それでうちの職員もそこでの取り組み等を勉強させていただいて、今後の徴収率向上に努めさせていただきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひこれは、来年も私たち同じ時期に、また同じような研修会があると思います。そのときには最低15位ぐらい、中間ぐらいまでは持って行っていただきたいと。それから今、差し押さえ等も、私が聞こうとしていたことを今総務課長はおっしゃってくれたので、それは触れません。とりあえずまず40位、41位とかというのは、どうしても避けていただきたいと思いますので、これからも施政方針の中にもありました、そういったプロジェクトチームをつくっているということで、今後ますます力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

続いて行きます。3番目ですね、株式会社二一・ざまみ、これは私たち議員も、それから執行部の皆さんも、とても頭の痛いことだと思います。これは前政権において離島の、小規模の、小さい地域において安定した雇用の場を創出するというのでつくり上げ、村は52%の株を出資、議会の承認を得てということで私の取り寄せた資料ではあるんですけども、やってまいりました。しかし、諸般の事情により立ちゆかない状態になっているということで、村はこの会社の破産手続を開始したところですよ。これがどのような形で進んでいるのか。それから私が最終的にお伺いしたいのは、執行部の皆さんも怒らないで聞いてください。要は、これは当時は議会の承認を得て設立した会社だというふうに、いろいろ資料等を寄せたらそう書いてあります。今、清算に向け進めているところですけど、議会の承認は必要ないのか。それともう1回お聞きします。村債として、補填する気はないのか、この2点をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの宮平喜文議員の質問に対してお答えしたいと思います。担当は引き続き、私になりましたのでよろしく願いいたします。まず1点目のほうですね、ただいまの進捗状況ではございますが、今のところ弁護士事務所にて自己破産申し立てに係る業務を委託しておりまして、現在把握している全債権者に対し、介入通知の送付を終えております。債権調査票の返信の有無にかかわらず、4月上旬までには自己破産を裁判所に申し立て、破産管財人より自己破産の清算手続が行われることとなっております。

続きまして、解散の前に議会の議決は必要ないかという御質問なんですけれども、平成11年の議会の資料を調べましたところ、設立に関しての議会の承認は得るということは見当たりませんでした。清算におきましても、本村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例では、700万円以上の不動産、また動産の買い入れ、もしくは売り払いとなっておりますので、議会の議決は必要ないとの解釈をしております。しかしながら、議会には昨年9月定例会におきまして、これまでの経過と今後の動向についての報告は必要と判断し、村長より説明をさせていただいた次第です。恐らく平成11年の議会では起債の補正、それから出資に関する予算の説明はあったかと思っております。

もう1点ですね、第三セクターに対する起債等の支援はないかということでございますが、平成21年度から平成25年までの時限措置で解散又は再生の手続の資金として、第三セクターと改革推進債というものがございました。検討いたしました。申請としての条件で議会の承認を必要とする損失補償を行っている

法人であること。本村の将来負担比率にも影響するという理由で見送ることとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。私の取り寄せている資料では、平成11年3月31日に議会の承認を得たというふうにあっちこちからいろんな資料を見てはいるんですけども、もう一度それはまず調べてみてください。平成11年3月31日、ですから3月定例議会が終わって、その後に臨時議会か何かを持ったのかどうか、そこまでは定かじゃないですけど、今はそちらに執行部もその当時の人は誰もいません。議員も誰もいません。しかしそれはそういうふうを書いてある以上は、何らか私たちがただでは、そのままの形では済まないんじゃないかなと思ってお聞きしております。

最後にもう1つ、これは破産、後々それに対する支障はないか、ちょっとこれが今1点気になりますけれども、村長どう思われますか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えします。支障はないかというところでございますが、現在、私どもといたしましては、株式会社二一・ざまみにかわりまして、いろいろな書類を整理させていただきながら、破産の手続を弁護士を通じて行っているところであり、ただいま裁判所において破産管財人の選定に向けた作業を進めているというふうに報告を受けております。その中で、いわゆる未払い金等々がある場合もございますので、そういう方々には迷惑をかけることにはなろうかとは思いますが、そこに関しましては裁判所で選定をされた破産管財人にですね、法律に基づいて事務処理をしていただくということで、破産に向けて進んでいくことになろうかと思っております。もちろん短期での貸し付けをされた方とか、売掛金がある方というのは多少いるというふうに話は聞いておりますし、短期の金額でいいますと、決して安い金額ではございませんが、これに関しましてはこれまでの議会の中でもお話をさせていただいたとおり、公的な資金を使って、どこまで私たちがお手伝いができるのかというのをしっかりと議論させていただいたというふうに私は認識をしております。そういう方々に対しては大変心苦しい部分もございますが、私たちにできるところはしっかりとやっていく。その辺も含めて、これから破産管財人がいろいろな債権者の方々と会ってお話をするのでしょうし、私どもといたしましても、その破産管財人と議論をさせていただく中で行政としてやるべき仕事があるのであれば、そこに関しては法律に基づいて、しっかりとお手伝いをさせていただくというところがございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

いろいろお話聞いて、お互い非常に心中複雑なところがあると思っておりますけれども、村長も去る第18期の株主総会、9月29日に新社長におなりになっておりますので、その辺も議員の皆さん、執行部の皆さんが

御存じかどうかというのが非常にあれなんですけれども、とりあえず今は17期株主総会で全役員が総辞職して、さらに再任されたで同じ方もいはするんですけれども、結局は清算に向けて取り組んでいるということですから、その辺を双方ともに向こう側でも一日も早くわかりやすいような解決に向けてこれからも努力していってくれるようこちらのほうも、私も一株主なんですけれどもね、どういうわけか。知らないうちに株主になされていたという経緯がありますけど、そういう話をやってもどうしようもないですけど、そういう形でひとつ、これは真剣に取り組んで、そのために副村長も奮闘されているということをお聞きしていますので、期待申し上げてこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、これは学校問題は、非常にあれですけれども、教育長、教員宿舎、学校は御承知のとおり、さっき言ったように電子黒板、それから幼稚園の問題出てきていますけれども、私学校の先生たちと、時代に相違が出てきて飲む機会もだんだん少なくなっているんですけど、ここ二、三年、あるいはここ四、五年のうちに、宮平さん、座間味は非常に人気がありますと。ところが校長住宅の2世帯と教頭住宅の4世帯以外は言えば星美、浜屋は、今与那国並みの台風が来たら、浜屋はまずもたないでしょうと。これは去年も同僚議員から壁が剥がれた部分、補修した部分、いろんなことが出てきましたけど、これをきれいにやれば座間味に希望者は多いですよ。座間味は非常にそういう面で、中学校の先生であればサバニレース、婦恋、いろんな事業もあって非常に魅力的で、何も僻地だというふうには思っていないです。ところが癒しの里となる宿が非常に汚いというか、もう古いというような御指摘を何名かの先生方から受けております。教育長ももちろんそういう面で、離島でも教鞭もとられた方ですから、大体耳には入っているとは思いますが、それと関連するかどうかはわからないんですけれども、新年度は阿嘉島にも、慶留間島にも中学3年生が1人もいないということはこの前の学力向上推進発表会のときに聞いて非常に残念に思いました。恐らく9年前は入学生ゼロということは聞いていないですから、当然村内もろもろの事情があったと思います。上の子が出るから下の子も一緒に連れていくということもあったかもしれないんですけど、ただそういう面からすると、もちろん座間味も阿嘉も慶留間もそうなんですけど、教員宿舎というのは家族連れも来たりします。そういった面ですと、この辺も、もちろん資料館、ほかの部分もいっぱいつくる、公営住宅もある。いろんなことが出ていますけど、やっぱり先生方は子供は宝ですから、子供のために一所懸命教鞭をふるっています。癒しの里である宿も真剣に取り組んでいただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。座間味小学校教員宿舎で、通称浜屋荘なんですけれども、昭和56年に建築され35年が経過し、老朽化が進み、台風等の大雨時には雨漏り等があり危惧している状況にあります。その辺は我々も把握しているところであります。赴任された先生方が安心、安全に生活できるよう改築に向け準備を進めている状況にあります。それも沖縄県教育庁施設課並びに村の財政状況を調査し、建てかえの時期を決定し、文科省へ国庫金請求を行う予定を考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これもいち早く取り組んで、この前、離島支援の高校の寮もできました。そういうことから含めて、これも離島の教職員の、あれは学生ですけれども、これは職員のここでの子供たちの面倒を見るという立場からみましても、違うにしても、その辺は一刻も早く取り組んでいい環境のもとで子供たちを教えていただきたいと思っています。それでは、私の質問はこれをもって終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

皆様おはようございます。よろしく申し上げます。質問の前に、ちょっと余談なんですけど、きょうの朝のニュースをごらんになった方いるでしょうか。名護市議会の報酬の話題がニュースになっていました。800万円から650万円増の1,450万円という報酬が、映像で見る限りほぼ全会一致で可決されました。その人たちからしたら私たちがもらっている給料はおしめ代にもならないのかもしれませんが、私はきのうこの給料分も仕事ができるかどうか、プレッシャーで一睡もできませんでした。なので執行能力が大丈夫かどうかわかりませんが、議長、おかしな発言をしたらストップをかけてください。では、質問に移っていきたいと思います。

まず初めに、公共施設の維持、管理についてですが、この件に関しては先ほど宮平喜文議員の質問と多少ダブる部分があるので、直接担当課のほうに足を運んでチェックしていきたいと思いますので、この件については省かせていただきます。次の質問にそのまま移りたいと思います。

1次産業の振興についてなんですけど、毎年開催される村の産業まつりですが、担当課においてはいろいろ工夫を凝らしていたようですが、年を重ねるごとに年々寂しい状況になっています。観光が主の本村において農産物の出展、展示がメインの産業まつり、今後の開催については私はいろいろ考えるべき時期に来たのかなと感じました。産業まつりの結果も踏まえ、これからの村の取り組み、この村の1次産業に期待できる形が築けるかどうかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。ことし2月13日に行いました産業まつり、重機の操縦体験であるとか、それから野菜の直売とか、産業まつり全体が盛り上がるようにということで仕掛けは行いましたけれども、ことしは過去に例のないような寒波等があって、農産物が非常に少ない状況があり、確かに大変寂しい状態であったということは認識しております。過去の産業共進会と言われていた時代から、産業まつりは農産物を中心とした祭りをやってきました。宮平譲治議員のおっしゃるとおり、今後のあり方とうのは再度考えていかなければいけない時期に来ているということも考えております。さらに観光とリンクした第1次産業の振興というのはずっと言われてきておりますが、なかなか実現しておりません。ただ、村長の施政方針の中にもありましたけれども、水産業については一括交付金を活用して製氷施設をつくったり、直売所をつくったりということで、次年度も大きなコンテナ購入ということもやって、漁業についてはさらに若い漁業者もふえつつあって、見通しは明るいのかなとも思いますし、村内の飲食店にも提供されるようになってきているようです。

ただ、一方で農業については高齢者ということで、高齢化によって耕地面積の縮小、あとは離農者が多くて遊休農地、耕作放棄地が非常に多くなっておりまして、その解消が課題となっております。そのような中におきましても、平成28年度には阿真地区を対象にかんがい排水設備を整備しまして、就農者の支援を行

うこととしております。ただ、小規模な農地の多い本村においては、農地の集約、あと実際に営農される方が今後の大きな課題になっていると考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。きょうの村長の施政方針にも掲げられていて、私もこの島で農業が形になるにはどういう方法があるか、ずっと考えているんですが、まず施政方針にも掲げている農地の集約、かんがい排水の整備、農業支援等、これの方針はしっかりと掲げてあるんですが、それを予算に反映できるような形を示してほしいと思います。個々の努力で形を築いていくべきなのか、ある程度、軌道に乗るまで村が政策的予算を確保していくべきなのか、私らもある程度、村が基盤整備をして進めていくべきだと考えています。本村の基幹産業は観光ですが、観光産業は経済に大きく反映します。過去に村内入域者数が6万人に落ち込んだ際には、観光事業所、経済的打撃だけではなく、人口流出にもつながる大きな影響を受けたこともあります。村の産業別人口の割合を見ても、観光業、第3次産業の割合が90%以上、2次産業は5%弱、1次産業については3%弱にしか満たない数字となっております。これから先、海の魅力、豊かな自然に頼るだけの観光では限界があると私は思います。この村でできる1次産業の形、漁業、農業のしっかりした柱を築くことで村の食の魅力が観光につながることで、これまで以上の付加価値をつけたサービスの提供につながることでと考えています。これまで村は直接的に観光の予算づけにはコマーシャル等に大きな予算をかけてきましたが、この観光に直接的な投資だけで観光の維持は可能だと考えているかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。観光だけでももちろんやっていけるはずはないと考えております。まず1次産業の振興につきましても、1次産業といいますか、産業の振興につきましても施政方針あるいは産業振興課の垣花課長から話があったと思いますが、まずしっかりと今策定中であり産業振興計画を策定する。その産業振興計画に基づいて各種施策を展開する中で予算づけをしていく。あるいはいろいろな取り組みをしていくというのが基本的な考えだと認識しております。これまでも宮平議員に対してもいろいろと御助言をいただきながら、議会の中でもぜひ農業に詳しい宮平議員にも何かしらの場面で参画をしていただきながら、農業振興についてのノウハウを教えていただければありがたいという発言をさせていただきましたが、その気持ちは今も変わりませんので、ぜひとも、まず、この第1次産業の振興ですね、そこをしっかりと、計画の策定をしっかりとやっていく。その中に基づいて予算づけをして、特に農業に対する施策を展開していこうと考えておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。私も村に要望するだけでなく、私の立場からも私が先頭を切って示していかないとかなない立場だと私も自覚しております。一緒にいい形を築ければと思っています。

それともう1つ村の取り組みで、座間味村地域創生プロジェクト事業が進められていると思いますが、私も一度ワークショップに参加したのですが、そこでは急だったので自分の考えがまとまらず、大した意見を述べることはできなかったのですが、そこでの話題の中心も観光がメインで、観光を基盤にした村のあり方が話題の中心になっていました。その中身はまだ、これからいろいろ考えていく内容だと思うんですが、そ

こでの話の中の1つに、今現在、座間味村人口が約900人だとしたら、村の人口のキャパはどれぐらいが妥当なのかという話題が1つ上がりました。そこでの村のキャパは1,000人ぐらいが妥当ではないかという話が上がったんですが、この村は過去に2,000人を超える人口がある時期もありました。また、カツオ漁の最盛期には今の約2倍、1,700人から1,800人の人口がいました。恐らくその時代は経済的にはわからないんですが、過去おじい、おばあから聞いた話を思い浮かべると、精神的にも豊かで住みよい村だと想像しています。観光を主に考えてしまうと、私も1,000人規模が妥当なのかなという考えになってしまいますが、1,000人規模の人口を維持するには昨年10万人の入域者数を村は突破しました。この10万人を維持することが1,000人の人口が仲良く生活できる基準になってくるのかなと思います。先ほど話した産業の割合、観光を中心ではなく、これを少しでも1次産業の割合をふやすことで、村の人口のキャパをふやすことが私は可能だと考えております。ぜひこの村の1次産業のしっかりとした基盤をつくることで、観光にもプラスアルファの効果が生まれ、これまで以上に高品質の観光にもつながると私は考えています。村長はこの村の人口のキャパというか、その辺はイメージありますか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。その前に、先ほどから話をしている座間味村版総合戦略というのを策定させていただいておりますが、去年ですか、日本全国の限界都市、限界町村でしたか、そういう報告書が有名な政治家出身の方から、シンクタンクから出されておまして、そういうような計算からいくと平成72年には相当な人口減少が想定されると。いろいろな計算式があるようですが、その辺の計算式に当てはめると、座間味村の平成72年は376名の人口になっているんじゃないかと。これは同じような計算式でやっていますからそれが当てはまるかどうかは別として、そういう話も出ているというのは現実としてあります。その数字をもとに、私たちはじゃあ、平成72年に370名でいいのかという話をさせていただきますと、それはもちろんそうではなくて、そういう現状があるという現状を考えますと、まず、私たちは平成72年に何名の人口があるべきだろうか、目標を立てるべきであろうかという話の議論をさせていただく中で、現在の余りにも激しい減少率の中から1つの決定はしておりませんが、目標として、まずは平成72年の時点で人口800人は最低維持しなければいけないというふうな、基本的な考え方のもとにいろいろな施策を展開させていただいております。私ももちろん800名でいいとは思っておりませんし、1,000名以上いたほうがいいというのが現状認識であります。そのために先ほどから話があるように、観光だけではいけない。今でも10万人来ている中で新たな雇用が創出できるかという、なかなかしづらだろうということでもありますので、観光におきましては新たな施策でメニュー開発等々をすることによって、新たな仕事ができる、それから農業、漁業にもしっかりと注力をさせていただき、担い手といいますか、新たに漁業者、農業従事者が出ることで、仕事をつくることで人口がふえていくというふうに認識をしております。要は、どんなに住みたくても仕事がなければ住めないという状況が、これから先にあってはいけないということを踏まえ、譲治議員がおっしゃるように、農業、漁業振興にも行政はしっかりと手を差し伸べると言う大変おこがましい表現になりますが、予算なり、施策を展開していくことでなりわいとしての1次産業をしっかりとサポートしていく環境をつくるということが大切だと思っております。

一方で、そうは言ってもやっていただける村民の方々がいないといけないものですから、その辺に対するの危惧はしておりますが、その辺を含めて、議員の先生方を含めて一緒に議論をしながら、新たに農業をしていただく方、あるいはさらにもっともっと若い人たちが漁業に進出できるような環境等々も含めて議論をしていただければと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

よくわかりました。ぜひ、この村の1次産業のしっかりとした形が築けるよう、住民を含めて志しあるもの、いい話し合いの場をたくさん持ってくれることを期待しています。よろしくお祈いします。この件に関しては以上です。

次に最後の質問ですが、座間味村役場組織体制についてですが、地方分権の進展、住民ニーズの多様化等により、地方自治体の事務は質、量ともに増大していると思います。本村の行政サービスを維持、向上していくためにも、現在の組織体制についてお聞きしたいと思いますが、まず1つ目に、職員の負担軽減を考える部分は見直すべきところは見直してほしいのですが、昨年末から緊急時の連絡、ワンクッションコールの119番対応が沖縄県消防指令本部への対応へと変わり、職員の負担軽減は少し減ったと思いますが、これを機会に宿直当番の見直し等も考えられないものか、委託等ができないものかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平譲治議員の宿直等の体制についての御質問なんですけれども、これについては御存じだと思います。職員のほうで輪番制で365日管理をさせていただいています。これらの法的に基づく届け出、婚姻とかの届け出、葬儀等の申請等もあります。これについての届け出等もあって職員が待機しております。しかしながら、他方、大きな市町村では大きな警備会社への委託によって24時間の警備をさせていただいております。我々は、実は中でも職員からもこの議論は上がっておりまして、それに対応して募集等も内々で進めておりますが、やはり夜の宿直等について賃金等を提案してもなかなか引き受けてくれる人がいないというのが現状でございます。一方、ほかの近隣の市町村、警備会社へ委託したけどまた職員がやっている等あります。我々としては、今後退職されたうちの職員を活用してできないか当たっているところであります。これについては、私も職員の負担軽減を図るために、やはり疲労困憊の中で業務を続けさせるのは大変だと認識していますので、マンパワーを活用して、住民の方でもしお手伝いできる方がいたらぜひ活用して宿直日対応させていくように考えていきたいと思ひます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。電話対応等、ある程度役場の業務内容も把握していないといけなひ、誰もができる仕事だとは思ひません。適任者があらわれればぜひ見直しを考へてほしいと思ひます。

次に行政機構、村長事務部局の組織体制についてですが、現在、村長部局3課の組織体制となっておりますが、今年度は退職者も重なり、行政運営に支障を来さないか心配なのですが、この組織体制になって2年ほどですが、うまく機能しているのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問でございます。宮平議員がおっしゃるとおり3課合わせて1委員会という組織で対応させていただいております。確認したところ、やっぱり他の類似団体に比べて課数が少ないということで認識しておりますが、我々としてもこの2年間、少ない職員で窓口対応、いわゆるワンストップサービスと言わ

れるものを心がけて対応してきたところでございます。また、昨年副村長を置くことによって、副村長への一般の行政事務をお願いして職員の負担を図って対応しているところです。やはり限られた団塊の世代のベテラン職員が多く退職する中、我々も残されたベテランと言われる職員も数が少ない状況ではありますが、一所懸命部下を育てるということで我々管理職も心がけて、日々対応しているところでありますが、このことで行政が遅延することのないように、またより一層引き締めて部下の育成を図りながら、職員を育てながら住民サービスを現状維持、それ以上にサービス提供できるように、しっかりと対応させていただきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

一人一人、村長の思い、いろいろ意見あるとは思いますが、あくまでも私の意見なんです、私が感じる限りはうまく機能しているとは私は思っておりません。以前は総務課、住民課、産業振興課、公営企業課、会計課と5つの課があり、現在は組織の若返りも図る中、課長の監督責任、隅々まできちんと目が行き届いているとは私は思いません。新庁舎も完成しました。村長もまだまだ若いと思います。行動力、柔軟性、修正能力のあるリーダーだと思っております。役場職員とともに、この村もこれからどんどん成長していくことを私は期待しています。副村長も誕生しました。村長には言えないことも副村長には本音を言えることもあると思います。副村長が村長抜きで職員の本音を聞き出して、今の体制で本当にいいのか、それとも改善すべきなのか、これから先長いです。ぜひ見直すところは見直しを考えてほしいと思います。小さな島です。私はどんなに事業者が頑張っても、この島を維持していくためには公務員力にかかっていると思います。役場職員がいつまでも元気であれば村の元気がいつまでも維持できると私は思っていますので、ぜひ見直しが必要であれば取り組んでほしいと思います。一言村長いいですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提言ありがとうございます。1期目、私が当選させていただいたときは村長部局、7課ございまして、2期目当選させていただいて、1期目のときの7課から5課に減らし、3課に減らしたというのが現状になっておりますが、提案のあったことをしっかりと真摯に受けとめたいと思っております。

そうは言いつつも、一言だけ申し述べさせていただきますと、課の再編に関しましては、私の強い思いもありますが、職員の皆さんにも議論をしていただいているつもりでございまして、私の耳に届かない部分はあるかもしれませんが、しっかりと課の編成と申しますか、そういうことで再編ではなくて、編成、課のあり方については職員にもおろして議論をさせているところであります。職員数をふやしたいけどなかなか条例定数をふやせない中で、課長の皆様方には大変広範囲の守備範囲になってしまっている、苦勞かける部分もあるんですが、業務が多くなった分、いわゆる現場で働く職員をふやしたいという別の意味での私の思いもございまして、課を減らすことで管理職が減るんですが、現場で働く職員が多くなるという考え方も一方でございまして、そういう形でこの組織体制でやっているところでございまして、御指摘がございまして、しっかりと、また若い職員等々の意見も踏まえながら、あるいは課長の皆さんの負担軽減も考えつつ、私が言うところリーダーシップを発揮するのではなくて、直轄的な話でおかしくなるかもしれませんので、副村長を中心に職員の皆さんと議論を深めていく中で、将来の組織のあり方について議論をさせていただきたいと思っております。御提案ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

よろしくお願ひいたします。これで私の一般質問を終わります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

日程第7. 議案第1号、座間味村職員定数条例についてから議案第15号、平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの、提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、午後も引き続きよろしくお願ひいたします。議案の説明をさせていただきます。

議案第1号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

フェリーの大型化に伴い船内における業務の範囲が拡大し、航海の安全を確保するためには定員を増員する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第1号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「16」を「17」に改め、同条第4号中「55」を「56」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第2号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成27年度の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しを実施する為、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第2号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400

9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300

	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
再任用職員以外の職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800

73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			

	105		297,100	345,600			
	106		297,400	346,000			
	107		297,800	346,400			
	108		298,100	346,800			
	109		298,300	347,300			
	110		298,700	347,700			
	111		299,100	348,000			
	112		299,400	348,300			
	113		299,500	348,800			
	114		299,800				
	115		300,100				
	116		300,500				
	117		300,700				
	118		300,900				
	119		301,200				
	120		301,500				
	121		301,900				
	122		302,100				
	123		302,400				
	124		302,700				
	125		303,000				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

行政職給料表

(単労職)

職員 の区 分	職務 の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300

28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200

	60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
	61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
	62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
	63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
	64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
	65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
	66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
	67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
	68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
	69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
	70	208,300	251,300	281,300	310,100	
	71	208,600	251,900	282,100	310,600	
	72	209,200	252,400	282,800	311,100	
	73	209,700	252,600	283,600	311,400	
	74	210,300	253,000	284,300	311,900	
	75	210,900	253,500	285,100	312,400	
	76	211,700	254,000	285,900	312,800	
	77	211,900	254,600	286,500	313,000	
	78	212,600	255,000	287,000	313,300	
	79	213,200	255,500	287,500	313,600	
	80	213,800	256,000	287,900	313,900	
	81	214,500	256,300	288,300	314,200	
再	82	215,100	256,600	288,700	314,500	
任	83	215,700	256,900	289,200	314,800	
用	84	216,400	257,200	289,700	315,100	
職	85	217,100	257,400	290,100	315,300	
員	86	217,700	257,600	290,700	315,700	
以	87	218,300	257,900	291,300	316,000	
外	88	219,000	258,200	291,900	316,200	
の	89	219,500	258,400	292,200	316,400	
職	90	220,100	258,600	292,700	316,700	
員	91	220,700	259,000	293,200	317,000	

92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	
104	227,600	262,600	298,600	
105	228,000	262,800	298,900	
106	228,500	263,000	299,300	
107	229,000	263,300	299,700	
108	229,400	263,500	300,100	
109	229,600	263,800	300,400	
110	230,000	264,100	300,800	
111	230,500	264,400	301,200	
112	231,000	264,600	301,500	
113	231,400	264,800	301,700	
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	

	124		267,700	304,500		
	125		267,800	304,700		
	126		268,100	305,000		
	127		268,400	305,300		
	128		268,700	305,500		
	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	143,400	186,900	220,900	254,500	286,600	315,400
	2	144,400	189,100	222,600	255,900	288,000	317,300
	3	145,500	191,300	224,100	257,400	289,400	318,900
	4	146,500	193,500	225,500	259,100	290,800	320,600
	5	147,500	195,600	226,900	260,800	292,100	322,400
	6	148,800	197,500	228,600	262,700	293,400	324,000
	7	150,100	199,400	230,300	264,400	294,700	325,700
	8	151,400	201,300	232,000	265,900	296,000	327,200

9	152,500	203,100	233,500	267,200	297,400	329,000
10	154,000	204,700	235,200	269,000	298,700	330,600
11	155,600	206,300	237,000	270,700	299,800	332,200
12	157,100	207,900	238,700	272,400	301,000	333,900
13	158,400	209,500	240,300	274,000	302,300	335,500
14	159,900	211,100	242,100	275,500	303,300	337,100
15	161,400	212,500	243,900	277,000	304,100	338,700
16	163,000	214,000	245,600	278,500	305,200	340,200
17	164,400	215,300	247,300	279,900	306,100	341,700
18	166,100	216,700	249,200	281,300	307,100	343,300
19	167,800	218,100	251,100	282,600	308,000	345,000
20	169,500	219,400	252,700	284,000	308,700	346,700
21	171,100	220,400	254,300	285,500	309,600	348,300
22	173,100	221,800	255,700	286,900	310,600	349,900
23	175,000	223,200	257,200	288,400	311,700	351,500
24	176,900	224,600	258,900	289,800	312,700	353,100
25	178,600	225,900	260,600	291,200	313,500	354,500
26	180,400	227,200	262,500	292,500	314,300	356,100
27	182,200	228,600	264,200	293,700	315,100	357,700
28	184,000	230,000	265,800	295,100	316,000	359,200
29	185,600	231,300	267,000	296,300	316,900	360,700
30	187,700	232,800	268,800	297,400	317,800	362,000
31	189,800	234,200	270,400	298,500	318,600	363,500
32	191,900	235,500	272,000	299,600	319,300	365,000
33	193,800	236,700	273,500	300,800	320,200	366,200
34	195,700	237,600	275,000	301,900	321,100	367,200
35	197,600	238,300	276,500	302,900	322,000	368,400
36	199,500	239,400	277,900	303,900	322,900	369,500
37	201,300	240,100	279,300	305,000	323,700	370,800
38	202,900	241,400	280,600	306,000	324,600	372,000
39	204,500	242,500	281,800	307,000	325,500	373,000
40	206,100	243,700	283,300	308,100	326,400	374,100

41	207,500	244,500	284,900	309,100	327,200	375,000
42	209,100	245,800	286,200	310,000	328,100	376,000
43	210,700	247,000	287,600	311,000	328,900	376,900
44	212,300	248,500	288,900	311,900	329,700	377,900
45	213,700	249,500	290,400	312,800	330,600	378,900
46	215,000	250,900	291,800	313,700	331,400	379,700
47	216,200	252,200	293,100	314,500	332,300	380,700
48	217,500	253,400	294,400	315,400	333,100	381,600
49	218,900	254,800	295,500	316,300	333,700	382,400
50	220,100	256,200	296,700	317,100	334,200	383,400
51	221,300	257,600	297,800	317,900	334,800	384,200
52	222,400	259,000	299,100	318,600	335,400	384,900
53	223,700	260,100	300,400	319,200	336,000	385,900
54	225,000	261,500	301,500	320,000	336,600	386,700
55	226,200	262,800	302,600	320,800	337,200	387,600
56	227,400	264,000	303,600	321,500	337,800	388,300
57	228,500	265,100	304,700	322,000	338,100	389,200
58	229,700	266,400	305,700	322,600	338,700	390,000
59	230,900	267,600	306,800	323,300	339,300	390,800
60	232,100	269,000	307,900	324,000	339,900	391,600
61	233,300	270,200	308,900	324,600	340,100	392,100
62	234,400	271,400	309,800	325,100	340,500	392,800
63	235,300	272,400	310,900	325,600	340,800	393,400
64	236,400	273,700	311,900	326,200	341,300	394,100
65	237,000	275,000	312,800	326,500	341,500	394,700
66	238,000	276,200	313,700	327,000	341,900	395,200
67	238,800	277,400	314,500	327,600	342,300	395,600
68	239,900	278,500	315,400	328,200	342,700	396,100
69	240,900	279,500	316,300	328,600	343,200	396,800
70	241,700	280,400	317,000	329,000	343,600	
71	242,500	281,300	317,700	329,400	344,000	
72	243,400	282,200	318,400	329,800	344,500	

	73	244,200	283,100	318,700	330,000	345,100
	74	244,900	283,800	319,200	330,200	345,600
	75	245,500	284,400	319,700	330,400	346,100
	76	246,100	285,000	320,200	330,600	346,500
	77	246,400	285,600	320,800	331,000	346,800
	78	247,000	286,200	321,300	331,200	347,200
	79	247,600	286,800	321,900	331,500	347,600
	80	248,300	287,300	322,500	331,800	348,000
	81	248,900	287,900	323,100	332,100	348,400
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	82	249,300	288,500	323,500	332,500	348,700
	83	249,600	289,100	323,800	332,800	349,100
	84	250,100	289,700	324,100	333,200	349,500
	85	250,400	290,100	324,300	333,500	349,900
	86		290,400	324,600	333,800	350,300
	87		290,800	324,800	334,200	350,700
	88		291,300	325,100	334,600	351,100
	89		291,600	325,400	334,800	351,500
	90		292,000	325,700	335,100	
	91		292,400	325,900	335,400	
	92		292,700	326,200	335,800	
	93		292,900	326,400	336,200	
	94		293,300	326,600	336,400	
	95		293,700	327,000	336,700	
96		294,100	327,400	337,000		
97		294,300	327,600	337,300		
98		294,500	327,900	337,600		
99		294,700	328,300	337,900		
100		295,000	328,700	338,200		
101		295,400	328,800	338,400		
102		295,700	329,000	338,700		
103		295,900	329,000	339,000		
104		296,100	329,500	339,300		

	105		296,400	329,800	339,500		
	106			330,100	339,900		
	107			330,330	340,100		
	108			330,600	340,300		
	109			330,900	340,600		
	110			331,200			
	111			331,500			
	112			331,800			
	113			332,000			
再任用職員		213,900	228,400	230,400	252,500	281,000	310,800

備考 この表は、船舶に乗り込む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	178,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800

14	176,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	387,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400

46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
	94	280,400	313,800	347,200	365,200	
	95	281,300	314,500	347,900	365,600	
	96	282,300	315,100	348,500	365,900	
	97	283,200	315,800	348,900	366,500	
	98	284,000	316,100	349,300	367,000	
	99	284,600	316,700	349,800	367,500	
	100	285,500	317,400	350,200	368,000	
	101	286,300	317,800	350,700	368,600	
	102	287,100	318,400	351,100	369,100	
	103	287,900	319,000	351,600	369,600	
	104	288,700	319,600	352,000	370,000	
	105	289,400	320,000	352,300	370,600	
	106	289,900	320,500	352,800	371,100	
	107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100		
109	291,100	321,900	354,000	372,700		

110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		

	142	301,300	332,400				
	143	301,700	332,700				
	144	302,000	333,100				
	145	302,100	333,400				
	146	302,400	333,800				
	147	302,700	334,200				
	148	303,100	334,600				
	149	303,300	334,900				
	150	303,500	335,300				
	151	303,800	335,700				
	152	304,100	336,100				
	153	304,500	336,400				
	154	304,700					
	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるもの

に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から施行する。

議案第3号

座間味村行政不服審査会条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村行政不服審査会条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する座間味村行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第3号

座間味村行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する座間味村行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、学識経験を有する者のうちから、村長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理

する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議においては、会長を審査長とする。ただし、審査請求に係る事件ごとに必要があると認めるときは、会長が会長以外の委員を審査長に指名することができるものとする。
- 4 審査長は、その担任する事件に係る調査審議を主宰する。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査長の決するところによる。

(意見の徴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(審議手続きの非公開)

第7条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続きは、公開しない。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務・福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の公布に伴い、条例を制定する必要がある。これが本議案を提出する理由である。

条例第4号

座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による不服申し立てに係る書面等及び主張書面等の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 次に掲げる者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第38条第1項（法第66条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面又は書類の写しの交付を受けようとする者
- (2) 法第38条第1項の規定による電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を受けようとする者
- (3) 法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写しの交付を受けようとする者
- (4) 法第78条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、写し又は書面の交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 村長は、特別の理由があると認める者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第5条 既に交付された手数料は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料の名称	手数料を納付すべき事務	手数料の額
審理手続に係る書面又は書類の写しの交付手数料	法第38条第1項の規定に基づき審理員（他の条例に特別の定めがある場合にあつては、当該条例で定める機関）が行う書面等の写しの交付	ア 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき10円
審理手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	法第38条第1項の規定に基づき審理員（他の条例に特別の定めがある場合にあつては、当該条例で定める機関）が行う電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円
調査審議手続に係る主張書面又は資料の写しの交付手数料	法第78条第1項の規定に基づき座間味村行政不服審査会が行う主張書面等の写しの交付	ウ 日本工業規格A列4番以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき50円
調査審議手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	法第78条第1項の規定に基づき座間味村行政不服審査会が行う電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 複写機による複写、又は出力する用紙については、原則として、A3以下の大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

議案第5号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、固定資産評価審査委員会条例（平成9年座間味村税条例第5号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の

公布に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第5号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員に届け出なければならない。

第6条第1項を次のように改める。

委員会は、書面審査を行う場合においては、村長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期間を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

第6条第3項中「委員会は、必要があると認める場合においては、村長に対し審査申出入の提出した弁ばく書の写し及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、再答弁書の提出を求めることができる」を「審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「委員会は、必要があると認める場合においては、審査申出人に対し村長の提出した答弁書の写し及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、弁ばく書の提出を求めることができる。」を「委員会は弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を利用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第13条を第16条とし、第12条を第15条とする。

第4章中第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」

という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法(前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。))によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 手数料の納付について収入証紙によることが適当でない審査申出として委員会がその範囲及び手数料の納付の方法を公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合(第3号に掲げる場合を除く。)

(2) 委員会の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該委員会が公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規定で定める方法により手数料を納付する場合

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度とし、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする理由にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(審査申出人の口頭による意見陳述書)

第7条 委員会は、法律第433号第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合は、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 意見の内容
- (3) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第6号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年座間味村条例第25号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく行政不服審査会の設置に伴う特別職の職員で非常勤のものの追加に際し、所要の改正をする必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第6号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次の

ように改正する。

別表第1に次のように加える。

37	行政不服審査会会長	日額15,000円	38	行政不服審査会委員	日額13,000円
----	-----------	-----------	----	-----------	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第7号

座間味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村子ども医療費助成条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村子ども医療費の助成対象者の規定等について、所要の改定を行うため。

これが本議案を提出する理由である。

条例第7号

座間味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

座間味村子ども医療費助成条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療保険各法以外の法令の規定 次に掲げる規定をいう。

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条、第19条の2若しくは第56条第1項

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条、第19条の2若しくは第56条第1項

ウ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条及び第21条の4第1項

エ 難病の患者に対する医療費に関する法律（平成26年法律第50号）第5条

第2条第5号中「一部負担金 子どものに係る医療費のうち、医療保険各法の規定により負担すべき額をい

う。」を「一部負担金 医療費のうち、次条の助成対象者が負担すべき額をいう。」に改める。

第3条第3号中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号、第4号を第3号とする。

第4条中「付加給付」を「附加給付」に改める。

第7条第2号中「6月」を「1年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の座間味村子ども医療費助成に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

議案第8号

座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年10月1日条例第19号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

児童福祉法第34条の16第2項及び第45条第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正された為、本村においても本条例を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第8号

座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年10月1日条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加える。

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第5条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第6条 前条の事情に鑑み、当分の間、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第7条 附則第5条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第8条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第9号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例
の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例（平成19年3月22日条例第15号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出
座間味村長 宮 里 哲

提案理由

総務省の指導により、村営である阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービスの使用料と共に新規加入料を村歳入として受けるため。

これが本議案を提出する理由である。

条例第9号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例
の一部を改正する条例

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例（平成19年3月22日条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）中に、「新規加入料10,000円」を追加する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日より施行する。

議案第10号

沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成29年2月1日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出
座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を変更する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号-396号）の一部を次のとおり変更する。

第7条中「28人」を「29人」に改める。

別表第1中

「

本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町

」を

「

本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、西原町
--

」に

改める。

別表第2中

「

オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務	・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関すること。
キ その他介護保険制度の施行に関する事務	・介護保険事業に係る相談及び受付に関すること。

」を

「

オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務	・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関すること。
カ 地域支援事業に関する事務	・地域支援事業の実施に関すること。（ただし、広域連合による実施により事業効果が発揮できると認められる事業を除く。）
キ その他介護保険制度の施行に関する事務	・介護保険事業に係る相談及び受付に関すること。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別表第1の変更規定は平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、西原町について、第4条の広域連合の処理する事務及び第17条の広域連合の経費の支弁の方法については、平成29年4月1日から適用する。

(準備行為)

- 3 広域連合は、第1項ただし書きに規定する施行の日前においても、西原町の加入に向けて必要となる準備行為をすることができる。
- 4 西原町加入により生じる費用負担等、その他必要な事項については、西原町と協議の上、別に定める。

議案第11号

過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）の策定について議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

平成27年度にて現行の過疎地域自立促進計画が終了するため。これが、本議案を提出する理由である。

議案第12号

平成27年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成27年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,828千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,196,804千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		52,647	13,005	65,652
	1 国庫負担金	21,455	5,349	26,804
	2 国庫補助金	29,162	7,656	36,818
13 県支出金		788,641	△9,163	779,478
	1 県負担金	12,290	△22	12,268
	2 県補助金	746,256	△8,422	737,834
	3 県委託金	30,095	△719	29,376
15 寄付金		3,501	2,150	5,651
	1 寄付金	3,501	2,150	5,651
16 繰入金		68,816	60,836	129,652
	1 特別会計繰入金	1	48,376	48,377
	2 基金繰入金	68,815	12,460	81,275
歳入合計		2,129,976	66,828	2,196,804

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		38,744	△38	38,706
	1 議会費	38,744	△38	38,706

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		618,307	61,799	680,106
	1 総務管理費	588,329	62,470	650,799
	3 戸籍住民基本台帳費	13,457	△215	13,242
	4 選挙費	2,161	341	2,502
	5 統計調査費	1,199	△719	480
	6 監査委員費	1,117	△78	1,039
3 民生費		163,794	25,592	189,386
	1 社会福祉費	139,022	21,348	160,370
	2 児童福祉費	20,121	△348	19,773
	3 生活保護費	4,650	4,592	9,242
4 衛生費		188,554	△4,581	183,973
	1 保健衛生費	103,419	△1,752	101,667
	2 清掃費	85,135	△2,829	82,306
6 農林水産費		166,694	△2,265	164,429
	2 林業費	77,650	△333	77,317
	3 水産業費	68,228	△1,932	66,296
7 商工費		94,585	△78	94,507
	1 商工費	94,585	△78	94,507
8 土木費		369,940	△11,987	357,953
	1 土木管理費	7,762	△36	7,726
	2 道路橋りょう費	254,375	△714	253,661
	3 河川費	18,265	△3,493	14,772
	5 下水道費	25,118	1,208	26,326
	6 住宅費	37,086	△8,700	28,386
	7 空港費	22,243	△252	21,991
10 教育費		194,588	△2,114	192,474
	1 教育総務費	80,391	△1,005	79,386
	2 小学校費	39,817	△644	39,173
	4 幼稚園費	23,813	△302	23,511
	5 社会教育費	17,049	△166	16,883
	6 保健体育費	21,286	3	21,289
13 諸支出金		4,807	500	5,307
	2 公営企業費	4,807	500	5,307
歳出合計		2,129,976	66,828	2,196,804

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費			268,476千円
	1 総務管理費	書庫整理委託業務	4,878千円
		(一括) 歴史文化・健康づくり拠点整備事業	253,500千円
		情報セキュリティ強化対策事業	10,098千円
3 民生費			5,300千円
	1 生活保護費	低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金	5,300千円
6 農林水産費			4,115千円
	1 農業費	農業振興地域整備計画策定業務	4,115千円
8 土木費			146,797千円
	2 道路橋りょう費	座間味阿佐線道路改良事業	83,802千円
		(一括) 阿嘉地区観光道路整備事業	56,695千円
		橋りょう長寿命化計画事業	6,300千円
9 消防費			61,737千円
	3 災害対策費	(一括) 慶留間・阿嘉地区避難路整備事業	61,737千円
	合 計		486,425千円

議案第13号

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 共同事業交付金		48,088	4,634	52,722
	1 共同事業交付金	48,088	4,634	52,722
10 繰入金		42,826	22,000	64,826
	1 一般会計繰入金	42,825	22,000	64,825
歳入合計		208,882	26,634	235,516

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付金		85,517	29,033	114,550
	1 療養諸費	72,105	24,499	96,604
	2 高額療養費	12,980	4,534	17,514
7 共同事業拠出金		58,082	△2,399	55,683
	1 共同事業拠出金	58,082	△2,399	55,683
歳出合計		208,882	26,634	235,516

議案第14号

平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,134,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		1,906,877	△341,683	1,565,194
	1 運航収入	1,851,017	△291,683	1,559,334
	3 営業外収益	52,776	△50,000	2,776
3 村債		909,600	△442,800	466,800
	1 村債	909,600	△442,800	466,800
歳入合計		2,919,058	△784,483	2,134,575

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		401,846	△15,220	386,626
	5 燃料潤滑油費	144,550	△13,000	131,550
	7 港費	984	50	1,034
	9 船費	249,497	△2,270	247,227
2 営業費用		111,069	1,012	112,081
	4 航路附属施設費	9,122	500	9,622
	5 店費	94,335	512	94,847

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産費		2,351,194	△814,651	1,536,543
	1 普通財産費	2,146,500	△752,085	1,394,415
	2 積立金	204,694	△62,566	142,128
5 公債費		5,000	△4,000	1,000
	1 公債費	5,000	△4,000	1,000
8 諸支出金		1	48,376	48,377
	1 繰出金	1	48,376	48,377
歳出合計		2,919,058	△784,483	2,134,575

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
3 財産費			1,394,415千円
	1 普通財産費	フェリー代船建造事業	1,394,415千円
合計			1,394,415千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公営企業債	598,400	-365,000	233,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。
辺地対策事業債	311,200	-77,800	233,400	(借入時期) 平成27年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年後に繰り延べて起債	見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り

				することが できる。	後にお いて は、当 該見直 し後の 利率)	換えること ができる。
計	909,600	-442,800	466,800			

議案第15号

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,106千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		56,300	△6,714	49,586
	1 国庫補助金	56,300	△6,714	49,586
4 繰入金		25,118	1,208	26,326

		1 繰 入 金	25,118	1,208	26,326
6 村	債		28,600	△4,600	24,000
		1 村 債	28,600	△4,600	24,000
歳 入 合 計			120,974	△10,106	110,868

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費		98,580	△10,106	88,474
	1 下 水 道 事 業 費	98,580	△10,106	88,474
歳 出 合 計		120,974	△10,106	110,868

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
下水道事業債	14,300	-2,300	12,000	(借入方法) 証書借入又は 証券発行によ る。	年 6 % 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に つ い て、利 率の見 直しを 行った 後にお いて は、当 該見直 し後の 利率)	償還期間は、 措置期間を含 め30年以内と する。償還方 法は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財政 の都合によ り、措置期間 中であっても 繰上償還、償 還年限を変更 し、又は借り 換えることが できる。
辺地対策事業債	14,300	-2,300	12,000	(借入時期) 平成27年度。 ただし、事業 その他の都合 により、その 一部又は全部 を後年後に繰 り延べて起債 することがで きる。		
計	28,600	-4,600	24,000			

なお、この議案第1号から議案第15号に関しましては、せんだって行われました全員協議会におきまして詳細を説明させていただきましたので、詳細の説明はこの場では省略をさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第8. 議案第1号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番 (中村秀克議員)

これは船員が1名増ということで、フェリーの大型化に伴うことなんですが、これはトン数によって国とかから定められた、これは何名までの定員ですとか、それがあつての1名増なのか、大型化に伴い仕事がふえるということで、村の独自で一存したのか、これをお伺いいたします。

○ 議長 (宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事 (大城 忍)

これは国からの指定ではないんですけども、11月から新造船が大きくなるため、それに伴って1人、職員を新採用するという形にしております。

○ 議長 (宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番 (中村秀克議員)

船の大きさが何トン、何トン区切りで人間というのは、国とかそういう指導内容で、村独自で大きくなり、忙しいということですね、はい、わかりました。以上です。

○ 議長 (宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。質疑なければ進行しますが、よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第1号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第2号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平清志議員。

○ 1番 (宮平清志議員)

行政職給料表というのがありますが、これは各村によって基準が違うものなんでしょうか。それとも国か、県かどこかで決められているものなんでしょうか。

○ 議長 (宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長 (宮平壮一郎)

人事院勧告に基づくこの表につきましては、国の一律の数字となっております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 2 号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第 10. 議案第 3 号 座間味村行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ進行いたします。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 号 座間味村行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 3 号 座間味村行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 4 号 座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例の制定について

を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ進行しますが、よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第4号 座間味村不服申し立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第7号 座間味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 座間味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 座間味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第8号 座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第9号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

新規加入料1万円追加するということで、今まで新規加入料は徴収していなかったんですか。払ったような気がするんですけども、答弁をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

加入促進を促すために、これまで新規の加入については無償でやっていたんですけども、たしかホエールネットが始まってもう4年近くたっていると思います。それで経過措置が終わりまりましたので、今回からは総務省の見解もありましたので、新規加入料をいただくことに、初期投資はいただくということで対応させています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ちょっと勘違いしていたのか、私何か1万円払ったような気がしたんですけど、わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの答弁につけ加えさせていただきます。実は今回、ホエールネットにつきましては、これまで加入につきましてはNTTが窓口になっておりまして、納入をされていたと思います。それに、今、秀克議員がおっしゃるとおり、その際に新規加入料をお納めいただきました。今後は、総務省の見解で納入については村が一旦はいただいて、それをNTTに負担金として納めるという方向性になりましたので、村の条例に新規加入料がありませんでしたので追加させていただいて、加入料をいただくことになっています。先ほど私がお話しした、新規、新たにということではありませんので、取り下げて回答させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

今後、光通信になると思いますけれども、そのときはまた新たに加入料は発生するのかどうか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

光につきましては、またプロバイダー等も決まってくると思います。そちらに対しては負担金、初期投資代というのは沖縄本島でも光については払っていると思いますので、まだこれについては具体的に我々も固めておりませんので、その方針がわかってきたら情報の開示をさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行いたしますが、よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ進行します。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第11号 過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

済みません、ちょっと勉強不足でお聞きしたいんですが、この過疎地域自立促進計画の策定についてですが、平成28年度から平成32年度、この内容で進めるということですか、お聞きします。

○ 議長 (宮里祐司)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

お答えをいたします。過疎地域自立促進計画であります。国の法律であります過疎地域自立促進特別措置法という法律がございまして、その枠組みの中で座間味村は過疎地域に指定をされています。それ以外に辺地だったり、離島ということでのいろいろな指定を受けているわけですが、その過疎法に基づきましていろいろな計画を立てていいですよ。その中には制約がございまして、制約がある中でいろいろな計画を立て、予算額を立てることで有利な借り入れ、いわゆる過疎債が借り入れることができますということが大きなポイントだろうと思っています。したがって、例えば道路であったり、学校の義務教育施設であったりというのはほかの借り入れもできるんですが、過疎計画の中で過疎債を使って借り入れることによって、交付税で戻ってくるお金が有利だったりということがありまして、それに基づく計画を立てているところがございます。資金計画等もありますので、100%このとおりに計画を全てやれるかというところでは絶対できるかは言い切れませんが、しっかりと現状を踏まえた計画を立てる中で、それでも例えば学校建設がちょっとおくれるということの場合は、また変更計画の提案を議会に提出し、沖縄県の許可を得て国の同意を得るといった流れになっておりますので、全くこのとおりに全てやらなければいけないのかということではないということと、新たな問題が生じたときにはまた追加で議会の議決を経て、国に対してそういう申請を行い、有利な借り入れをすることができるというのがこの過疎計画の大きな目的といたしますか、趣旨でございますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長 (宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

○ 2番 (宮平譲治議員)

午前中の一般質問でも上げたのですが、7ページの(3)行政財政状況のほうの行政機構図のほうで、見直しをしたほうがいいのかという質問をしたんですが、問題があれば見直すことも可能ということですか。

○ 議長 (宮里祐司)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

例えばこの7ページの行財政の状況の中の、行政の状況という、現状を報告書として上げているということでございます。あとは人口とかですね。ですからその組織に対して、ここの中で変更するとかというのは行政組織については、現状の報告として載っているだけでありまして、過疎計画にのっとって行政組織を変えていくということではなくて、あくまで組織の再編成に関しては地方自治体の判断に委ねられるということでございますので、ここに載っているのは、計画をこう変えると、そういう話ではないということ御

承知置きいただきたいのと、計画というのは後ろのほうから何年にどういう工事をしたいというのがおおざっぱに載っていますけれども、ここをメインに見ていただくと私たちの計画の内容がわかるようになっていっていると思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第19. 議案第12号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

やっと質疑ができます。よろしくお願ひします。まず、聞きたいのが8款土木費の中で公営住宅整備委託費8,870万円、これは平成27年度に予算、委託料として組まれていたんですけど、これを見たら8,870万円減になっていますけど、この説明をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの質疑ですけれども、平成27年度当初で座間味島のほうに公営住宅4戸の整備ということで、設計の予定をしておりました。ただ、平成26年度に、阿佐地区に4世帯分の公営住宅を建設しましたところ、応募戸数4戸に対して5名の方の申し込みがあったんですが、その中で入居要件に合う世帯が4戸ということで、4戸に対して4戸の応募ということで、新規に建設をした場合に果たして需要が見込めるかとい

うことで、庁内で検討した結果、平成27年度は見合わせて、今後、需要状況を見ながら再度建設するかしないかも含めて検討しているところです。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

先ほどの村長の施政方針にもありました公営住宅ですね、やはり住民も家のない方々もたくさんいて、ぜひ実現に向けてつくってほしいと思います。これを見たら国庫支出金、一般財源、不用額というか、返したということですね。先ほどの過疎地域自立促進計画の策定の中も見たんですけども、そこにも阿嘉公営住宅が予定に組まれています、何年度ぐらいからめどがつくのか、わかれば教えてほしいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

阿嘉と慶留間地区については、実は平成27年度に2世帯ずつ建設の予定だったんですが、入札不調が2回続きまして、業者が決まらないということで、年度内の完了が難しくなりましたので、平成27年度は仕方なく事業は流すことになってしまいました。ただ、阿嘉、慶留間についてはまだ需要がありますので、引き続き建設に向けて、県庁の担当課と調整しているところです。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

ぜひ、施政方針にもありますように、実現に向けてつくれるように頑張ってください。以上、この点は終わります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

総務費の3目企画費の情報セキュリティ強化対策委託が1,000万円ちょっと。これはどういう内容でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回約1,000万円近く計上させていただいており、ツアーの繰り越しということで対応させていただきますが、今回マイナンバー制度が始まりまして、これに伴う各機器のセキュリティ強化となっております。具体的に申し上げますと、単純にパスワードだけではなく、担当者の指紋認証。通常、パソコン等であればUSBの口とかがあるんですが、そこからデータがとれないような許可を図るということで、その改修費用となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

12ページ、同じく総務管理費、わずかな金額ではあるんですけども、ふるさと納税報奨費、これは当初予算がまず100万円あって、12月にも30万円補正して、また今回も10万円補正していますけれども、これは意味からしてふるさと納税報奨費ということは、それだけふるさと納税者がたくさんいたということの理解でよろしいでしょうか。そしてちなみに、どういったものを報奨と、以前も聞いたことがあるんですけども、ちょっと忘れまして、どういう形で報奨しているのか教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、お見込みのとおりで納税額が、納税者がふえております。ちなみに平成25年度が150件、平成26年度は400件、そして平成27年度につきましては500件のふるさと納税、非常にありがたい納税をしていただいています。それに伴う増でございまして、またそれに対して我々のほうから報奨ということで、船賃の往復券の優待券の発行ですね、そしてもう1つが特産品の詰め合わせのほうをお礼として返らせていただいています。前回は補正を組んだんですけども、さらにまた増額があったということで船賃と特産品の詰め合わせのものが不足しましたので、追加させていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはいいことですので、その増に関しては文句のつけようもないことですので、納税がそれだけふえたからそれに対して応えてあげたということですからいいんですけども。

それからついでにその委託料、皆さん12月の補正4号にも、細節13番で社会保障・住基番号制度、住基切りかえ対応ということで、447万6,000円の補正を上げているんですね、そしてまた今回、細節14番で377万5,000円ということで、これも全てマイナンバー等のことよろしいでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑の確認ですけども、前回は補正で大きく分けて2つのマイナンバー制度の導入に伴うシステムの改修でございまして、前回補正したのが厚生労働省分、国保とか介護等に係るものの補正をさせていただいて、今回の補正については総務省分、住基関係のものに係るものになっている。2つの補助金をいただいてシステムを改修させて、今回、総務省分の内示がおくれたということで今回の補正となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

全協でも申し上げたんですけども、補正で返却するから決して悪いことじゃないし、また決算でかえって余剰金が出るよりはいいんですけど、13ページの総務統計調査費用、微々たる金額ではあるんですけど、全てが返納だということなんですけど、報償費から次のページの通信運搬、使用料までですね、特に通信運搬などは7万5,000円組んで、7万5,000円そのままそっくり返していますからね、当初予算。それから使用料も41万7,000円から40万7,000円と、1万円しか使っていないと。これの、何回

も言いますが、金額的にはそうさほどのあれではないんですけど、要はこの統計調査にそれだけ費用がかからなかったということの理解でよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

実際には費用がかからなかったということで減額させていただいております。ただ、実は今回、工業統計調査と国勢調査の返還なんですけれども、実はこの統計に関しては補助が各市町村、枠配分というんでしょうか、それぞれ国、県のほうで座間味村はこれぐらい使うだろうと見込んで、当初で組まれてきて、我々もそれをちょうだいして、最後に精算するような形となっているということで、それで3月で減額の補正となっております。補正予算をしたときには国のほうで指示があった数字をそのまま計上させていただいて、最後に精算させてマイナスでお返しするというスタイルをとっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。返すことは別に悪いことではないんですけども、ただつくったんじゃないかと言われたらあれですので、よくわかりました。

たくさんありはするんですけども、大きなものから16ページ、19番の負担金補助、臨時給付金が9月補正で240万円補正して、70万8,000円お返しすると。それからその次の450万円、年金生活者等支援臨時給付金、これは今、国が盛んに打ち出している高齢者に対して1人当たり3万円の給付をしようという、最近打ち出しているものの詳細ですか。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

そのとおりです。見込みのとおりです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは450万円組んでいますけれども、対象者は大体何名ぐらいの形で1人当たり3万円支給するという計画なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

予算につきましては、私がちょうどお休みしているときに予算を計上させていただいたんですけども、今のところ150名を対象として計上させていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは年金受給者65歳以上ですか、この対象者は前期ですか、後期ですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これにつきましては、高齢者もそうなんですけれども、低所得者ということもありまして、所得に応じての対応になりますので、一概に前期、後期の65歳以上とか、75以上という枠にははまらないと思いますので、いわゆる所得に応じての抽出で150名となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

じゃあ、この件に関してはこれからまた精査して支給するという形ですね。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

20ページ、土木費の橋梁長寿命化計画委託、これは橋だと思んですが、確かに阿嘉が18年、慶留間がもう28年、老朽化のあれに入っていると思いますが、それに対しての計画で、これは全額返金なのか、今までそういう橋の現場を見てある程度の予測がついているのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今回の原因は、これは積算したところ、繰越明許に出ていますけれども、700万円予定していたんですが、630万円で実施可能ということで、その分減額にしております。村内にある橋梁の点検、中村議員御存じのように外地の慶留間橋等橋の調査をしております、ことしの11月ぐらいまでに全橋梁終わる予定です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

じゃあ、新年度に繰り越して、またこれを調査するということですね、わかりました。

それと22ページ、学校管理費の慶留間図書館事務が60万円の減額で来ているんですが、これの説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。これは当初4月からの計算でありまして、採用したのが7月ですので、その分の余りと捉えてください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。途中からの採用ということですね、わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

また前のほうに戻りますけれども、16ページから17ページ、保健衛生費ですね、予防費の委託料、1

6 ページの一番最後の基本健診からその一番下までですね、結核検診あるいは肺炎ウイルス、全て微々たる金額でありますけれども、今ですね、私が病気したからというわけではないんですけど、こういった胃がん検診、骨密度、肺がん、結核、肝炎という形でみんな余っているんですけども、これは要は見込んだ対象者が来ていないということですか、受診率というんですか、その状況がどうなのか。特に住民の健康管理というのはとても大事なことでありますから、その辺ちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、健診につきましては、御承知のとおり、住民健診はこちら、特定健診、長寿健診を予算化させていただいております。これについては我々は人口に見合った1人当たりお幾らということでご予算を組ませていただいておりますが、途中、本島へ行かれたり、人間ドックを受けましたと。中には受けなくてもいいですよという、去年受けたからということもあって、それについての予算の余りが出ましたので、それについて今回は減額とさせていただいております。それと、あと受診率については、我々座間味村は幸いのことに県内では受診率6割と、1位の座を2年連続、続いています。残念ながらこれらの方がさらに受けてくれればもっと上がったのかなと思いますが、今後とも受診に努めるように、予防に努めるように頑張りたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

たびたび済みません、18ページ、清掃費の通信運搬費、当初700万円、お返しになるのが109万円、それから下の一般ごみ移送委託、当初344万円組んでいる。お返しになるのが120万円。それから車両リースも9月の補正に32万4,000円やっております。ところがまた18万円お返しになると。その辺合わせて見込みと違いを説明いただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの4款ごみ処理費でございますが、まず通信運搬と13の委託料についてですが、9月のごみの、沖縄本島へ搬出するごみなんですけれども、当然9月にはごみが焼却のストック、かなり量が莫大でありました。それで回数をふやさないといけないということで、それに見合った回数と、委託料、那覇南風原で燃やす業務を委託させていただきました。そして9月以降、また3月にごみ搬送していたんですけども、実はその間の船の欠航等相次いだり、あと工事車両等でパッカーの予定を組んでいたのを交代したりとか、いろいろ計画を数十回組んでいたのに減額が生じてしまいました。それに基づいて予算の残が生じるということで、担当と相談した上で今回減額措置となっております。改めてもう1点が車両リース、これについても我々のパッカー車、これは紙を巻き取っている青いパッカー車なんですけれども、これが二十数年たってかなり老朽化が激しくて、新しい中古のパッカー車を購入したいということで、業者へお話しして、契約を依頼しておりました。しかしながら実は、パッカー車の数が非常にないと。我々が望んでいる、見込んでいる

パッカー車が最後まで探しきれなくて、要因は震災でパッカー車がかなり需要があるということで、県内に幾つか数があったんですけども、ちょっと長いことになると思うというのもあって、ちょっとリースについては今回取り下げさせていただいて、減額の補正をさせていただいております。ごみの搬送についても予定回数を下回ったということと、リースについても車両が確保できなかったということで、今回は返させていただきますということで措置しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。その現状は、現場からもよく、あるいは船舶からもよく聞いておりました。公共工事があつてなかなかそういうのが積めないということは聞いてはいたんですけども、やっぱり数字上、そういう形であらわれているということでよくわかりました。

それと続いて19ページの農林水産産業費、委託料、サンゴ（海の花）育成植えつけ事業委託費、これは当初は876万6,000円です。その後、補正で574万2,000円、トータル的に1,400万円あまりの事業費が組まれたと思うんです。ところが今193万2,000円をお返しになるといういきさつについて御説明願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

サンゴ（海の花）につきましては、私ども福祉班の担当がやっております。その内容について確認したところ、実は当初人件費等12カ月余りで組んでおりました。しかしながら、県のほうの精査、2回ほど現地調査、こちらで書面検査をさせていただいたところ、補助金を12月フルに組むのはおかしいのではないかということで、それを全て10カ月に縮小させて、その分負担については補助先の漁協で持ってもらおうということで対応させていただいております。それと見込んでおりました備品、海に沈めるサンゴを実験するような備品が安く手に入ったということで、予算のほうを、いろいろ見積書を精査させていただいたり、あと旅費等についても、不用の旅費等については会計検査等ありますので、精査させていただいて、不用とさせていただいた結果が190万円の減額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

22ページ、事務局費で扶助費、離島高校生就学支援費、御承知のように東町にできた離島支援の宿舎のことだと思うんですけども、当初816万円、補正で720万円を組んで、お返しが24万円ということで、これで離島支援の高校生寮の扶助費のことですか。違うの。その説明をお願いしますか。24万円で、これは当初ですね、私の見間違いじゃなければ当初816万円、それから補正で720万円ぐらい組んでトータル的に結構…、トータル的に一千五百…。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。扶助費の24万円ですけれども、当初33名で計算されておりました。計算上、精査していく間に、国庫金を請求等している間に32名に支払いということですので、1人分が浮いて24万円減額補正ということになります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

済みません、間違えました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

また前のほう、ちょっと飛びます。20ページ、土木費の河川費の中の細節19番のダム情報基盤負担金325万2,000円のお返しだということなんですけれども、これは当初850万2,000円ぐらいの当初予算がついていたんじゃないかなと。これだけ大きな金額の返還といたらあれですけれども、お返しになるという、その理由を教えてくださいませんか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えします。このダム情報基盤負担金というのは座間味ダムの名のおり、情報基盤の更新作業をやっております。コンピューター関係の入れかえをしているんですけれども、これは県のダム管理事務所が行っているんですが、この更新に当たって座間味村の負担をする必要があります。ただ、平成27年度の県のほうの事業費が減ったものですから負担金も減るということで325万2,000円、今回減額の補正をしております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 平成27年度座間味村一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第13号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

保険者の医療費給付金の医療負担金が2,400万円、これは医者にかかった人がふえたのか、あるいは高額な医療者がふえたのかお願いします。

○ 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

これにつきましては、いわゆる手術にかかった方が、実は現状で2カ月前、我々としては1月のレセプトを点検しております。その中で1月に手術にかかった方がいたということで、今回の補正をさせていただいております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

当初予算よりはちょっと、急に高額な手術負担、高額な医療費がかかったということですね。わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

今気づいたんですが、下の高額療養費の、関連しているんですが、これはこれで別の金額400万円というの。

○ 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

一般被保険者の負担金と関連しております。これも手術まではいかなくても、たしか5段階か6段階だったと思います。やっぱりそれ以上にかかる費用ということで、高額も年々ふえております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第14号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

歳出の9ページ、燃料潤滑というのがフェリーが300万円、クイーンが1,000万円ということは、これは結局は燃料の安値でこうなっているということの理解でよろしいですか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事(大城 忍)

そのとおりでございます。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

この大幅な減額の中で自動車の貨物運賃がプラス1,200万円に500万円ですね。これは単純に利用がふえているということでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事(大城 忍)

そのとおりでございます。ことしは公共工事等がふえたために車両の運送料がふえたということです。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。これは非常にいいことですね。それで下のこの補助金が3億円の減ですけれども、これは国がやる赤字補填分の事業の中なんでしょうか。新造船と何か関係がありますか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは新造船のフェリーの、翌年度またそれを繰り越しという形になりますので、その分また、今年度に関しては減という形をとっています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

10ページ、営業費用、店費13節の委託料、当初947万2,000円で、今回も120万円、人材派遣とはどういう事業、どういう内容のものですか教えていただけますか。前にも聞いたと思うんですが、ちょっと忘れちゃったのでもう1回教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは事務所の、いわゆる窓口切符販売する人たちがふえたために増という形でとっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この人材派遣という言葉が使われているんですけども、派遣とは、どういう形のもので派遣という呼び名でやっているのか、そこがよく理解できないもので教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは派遣会社と契約を結んでいますから、それで委託費になっていますよね。そのために委託会社に対しての支払いという形になります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第15号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

歳出の8ページですけれども、下水道建設長寿命化計画35万6,000円、座間味浄化センター長寿命化事業、県が975万円、これは多分入札残なのかわからないけど、これちょっと教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは去年の8月でしたか、臨時議会で承認いただいた工事なんですけど、入札残です。975万円と35万6,000円ということで、1,000万円余り事業費が余りまして、平成28年度の事業ですね、前倒しでやることもいろいろ検討したんですが、下水処理場は1基1基が非常に高額な備品が多くて、この金額で追加でできる工事が無いということで、仕方なく不用額という形になってしまっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

多分これは継続事業でやっていくと思いますので、わかりました。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第

4号) については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散 会 (午後3時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 1 0 日

平成28年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月9日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成28年3月10日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成28年3月10日 午後4時15分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	宮 平 喜 文	5 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	観 光 船 舶 班 参 事	大 城 忍		

平成28年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成28年3月10日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第16号）
3	議案第16号	平成28年度座間味村一般会計予算について
4		公共工事現場調査

○ 議長（宮里祐司）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2． 議案第16号 平成28年度座間味村一般会計予算についての提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第16号の説明をさせていただきます。

議案第16号

平成28年度座間味村一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村一般会計予算

平成28年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,042,578千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足

を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		77,327
	1 村 民 税	33,787
	2 固 定 資 産 税	36,670
	3 軽 自 動 車 税	2,215
	4 村 た ば こ 税	4,655
2 地 方 譲 与 税		7,504
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,190
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,312
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		110
	1 利 子 割 交 付 金	110
4 配 当 割 交 付 金		231
	1 配 当 割 交 付 金	231
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		203
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	203
6 地 方 消 費 税 交 付 金		16,782
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	16,782
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,222
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,222
8 地 方 特 例 交 付 金		1
	1 地 方 特 例 交 付 金	1
9 地 方 交 付 税		840,000
	1 地 方 交 付 税	840,000
10 分 担 金 及 び 負 担 金		1
	1 分 担 金	1

款	項	金額
11 使用料及び手数料		65,237
	1 使用料	58,997
	2 手数料	6,240
12 国庫支出金		29,447
	1 国庫負担金	17,260
	2 国庫補助金	9,612
	3 国庫委託金	2,575
13 県支出金		787,694
	1 県負担金	12,475
	2 県補助金	744,018
	3 県委託金	31,201
14 財産収入		299
	1 財産運用収入	299
15 寄付金		4,001
	1 寄付金	4,001
16 繰入金		28,628
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	28,627
17 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
18 諸収入		12,491
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	4 雑収入	12,489
19 村債		151,400
	1 村債	151,400
歳入合計		2,042,578

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		36,784
	1 議会費	36,784

款	項	金額
2 総務費		817,249
	1 総務管理費	787,397
	2 徴税費	11,869
	3 戸籍住民基本台帳費	11,706
	4 選挙費	4,651
	5 統計調査費	491
	6 監査委員費	1,135
3 民生費		163,880
	1 社会福祉費	146,224
	2 児童福祉費	17,638
	3 生活保護費	17
	4 災害救助費	1
4 衛生費		122,710
	1 保健衛生費	73,949
	2 清掃費	48,761
5 労働費		2,664
	1 失業対策費	2,664
6 農林水産費		110,930
	1 農業費	21,402
	2 林業費	60,127
	3 水産業費	29,401
7 商工費		107,894
	1 商工費	107,894
8 土木費		285,560
	1 土木管理費	8,713
	2 道路橋りょう費	217,879
	3 河川費	7,519
	4 港湾費	4,002
	5 下水道費	22,223
	6 住宅費	2,563
	7 空港費	22,661
9 消防費		22,730
	1 消防費	22,730

款	項	金額
10 教 育 費		203,428
	1 教 育 総 務 費	77,108
	2 小 学 校 費	41,150
	3 中 学 校 費	14,654
	4 幼 稚 園 費	35,071
	5 社 会 教 育 費	12,886
	6 保 健 体 育 費	22,559
12 公 債 費		165,789
	1 公 債 費	165,789
13 諸 支 出 金		2,460
	2 公 営 企 業 費	2,460
14 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,042,578

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	34,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地債 ・村道座間味阿佐線道路改良工事	37,400	(借入時期) 平成28年度。		
一般補助施設整備等事業債 ・沖縄振興特別推進交付金事業	80,000	ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
計	151,400			

なお、詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会の中で御説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第16号 平成28年度座間味村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

おはようございます。新年度予算編成は大変だということは聞いていますが、大事な予算でありますので、私のほうから17ページの11款使用料及び手数料の中で公営住宅使用料滞納分とありますけれども、これは47万8,000円ですか、何件分ありましようか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。きょうまた1日よろしくお願ひします。今の中村 勇議員の御質疑ですが、ちょっと今手元に繰り越し件数のデータがございませんが、昨年度確認したときには十数件滞納があるということは確認しております。細かい件につきましてはお時間を見て、またデータのほうを提供させていただきたいと思ひます。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

何かと事情があつてのことだとは思ひますが、滞納はできるだけさせないようにしてください。プロジェクトチームというのも立ち上げておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

13ページの地方揮発油税、これはガソリンだけの税なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、地方揮発油税に関するガソリン重油等の税になっております。これらの税については、国、県を通して日本全国配分されております。我々については、今年度こちらで内示をいただいて計上させていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

重油税も入っているわけですか、これ。漁業協同組合の重油とか、そういうものも入っているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらについては、漁業はたしか免税になっておりますので、こちらのほうには船にかかるものについては入っていないと思います。ただ、漁協がその他陸上で販売しているものについては私どもの収入に、国のほうに納めて入ってきていると思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村民税、固定資産税であります。きのうも同僚議員から一般質問でありましたけれども、平成26年度の市町村の税決算でいうと、国保を除いてですが、座間味村が現年で約7,300万円、滞納が2,000万円弱、2,366万円ということで、近隣の離島に比べても突出しております。そのうち収入が428万円、21%ぐらいの、大分頑張ったと思うんですけど、やっぱりそれでも全体でいくと、現年分は98%ですね、大分順調に取っているんですが、余りにも滞納の分母が大き過ぎて21%しかとれないと。全体で80.7で41市町村中40位という結果であります。平成27年度はまだ終わっていませんので、大体の概算で、特に滞納繰越に関しては徴収率を前年並みなのか、改善しているのかどうか。ことしにかける意気込みをお聞かせもらいたいと思います。お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの件ですが、やはり我々としてもデータから見てのとおり、過年度分の分母の数字が大きくて、それに対しての収入が低いと。これについては大体数字のうちの8割近くが固定資産税の過年度分が大きな数値を示しております。まず、過年度分を残さないために、まずは現年度分の徴収をしっかりと上げるといふことで、それを意識して、プロジェクトも立ち上げて徴収を上げています。それで税とかはかなり県内でも上位のほうに入ると思いますが、今後、法的に基づく手段も我々は今回させてもらいました。それも平成28年度も継続していくことと、職員がそれだけ意識を持って対応していただきたいということで勉強もさせていただいております。何よりも税の負担、公平に図らないといけませんので、我々のほうがしっかり汗をかいて小まめに足を運んで、やはり中にはどうしても生活が苦しいという方もいます。その方々には誓約書をいただいて、これに基づいて短期ではなくて、長期の視点に立ってでもいただいていこうという考えを持って対応させていただきます。平成28年度も、40位という結果ではありますが、1つでも順位を上げて対応させていくと同時に、我々の課題であり、先ほどの過年度分については、いわゆる不納欠損額に値する法律に基づく該当者もおられます。この方々も現状計上している状況ですので、これについても決算のほうで上げさせていただいて、また御説明して、亡くなった方もありますので、その辺も精査しております。そこも踏まえてしっかりと過年度分、現状を把握して対応させて、しっかりと取っていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。固定資産税ですから、現在、島に住んでおられない、不在の方も多いと思うんですが、割合としてはどのぐらいなのでしょう。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これはおおむねなんですけれども、島外の方は3割から4割近くと担当の方には聞いております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

それとまた、島から出ていった息子が割と親孝行のために、親のために家をつくって、自分も里帰りするからと、いわゆるひとり住まいなのに大きい家を建てて、名義は親になって、その親御さんが収入も年金暮らしで払えないというのが何軒かあるというのを聞いていますけれども、これに対してはつくった本人に請求ができないものなのか、そういう事例があるのかどうかお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

我々のほうで、あくまで名義の方に対しての課税となっておりますので、ただし、事情が我々で把握しているところについては子供さんに連絡をとったりさせていただいておりますが、督促状を出したり、直接行って交渉するのはやはり家主である名義人の方となっておりますので、これはルールに基づいてやりながら、臨機応変に対応して、お孫さんと子供さんと交渉はさせていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やはり名義者にしか督促状はいかないということなんですが、親は逆に子供たちに迷惑をかけたくないということで、そのまま家にしまっただけで滞納が続くという現状もあると思いますので、これはつくった、金を出した本人は最後、税金まで面倒見てもらいたいと思いますので、その辺をちょっと手法を考えながら、特に滞納を減らすように頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私の聞き間違いだったら大変申しわけないですけれども、今回、国のほうではたばこ税を廃止するという報道が流れていました。ところがこの歳入を見ても、さらに去年よりも10万3,000円多いということで、ことしまではそのたばこ税というのは導入というんですか、歳入として組まれているんですか。その辺をお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

村たばこ税につきましても、これも国を通して、県への内示が村へ届いていますので計上させていただいております。文書の中には次年度廃止とかというのはありませんでしたので、廃止ということであればちょっと我々のほうも担当を通して確認させていただきます。今年度につきましては、ちゃんと内示をいただいた数字を計上、国税に関しては全て県から内示をいただいておりますので、それを計上させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。情報的にそういうものが流れていたのでも確認の意味でお聞きしました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

13ページの軽自動車税ですね、この金額は小さいんですけども、滞納金8万4,000円、この車両に対して確認をとっているんですか。抹消というんですか、車がなくて、村内にですよ。なくてそのままずっと税金がかかってきているのか、その辺の確認をとっているんですかと、ちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

軽自動車税の滞納につきましては、全てこちらで把握はしております。今、全て廃車になっているということで整理して計上させていただいて、つけ加えると村内在住者ではなくて、村外の方の対象の数字を今回上げさせていただいて、村外の方が対象となっておりますので上げさせております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

港にも放置車両があるものですから、ちょっと気になってこれを質疑したんですけども、それとは全く関係ないわけですね。軽自動車も放置されているものですから、それとは全く関係ないわけですね。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

阿嘉のほうだと思いますけれども、これについては計上数値にこちらのほうが入っているか確認させていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

皆さんおはようございます。きょうも1日よろしくお願ひします。18ページの5目の商工使用料の海洋体験施設使用料、艇庫のほうですけども、今、艇庫に何艇あるのかということ、わかればいいですけども、何団体の何艇。あと中の施設の掃除とか、そういうものはどこがやっているのかというのが少し気になりますので伺います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この海洋体験施設使用料につきましては、サバニが10艇、カヤックが9艇、トレーラーが2艇、あとヨットの貸し出しの使用料を収入として入れてあります。その施設の掃除についてですが、特に定期的に行ってはいないんですけれども、使用者に対してはちゃんと整理整頓するように口頭では言っているんですが、なかなかそこまで手が届いていない状況です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。幾つもの団体、もしくは人間が使っている施設ですから、掃除とか、どこが壊れたときとかそういうトラブルがないうちにそこは取り決めていただいたほうがいいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

関連の質問オーケーですか。

○ 議長（宮里祐司）

どうぞ。

○ 2番（宮平譲治議員）

今の数字はちょっと、私もこの質疑をしようと思って調べてきたんですが、サバニが9艇と言っていたが、サバニは12…。10艇、サバニは区のサバニを合わせて13艇、カヤックが9艇…、それが46艇ありました。トレーラーが2台、本来、サバニ、カヤック、ヨットの倉庫として建てたはずなんですけど、今、流行のスタンドアップパドルですか、それが17艇おさまっていた。単純計算して、52万8,000円の収入が上がっているんですが、ヨットは恐らくほぼ村のものだと思うので、それを省いても160万円の単純計算でそれぐらいになると思うんですが、いつごろ、本人たちの申請で数字は把握しているのか。村がちゃんとチェックしての数字なのかをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいま申した数字は、本人たちからの申請に基づいての収入を入れております。たしかにおっしゃった区のサバニ、あとそれ以外のもの、海学校とかのサバニは、その分に関しては減免という形で入れています。今言ったサップに関しては、こちらで把握していない部分がありますので、そこら辺、担当とも相談してちゃんと申請書を出すように言ってもらって、使用料を取れないか、そこら辺また検討してまいります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

サバニは、ほぼ村のイベントで使用されて免除する部分は免除してもいいのかと思うんですが、カヤックに関しては46艇もあって9艇というのは、見てもダイビング場で今潤っている業者かなと思ってます。9艇の収入と46艇の収入では全然違うと思いますので、この辺厳しくチェックして、ぜひちゃんと管理するようにお願いします。

18ページの4項農林水産費のほうですが、ここに、予算に上がっていないと思うんですが、今どこの業者か知らないんですが、松の木を伐採して村外に持ち出していると思うんですが、結構な量、いいサイズの

松が伐採されて持ち出されています。その辺はどのような取り扱いになっているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今、村内の松を持ち出しているのは、沖縄県の森林組合のほうに村有林の間伐という形で、密集しているところの間伐しています。もちろんただではなくて、村が森林組合のほうに売っているという形で平成27年度の歳入に入ることになっております。あと、その伐採して持っていったリュウキュウマツについては、村内の学校へも学習机として寄贈もさせていただいているところです。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

これがいいのか悪いのか知らない。私は、村の財産になると思います。あれだけのサイズの松を原料として渡したら幾らにもならないと思うんですが、これをぜひ村で加工するような仕組みをつくれば、もっと大きな村の林業振興につながると思いますので、ぜひその辺も検討してください。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じ4目のほう5番、多目的交流促進施設使用料（大浜）102万7,000円、たしか去年私も大浜に最低月1回は行きます。多いときには月10回ぐらいいきますけれども、去年はたしか公共工事等がたくさんあって、一時期事業者が借りていた時期がちょっとあったんですけれども、それ以外はそこに人が来ているというのはほとんど見たことがないんですが、きのうも一般質問の中でトイレ等の話をしましたけれども、立派なトイレがあります。ただごみが散乱していますという話もしましたけれども、この102万7,000円の歳入の根拠、どういったピーアールをして、どういった方々がそこを利用しようと思って歳入の金額を上げていくのか。ちょっとそれを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

大浜の施設については、申し込みとか、予約とかという事務も観光協会に委託をしています。観光協会のほうでピーアールとかをさせていただいておりますが、この使用料については、毎年天候によって、出入りによって大分金額の差がありますので、計上する場合には3年間の平均を計上するようにしています。したがって、今回は平成25年から27年の見込みまで入れて、3年間の平均ということで計上させていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それを上回るように行政も、それから協会のほうも頑張ってもらいたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

19ページの使用料、教員宿舍使用料のほうなんですけれども、これは古い、新しい、上等、ヤナーに限

らず、みんな家賃は統一なんですか。それとも収入によって変わってくるものなんですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

古いものに関しては5,000円という形で、その辺は差別化をしております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

18ページ、農林水産業の使用料の1番、総合施設使用料、漁協と書いてありますが、これは漁協だけですか。なぎさ、商工会は入っていないんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

括弧の漁協というのは訂正させてください。これはなぎさです。商工会と漁協については使用料は徴収しておりません。

○ 6番（中村秀克議員）

徴収しない根拠は。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

条例に基づいてのことなんですけれども、商工会については公共性があるということで免除させていただいておりますけれども、漁協については、大分昔の話になりますが、もともと漁協がそちらにありまして、建物として。その財産を取り壊して村の財産を建てるということで、そのときに事務所は無償で借りるんだという協定といいますか、約束ごとが交わされております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。

商工使用料の説明6番、有償バス使用料、金額はいいのですが、あれは見たら今また新しい、新品ではないかもしれないけど変わっていますよね。あれは購入料とか補正とかあったんでしょうか。それとナンバーが白ナンバーなんですけど、あれは白タク行為に当たらないのかどうか、確認をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ナンバーについては、これはちょっと自分も深くないんですが、営業、緑ナンバーなのかどうかははっきりわかりませんが、現バスは10月に購入したんです。その前に9月で補正をいただいて購入しており

ます。バスは中古となっております。これはいすゞから購入して、ちょっとおくれたのはいろいろ整備関係で、やっと今月持ってきたという段取りです。ナンバーについてはまた後ほど調べて、後で報告したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

済みません、補正を私が見逃していた可能性があります。このナンバーについては本当に重要、これは違法行為になりますから、ちゃんとした確認を。これもそうです、ガージュ号も白ナンバーなんですよ。ですからこの辺ちょっと確認して、大事なことですからよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ちゃんと陸運事務所のほうに登録していて、大丈夫だということです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

たしかサイドには沖縄県指定なんかとあるんですけど、あれは普通の素人が見ても、何で営業車両が白ナンバーかなと。その素人的な感覚で見たものですからね、だからもし手続上、不備があったら困るなと思って質疑させていただきました。わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

歳入に関しまして、ほかに質疑ございませんか。なければ歳出のほうに質疑移りたいと思いますが、よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

皆さんよろしいですか。

それでは続きまして、歳出のほう、1款議会費のほうからよろしくお願いします。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。

続いて、2款総務費。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

総務費の1目の報酬の弁護士料、顧問弁護士は去年と同じように64万8,000円、2の説明の弁護士料120万円。去年はこれが、当初が220万円、その後からまた12万5,000円の補正もあったんですね。それも大きな違い、減ることはいいことではあるんですけど、なぜそこまで減るのか。その説明をお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。これは二一・ざまみの清算に関する弁護士費用となっております。この金額は、実は平成27年度で清算する予定でしたが、平成28年度にまたがったものですからその金額を計上させていただいております。去年より下がったのは、平成27年度で預託金を払っているからこの金額になっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

では、続いてよろしいですか。耳の痛い話かもしれませんが、次の32ページ、特別職の旅費、9節です。県内、県外、海外とあります。これを見ますと、去年と比べてもちろん特別職の途中の副村長とかということも立ち上がりまして、ふえるのは、ある程度は予想はしていたんですけども、県外、それから海外が少し多いんじゃないかと思って、その辺の詳細をお聞きしたいと思っていますけれども、どうですか。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

特別職に係る県外、海外の旅費なんですけれども、県外につきましては観光ピーアールで、平成27年度より水族館等でのピーアール活動がふえていると。それとあわせて一括交付金関係での予算等の打ち合わせも、内閣府等とも入っているということで、昨年度より増額させていただいております。それともう1件、今回は海外の旅費を入れさせていただいております。これは今回、在那覇アメリカ領事館の推薦で、アメリカ国へエコ関係の視察をさせていただくと。日本国内から今回4名の方に推薦いただきました。その中の1人がうちの、座間味村長ということで推薦をいただいております。その海外研修においては旅費等は、派遣費については村で見てください。アメリカ滞在中の旅費については領事館、アメリカ国が持つということで計上させていただきます。それで当初の旅費の計上ですけれども、海外ということもあって、ホームページのほうで調べてさせて、エコノミーとかいろいろクラスがあります。その中で平均をとって今回計上させていただいております。旅費が、これがまた11月ぐらいになる予定ですので、精査して旅費のほうは、今回は概算で上げさせていただきますが、しっかりチケット等決まったら、精査をさせていただいて、また補正等で増減、対応させていただきたいと考えて。当初は3社の平均値を新規で計上させていただきました。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは説明によると、何名かの首長が選ばれて海外に派遣するというので、11万円、33ページの19から次のページに各関係機関にいろんな負担金をたくさん払っていて、その事務機関あるいは事務局のほうでそれに関してはちゃんと持ってくれるんじゃないかなというふうに、これは私の推測なんですけれども。それと村長の旅費の場合は、特に県外などは、例えば船舶建造員、あるいは観光誘致とかということになりますと、観光協会、あるいは船舶のところの旅費からとかですね、そういうところからも大分そういう面では充填されていると思うんです。それでいてそういう形であると、相当な旅費等が発生していると思われるんですけども、私が見た範囲では。ですからそういう面からすると、村長は毎月、毎週出張に行かなければいけないのかというような形の、金額的に出ていると思うんですけども、村長その辺いかがでしょ

うか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘のとおり、私の出張は多ございます。平均すると週に1.5回ぐらい行っているんじゃないかと。ちゃんとした数字は出しておりませんが、村長という立場で沖縄県町村会の会員でもあります。あるいはその他もろもろの会議での役員をさせていただいたり、2期目に入りまして、沖縄県の過疎対策振興協議会の中での観光の部会長をさせていただいたりということで、いろいろ多少なりとも、大小の役職をつけていただく。その中には、もちろん相手側持ちの旅費もありますが、私ども各自自治体が市町村長の出張に際しては出さないといけないということで、それだけの金額になってくるのではないかと思いますし、また県外におきましても、昨日もお話をさせていただきましたが、トップセールスということで、観光協会予算も厳しい部分もございますので、村長という立場でトップセールスで県外にエージェントの皆様、あるいは高校、観光地回り等々で行くことがございます。さらには先ほどの総務・福祉課長からも話がありましたが、一括交付金あるいは地方創生ということで、沖縄県だけではなくて、国との折衝での予算要望あるいは事業の実現というところもさせていただいているところでございますので、その予算額あるいは出張旅費に見合ったといいますか、それ以上の成果を出せるようにこれからも頑張っていきたいと思っております。

また、先ほど海外の話もございましたが、私ども座間味村は移住者1人しかいないものですから、なかなか海外に行く機会もないんですが、就任して初めて今回海外出張の予算を計上させていただきました。これはアメリカ国務省のほうからの招待でございまして、その中でももちろんエコツーリズムを中心とした勉強会の中に、国内から5名の推薦をいただき参加をさせていただきます。基本的には、日本国からアメリカの到着地までの飛行機代、それとアメリカの出発地から日本、座間味までの渡航費に関してはその方々持ちですと、自治体持ちですと。中での交通費、アメリカ国内での交通費、宿泊費、食費あるいは通訳等も含めて、全てアメリカ合衆国が見ていただけるというふうな条件でございましたので、推薦に対して快く引き受けた次第でございまして、私ども座間味村としてはこれまで海外出張はほとんど行っていないものですから、航空運賃がよくわからないというところもございましたので、インターネット等で調べて、またさらにはアメリカのどこに行くのかということも、今アメリカ国務省のほうで精査をしている状況でございます。ですのでアメリカ合衆国のどこに行くかということも含めてまだわからない状況でございますから、このような旅費の計上になっておりますが、もちろん適正な、ぜいたくをするつもりもございませんし、適正な旅費の執行を努めるとともに、その旅費以上の成果を出すように、また頑張っていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。確かにその結果が出てくるのはですね、またその内容を我々議員としても知る必要があるし、村民にも、村長出入り激しいんじゃないのと言われてたら、実はこうこうこうなんですと、我々もある程度知る必要があるということで、気分を害しないでください。それと同時に、なぜそこまで言うかと、ここ3年ぐらいで、職員が15名ぐらい入れかわっているんですね。ですから言いたいのは、特別職はある程度いろいろなことをやってきたし、職場経験もいろいろあるし、新しく入られた方、特に島内じゃなく島外からも来られています。県外からも来られています。私は何が言いたいかということ、この職員たちにもっとそういう出張へ行かせたら、もちろん研修旅費とかいろいろ組んではあるんですが、皆さんは少し自粛し

て、若い職員にもっとそういう場を開いて、他の市町村との交流とかを含めて、早目に、ウチナーグチで言うチューテもraitたい。村民のために頑張ってもらいたいということも含めて、ですから皆さんは、そういう面では少しは犠牲になってもいいんじゃないかということも冒頭に言ってその話をしようと思ったんですけども、今村長の説明によると、そういうことも兼ねているということで、ある程度理解しています。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

済みません、先ほどのお話からひとつ補足をさせていただきます。職員の研修、非常に大切でございます。そこもしっかりとやっていきたいと思っておりますが、冒頭議会の最初で述べさせていただきました施政方針の中でも御報告をさせていただいておりますが、各プロジェクトの中には人材育成プロジェクトというのがございます。もちろんこれは行政職員だけではなくて、村の若い人たちも含めた人材育成プロジェクトをどうしていくかということも勉強しているところですが、それも含めて、職員もいろいろと外に出てもらいながら、外から座間味村を見てもらう。あるいは外のすばらしい事例を見てもらう。去年も、今年度も石垣島の徴収率がいいものですから、石垣市へ研修の派遣をしたりということもさせていただいておりますので、今回の予算を含めてしっかりとそういう職員の教育といいますか、勉強会も進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

36ページ、企画費の説明の6番、座間味村…、この間、全協では平和の塔及び、平和が入っていますね。戦跡環境整備平和事業調査業務ですけれども、私は去年もお願いして、戦後70年の節目の年に住民から要望がある慶留間の小鳩の塔にまつた児童たちの名前の刻印プレートをお願いしたんですけども、実現できないものを戦後71年に出しているんですが、その予算の中にも含まれる可能性はあるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

昨年ですね、小鳩の塔の名前の刻印、こちらにメモしております。こちらも含めて、一応、村全体の洗い出し、こういう地域から要望があると。教諭の方からも要望書を1枚いただきました。これも含めてコンサルタントに投げております。今回も契約によって、仕様書の中には含めて作業を進めてくるということで提案させて、契約したいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ただいまの中村議員の質疑とちょっと関連しますけれども、これは年末に村長のほうに一応お願いして、それから村長のほうから教育委員会のほうに来たと思うんですけども、例の中国のあれですね。これも今

の話と重複して、そういう拠点整備の中に入っているのか。それをちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。これは総務課のほうとはまだ調整しておりませんが、11月ぐらいに、確かにこの資料を私受け取っておりますので、場所等を精査して、前向きにこの費用の建設を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この史碑の建設については以前からずっとオーケーをもらっていたのにできていないというような先輩方のお話もあります。きのうもお話ししましたように、自然、歴史文化としょっちゅう言っていますけれども、なかなかそういう面で進んでいないので、改めて今後、新年度予算の中に1つでも、2つでもそういうものが形となって見えることを重ねてお願いしたいと思います。そうしないと、私たちも急になかなか顔を合わせづらい部分もたくさんあります。個人ごとで申しわけないです。今週の土曜日に還暦のお祝いということでクラス会があります。そこで恒彦先生の御夫婦が来ることになっているんですね。またそこで何を言われるのかというので非常に辛い立場でありますし、きのうも言ったように、この人たちが生きている間にいろんなことを吸収して、亡くなってからはもう村史でしか資料を得ることができませんので、重ねてその件に関してはお願ひしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

36ページの15のほうの歴史文化健康拠点整備工事のほうで3億8,000万円余りの工事費となっておりますが、座間味村庁舎も立派なものできました。村民の目にも触れ、終えたことでここは必要じゃなかったのではないかとか、立派過ぎるんじゃないかという意見も聞こえてきます。その辺も含めて、設計は終わったんですよ。中身の見直しをもう少し議論できる場がまだ持てるのでしょうか。多少の修正がきくのでしょうか、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑で一括交付金を活用した、いわゆる私どもがビジターセンターと呼ばれるものです。港湾区域の海水淡水化の施設の横に今設置を予定しております。今回このB棟と言われている建物なんですけれども、3階建ての建物になっておりまして、避難等も含めて、合宿等、誘致にも使える、幅広く使えるように予定をしております。ただし、中身の、部屋の建物につきましては、いわゆる建築確認申請が今週にもおけるといことで、大きな構造の変更は厳しいと思いますが、中身の使い方によってはいろいろレイアウトを変えて、いろいろフレキシブルに使えるようにつくっておりますので、ただ、減築したりとか、大きくしたりというのは現状では厳しいのかなといことで、新たにうちの総合センターにかわる施設になるのではないかと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今ある古い総合センターの機能も移動する。その中に移動するということですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

総合センターに、もちろんこのビジターセンターには大ホールもございます。ただし、今の総合センターより一回り小さいということでイメージしてもらって、あとはトレーニング室とか休憩室もあります。高齢者対応の部屋もあったりとか、高潮による文化財を守るような倉庫等もつくっております。あとは修学旅行生が来たときにはここで平和学習等ができるような部屋もあります。もう1点が、目玉になるのがプラネタリウムといいですか、大きな天体ドームをやってそこで映像等を介して、島の四季をピーアールしたり、観光ピーアールしたり、そこで平和の映像を流したりということも考えて、シアタードームを備えた建物となっております。ゆくゆくは総合センターも老朽化がひどいので、村民も含めて観光誘致につなげて、観光客も利用できるようにオールラウンドに対応できるような施設となっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ということは、今ある総合センターを、それが完成すれば更地になるということですか。その跡地利用をもっと多くの、もし更地にして、その跡地の何らかの利用を考えたらとしたら、多くの住民の意見を反映した形で考えてほしいと思いますが。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今のところ、解体等については私のほうでは計画はしておりませんが、やはり昔からグリーン地帯にしたほうが良いというお声も聞こえます。これについては今後の議論となっていくと思いますので、完成してこの施設が解消して、また総合センターについても解体費用等も生じると思います。そこはまたしっかり時間をかけて、今後の総合センターのあり方というのは考えていって、また議員の先生、住民の声も聞いて、村のほうでしっかりと反映して、よりその敷地が使えるように、本当に住民に還元できるようにということであれば、議論を含めて対応させていただきたいと考えております。

○ 2番（宮平譲治議員）

では、ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

今の関連なんですけれども、ビジターセンターは着工日とかは決まっているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今週の建築許可がおり次第に発注を考えております。実はこれは平成27年度におきましても、現場の軟弱地盤というのが判明したため、杭工事の変更が大きく生じたということで、平成27年度事業も我々ビジターセンターA棟と言っているんですけれども、ホールになります。できたら3月末から4月にかけて平成

27年度の発注と平成28年度の発注ですね、同時に行えないかなと考えております。発注については、これから3月から4月にかけての発注となります。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これ予算上では難しい、去年もお願いした街灯の電気料の見直し、いわゆる水銀灯の街灯からLEDとか蛍光灯となって、これは多分、基本料金が安くなっていると思いますので、電力使用量が落ちていきますので基本料金が安くなります。街灯はメーターがついていますから、消費電力に関しての固定価格ですから、沖縄電力にそれは申請しないと現状維持なものですから、前の水銀灯のように高くとられているものがたくさんあるということで去年もお願いしているんですが、この電気料見直しについては調査は進んでいるんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

確かに昨年度、同じようにLED化についての提案は私のほうもこちらにメモさせていただいております。実際に年度内で終わったのが2件ほど、太陽光をつけた小さな、総合センターの横にもつけさせていただいておりますが、やっております。それと今、環境省の予算があって、その中でLED化という環境によい照明の設置ということで事業がありまして、実はこれに今エントリーをさせていただいております。避難路まで続けるようなLED化ということで、ただ競争が激しくて、厳しいところではありますが、ぜひその予算を勝ち取ってLED化できれば、村内も調べて業者と歩いて調査しておりますが、予算財源を確保して図っていければなということで進めているところでもあります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これまでもLED化されている街灯も幾つかあるわけです。これに対しては各自消費電力は落ちていきますので、申請すれば電気料が下がるわけです。1基あたり100円、200円の世界ですけれども、100基以上ありますから、これが全部LED化になればもっと、いわゆるこれは予算計上、いわば予算が浮くこととなりますので、地味な作業ですけれども、1軒1軒、電気番号とかあれも非常にややこしいんですけれども、一気にやろうとしないで、この1年間の中でことしは20基、30基はやろうとか、こういったものは地道にやらないと非常に地味な仕事でありますけれども、これは歳出削減にもつながりますので、これは地道ですけれどもちゃんとやってもらいたい。全部がLED化すれば使用電力も安くなりますし、沖縄電力に払う電気料も安くなりますので、これを頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

先ほどの事業とあわせて、あとは老朽化したものの取りかえについては優先してLED化しておりますの

で、やはり全体を取りかえというのは大変な作業になりますので、少し、1基でもということを担当にも伝えて、私もしっかり把握して一つずつ進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

46ページ、民生社会費…。

○ 議長（宮里祐司）

喜文議員、今まだ総務費ですね。

進行しますよ、よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

どうも、先ほどは済みません。46ページの社会福祉費、身体障害者福祉費の扶助費、ここの中に重度心身障害医療補助、補装具更生医療日常生活器具、この分の関連はみんな1つだと思っておりますけれども、現在、これはもちろん個人的なプライバシー、保護条例、守秘義務等いろいろとあると思っておりますけれども、この重度心身障害者というのは対象者は何名いるんですか。それと絡めてこの予算の計上を教えてくださいたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

重度心身に係る障害者については、何名ということではないんですけれども、おおむね15名近くおります。申請等を受けて、医療費の還元を図っております。そういった枠が01から05で、それぞれ障害の度合い、福祉手帳を持っている方、障害者手帳を持っている方、それぞれおまして、それに準じて障害の部位も違いますので、それに応じた予算の設置でこのような科目を並べさせていただいております。001の重度心身障害に関しましては、年間を通して15名ぐらいの方が申請をいただいて、医療費の還元を行わせていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もちろんそういうものは大事ですから、サービスしていく、あるいはまた面倒見るといいますか、気配り、目配り、思いやりを持ってやっていただきたいと思います。わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

45ページの19節負担金補助金及び交付金、村老人クラブ補助金と座間味区、阿嘉区の補助金があります。合計で40万円の補助金となっているんですけれども、これはどういう設定の仕方か40万円なのかというのと、人数割るともうちよっと多くてもいいのかなと思います、これまで村を支えてくれたおじいちゃん、おばあちゃんたちなので。そこら辺どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、まずは3つの補助金があります。その老人クラブというのは村全体の連合の老人クラブですね、阿嘉、慶留間も座間味も含めて、これについては主に9月、10月の旅行へ行くときに使わせていただいております。この村老人クラブ補助金とありますが、一旦社協へ預けて、社協のもと老人クラブに旅行で1年間使わせて、実はこれも昨年10万円近くでしたか、平成27年度からこの数字に上げさせていただいているところでございます。あと細節2と細節3の座間味区老人クラブと阿嘉区老人クラブ、これは全協でも中村 勇議員からも御質疑がありました。私どもこの数字の根拠というのを調べさせていただきましたが、人口とか老人クラブの名簿会員者数というのに乗じてお幾らという取り決めではなくて、各確認しますと、各老人クラブの収支決算が上がってくると。その中で老人クラブの会長とその都度協議をして、大体お幾らということを決めさせて計上したということで、ただこれが一度計上すると、何年間も続いているという状況があるのかなということです。それとあわせて、今回阿嘉区の老人クラブが前年度5万4,000円から4万円上がって9万円となっております。これにつきましては、4万円については慶留間区の老人クラブの補助金がこちらに計上されております。しかしながら、阿嘉と慶留間共同で行っているということもあって、老人会のほうから要望も受けて9万円とさせて、座間味より上がっているとは思いますが、阿嘉、慶留間の老人クラブの予算が計上されているということで認識していただければと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。平成27年度に上がっているのをチェックできなかったのが済みません。村が金持ちになればもっとたくさんのお金をあげられる。我々もより一層努力していきたいと思えます。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

48ページの15の工事請負費、危険遊具撤去工事費とありますけれども、恐らく山川公園の遊具だと思うんですけども、これを撤去した後、そこでどうなるのか、またそのかわりに何か遊具が入るのかというのをお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

撤去遊具というのは、5字に設置しております丸ブランコというのがございます。これについては死亡事故も発生しているということがありますので、こちらの遊具とあわせて老朽化した遊具を幾つか、各字区に設置しているのがありますので、そちらをふるさと納税を利用させていただいて、危険の除去ということでさせていただきます。実はその後にかわる遊具ということも検討させていただきました。しかしながら、予算の関係で今回計上することができませんので、実は座間味校の校舎の改築に伴う遊具を少しいただいております。座間味のほうについては、その遊具を増設させていただきますが、残りの4字については有利な財源等を確保して、子供たちが遊べる場所づくりに努めさせていただきます。ぜひ、9月の決算余剰等が出たら、それを見据えてエントリーをしたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

くじら公園のほうにも子供たちが遊べる遊具があるんですけども、利用率が余りよくない状況だと伺っています。これは主婦の方々に聞いても、つくってぜいたくな話だとは思うんですけども、なぜそこに遊びに行かないのか、やっぱりいろいろ調査して、そこがもし利用率が低いようであれば、またそういう各区にスペースがあれば、そういうところに持って行って遊ばせてもいいのかなど思ったりしています。ぜひ今後、御検討ください。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。

4 款衛生費。3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

予算との関連ではないんですけども、5 1 ページ、委託費の基本健診、きのうもこれ触れましたけれども、以前は年当初、4 月、5 月、6 月のうちにやっていたと思うんです。ところが最近は9 月、1 0 月、1 1 月、要するに年末に健診が重なってきたんですけども、その背景に至った理由わかりますか。例えば総合保健協会が立て込んでこうなったとか、あるいは住民の希望があってそうなったのか。というのは、住民のある人からは年末に再検査、要検査とか、あるいはすぐ検査しなさいとか言われると、正月前にそういうものが来るととても困るという話を何名かからいただいて、なぜ以前は春先だったのにこうなったかというのがあったものですから、ちょっとその辺をお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

この件につきましては、確かに4 月から1 1 月に変わって、約3 年近くなると思います。実は委託先であります財団のほうから要望書をいただきました。レントゲン車等、移動する車の検診車の老朽化に伴って台数が減数になると。新たに現状維持というのが財政的にも厳しいというのがあって、その台数で県内を持ち回りせざるを得ないという状況になったと要望があって、それで調整を重ねて、座間味村についてはどうしてもずれ込んでしましまして1 1 月ということになりました。我々はこれまでずっと4 月にやっていたという経緯もあるんですけども、これについては相手方の事情もあるということで了解して進めておりますが、それでも何とか検診車の増加ができないかということは年々要望しておりますが、現状は向こうの願いもありますので、それを聞き入れて、県内の離島でもスムーズが健診ができるように、この流れで1 1 月となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

4款衛生費です。質疑ありませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

52ページの一番下、賃金から次の報償費、その中に歯科という、歯科検診、健やか親子とか歯科検診がいっぱい入ってきているんですけども、この歯科検診についてこれまでいた先生を使うのか、それとも沖縄本島から歯科衛生士も一緒に来てもらって事業を進めていこうと思っているのか、ちょっとその辺お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらの歯科検診は対象が乳幼児となっております。それで乳幼児のため、これまで沖縄本島から歯科医と歯科衛生士を読んでおります。衛生の口腔指導等とあわせて、主にフッ素による予防事業に努めさせていただいております。沖縄本島からのお医者さんと歯科衛生士の方に来ていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。では、今までやっていた先生、ここに開業していた方ではないわけですね、わかりました。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

今の歯科関係に関連してなんですが、宮平清志議員が一般質問でも上げていたんですが、この歯科検診、虫歯が育たない環境を未然に防ぎできれば、島に大きな予算を投じて歯医者設ける必要もないと思いますので、この辺を徹底して、虫歯の育たない環境をぜひつくれるような予算づけを積極的に取り組んでほしいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。

続いて、5款労働費。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

各項目に、あるいは各部署に賃金というのがあります。56ページにも漏れず賃金があります。きのうの条例でも職員の給与改定で職員の皆さんは、こう言っただけ失礼ですけども、黙っていても定昇あるいは昇任、昇格、特昇という意味で、給料はじゃんじゃん上がっていきます。ところが村民の声は、失対作業にしても草刈りにしても、ここ何年かずっと同じような賃金だと。そろそろ見直しをしてもいいんじゃないかと。というのは今消費税が8%、来年から有無を言わず10%になります。簡単ですけども6,000円の賃金で600円というような消費税が来年から取られます。そろそろその賃金改定の見直しが、行政どの分野でもそうですけれども、見直し等が検討されているのかどうか。ちょっとそこをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

賃金に関しましては、総務のほうで条例で管理させていただいております。現在の条例につきまして、8

時間勤務ということで、沖縄県の最低賃金を上回るように設定はさせていただいております。ただ、先ほど御指摘がありますように、消費税が上がるものということで、政府としても臨時給付金、子育て給付金ということで消費税の上乗せ分は支給があったところではあります、島で生活していく上ではやはり見直しが必要なのかなと。現状が750円で沖縄県よりは上回っておりますが、今後も県と、全体の賃金となりますと、委員会部署も含めて、特会も含めて、かなり大きな額とはなりますが、今後の消費税の増額も含めて検討させていただきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

あわせて補足をさせていただきます。先ほど総務課長からも話がありました。いろいろなことを検討しないといけないということがまず第一にあります。それとあわせて、国のほうでも消費税の3%アップ、8%アップということになったときのいろいろな施策がありました。10%に対してもいろいろな施策を考えているということを知っておりますが、あわせて沖縄県、特に座間味村に関しましてもそうですが、一括交付金ということで島ちゃびの解消等々、定住促進事業等を進めているところでございますので、単純に賃金をすぐ上げるかということになりますと、財政状況であったり、あるいは近隣との調整であったり、そういうところも含めてやる必要があるのかなということがひとつ言えると思います。ですので、その辺はしっかりと議論をさせていただきますが、それとあわせて、それ以外のところでの定住促進であったり、島ちゃびの解消をさせていただいているということも御理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ある程度わかりました。というのは、先ほどから税収の問題も出てきました。やっぱりその辺はある程度、人の気持ちですから、少し賃金が上がれば、これもまた村に税収として、上げてもらったし税も納めようかと、人間の気持ちですからね、その辺の視点からも、当然もろもろ、総務課長、村長が言ったようにそういった問題も確かにあります。ただやっぱり人は1円でも1銭でも多く豊かな暮らしをしたい。それにまた村に税収としても還元もしたいというところの視点もありますので、この辺はもちろんお互いに議論しながら、また村民にわかりやすいような形で今後説明していきながら、前向きに検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。

続いて、6款農林水産費。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

57ページ、振興費の委託料の農業基盤促進委託事業と、その下15番、促進工事、合わせて600万円、これはどこの場所をどういう内容で予定しているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは阿真地区において農業基盤整備促進事業という95%補助の事業を入れることになっています。内

容としては、阿真地区の畑用のかんがい事業なんですけれども、ウフガーラの堰を水源として、水道施設のポンプ場まで導水管が来ていますが、原水の。そこから枝分かれして1日23トン限度で整備をするという施設になっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは今年度中で完了する工事でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これについては平成28年度に完了する予定で、次年度以降も、年度年度で採択を受けるんですが、次年度は阿嘉地区を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

済みません、今年度じゃなくて、新年度、来年度ですね。わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

57ページのほう、農道草刈り賃金、それと5款労働費の失業対策、両方、こっちにも入っているわけですよ。草刈りというのは。これと関連、どういう形で分けけているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず、労働費ですが、これは失業対策費ですから、通常の林道とか農道を管理するための費用ではないというふうに考えてもらいたいと思います。ある程度、シルバー人材の育成であったり、シーズンオフの失業対策ということでの賃金になります、5款については。農道については、村で農道と規定されている道路というのは、実は古座間味のほうにしかございませんので、この農道の草刈りというのは特定の場所の草刈りということになります。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

57ページの7番、賃金のほうで、特産品作業賃金64万円ほど組まれています、これはどういったことでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは次年度、平成28年度から新たに取り組もうと思っているものでありまして、18節の備品購入費に50万円というのがありますが、これも関連します。というのは、以前、生活改善グループというのが村内にございまして、いろんな特産品をつくってききましたが、いろいろありまして、途絶えてしまいました。例えば座間味の味噌をつくっていたりだとか、自生するツワブキを使ったり、島ラッキョウの漬物だとか、そういうものが残念ながら途絶えてしまっていますので、そのとき生活改善グループの中で頑張っていた皆さんに再度指導をしていただきたいと思います。もちろん公募をして、村内の若い奥さん連中だったり意欲のある方たちに呼びかけて、年に6回程度、もちろん阿嘉でも慶留間でもということで、やってもらうための賃金です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

では、農林水産費、15節、一括交付金の中でちゅら島づくり花の森事業、これは整備事業ですけども、これは継続事業で行っていると思いますが、今回はどこでやる予定でしょうか。済みません、59ページです。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。次年度、平成28年度は慶留間地区の集落入り口の広場とアザナムイ展望台園路を含んだ整備と、あと阿嘉区、今年度もやっておりますけれども、追加として前浜の通りのビロウの上、植栽を予定しております。あわせて座間味村の看板というか、植栽に関連した案内看板の設置を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。では、平成27年度現在の進捗状況とかはうまく進んでいますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今年度分は3月18日までの工期で現在、施工中で、予定どおり完了する予定になっております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

57ページ、下から4行目、阿嘉生活研究会、昨年も何かあったんですけども、これを題材に、これをちょっと引き合いに出して、戻って総務の中の各区の補助金とのバランスのところですね、区の補助金が非常に安いんじゃないかと。これですね、大分座間味村が、財政が非常に悪くなって、当時、三役、議員も報酬カット、いろいろやって、そのときに各区も全部補助金を削減して、身を切る改革というか、村の財政のためにそれをやったわけでありまして。財政も持ち直して、あと三役も、議員も、元とは言わないんですけど、議員の報酬を見直してちょっと上がったんですが、各区の補助金は置き去りにとなっておりますので、その辺。今年度すぐ見直せとはあれなんですけど、ちょっと研究してどうにかもうちょっと各区の補助金ですね、生活研究会の10万円と比べると私は安すぎるんじゃないのかなと思います。以前、慶留間区19万円、20万円かな。阿嘉区でも48万円ぐらいとっていただかずです。相当抑えています、2段階か3段階に分けて今現在にしていますので、それを考えると身を切る改革に一応同調して下げたはずですので、財政的にちょっと、以前よりは余裕がありますので見直しをお願いできないかなと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

区の補助金に関しましては総務のほうですので、実は区長会、毎月10日に持っております。このほうにも今回の件をちょっと議題として出していただいて、各区長からの要望もあるか、確認しながら精査させていただきたいと思っております。確かに前年、前と比べて半分以下になっているということは我々も過去に…、一応なっているということでありますので、今回、老人のほう補助金、見直しをさせていただきましたが、また引き続き課題とさせて、区長会でも議題とさせていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。時間もないのでそのまま次の質疑をします。

58ページの林業振興の賃金、苗畑とか苗木代、それで下に苗畑の借地料とかあるんですが、阿佐に苗畑のハウスがあると思うんですが、以前もあれは有効利用しているかということで、前の議員からも指摘があったんですが、私も現場には行けなかったんですが、阿佐区の方に確認したら、周囲は黒い遮光シートで覆われているんですが、中は非常に荒れていると、あそこを活用していると思えないという、電話して確認しましたんですが、そこに苗畑の賃金、借地料とかが計上されているんですが、ほかの場所でやっているのか、こっちを使うのかどうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

苗畑の人夫賃というのは、あくまでも周辺の草刈りとかその程度のものしか計上していなくて、実際にそこで苗畑を、苗を育てるというイメージが今のところありません。以前は、2年ぐらい前ですか、アカバナを苗として育てていた経緯はあるんですが、ちょっと台風で被災をしまして、そのままに荒れた状態になっておりまして、現在、その活用をいろいろ考えているところです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは苗木代の120万円というのは別のところで苗木を仕入れて、造林に、そのままスルーでそのまま

現場に持っていったるということですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

おっしゃるとおり苗木代というのは、村外から購入して造林地に植栽しているということになります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

借地料57万円も払って、もったいない。鉄骨造りで非常に強い構造でできていますので、これだったら民間に貸して、それを逆に向こうに活用させたほうがいいんじゃないかなと思いますが、それと大浜にもそれよりももうちょっと大きめのハウスがあるんですけども、あれももったいない。宝の持ち腐れ。あれは強い台風が来ても全然倒れないような、苗畑もそうですけれども、鉄骨でつくった非常にいい施設ですので、やはりこれを有効活用して、村長が悩んでいる農業振興の一役を担うと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

確かに岩山のほうにも立派な施設があって、遊休化している状況です。阿佐にあります苗畑の施設とも同様に、今後の活用をしっかりと検討していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは非常に大事な問題であります。座間味村の農業が発展するかしないか。これもやっぱり、ハウスというのは1年中有効利用できる存在ですから、これを非常に活用して農業発展の振興に役立ててもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

阿佐にある加工センターですね、あれは今、そこで何名か借りて食品等をつくっていると思うんですが、利用者が何軒あって、賃料幾らか御存じでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

利用者は現在3名の方に使っていただいております。そこで実際に加工するという方については月に1万1,000円いただいております。冷蔵冷凍庫だけを保管で使うという方については月に7,500円を徴収しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

あそこは特産品の加工も担うということで、座間味村の特産品をつくろうということでもあったんですが、

非常に設備的に、いい機械もそろっていますので、もっと有効に活用して。冷蔵冷凍庫も非常に大きい施設で、あれは電気料もばかにならないと思うんです。だからあれは賃料と比べて、施設の維持管理費はペイしているのかどうかお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今、手元に、ペイしているかというのはすぐ確認ができないんですが、冷凍冷蔵庫の規模からいって、若干持ち出しが出ているかとは思いますが。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

あれも非常にいい設備で、以前のあれができて時期、冬場にエンジンがよくとれるからエンジン、ハウレンソウですね、あれをストックして、どうにか冷凍冷蔵庫使って、夏場でお客さん、民宿あたりに販売できる。そういうものを考えたほうがいいんじゃないかということで、当時の村長はいいアイデアでいい言葉いただいたんですが、あれからナシのつぶてで現在に至っているんですが、そういうものですね、いい設備があるんですから、あれをちゃんと有効利用して、儲けの出るような状態にしていってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。

続きまして、7款商工費。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

62ページ、需用費のがんばる地域振興パンフレットとありますが、どのような内容でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

このパンフレット代なんですけれども、現在、観光協会に置いてあります多言語のパンフレットの増刷、その分6万部と、あとルールブック、これもありますので増刷、これを2万部、その分のものとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

63ページ、上のほう、モンベルクラブ負担金とありますが、これの内容と、それによってどのような効果があるかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この60万円に関しては、年間登録料という形で納めます。その中身としては、これは全国に54万人と

いう会員がいらして、その中で、いわゆるモンベルクラブの方がその会員に対して、機関紙を年1回発行するんですけども、その中に村の紹介、あと村のアクティビティですね、それを網羅したもの、この54万人の会員に発送します。それとモンベルのショップにおいては、村のパンフレット等とか、そういったものを配置して宣伝効果を出すために60万円を計上しています。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

前年度の予算には、モンベルクラブ負担金、年間費なかったんですけども、これは今年度からということでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは新年度やって新規という形になります。訂正します。これはまた観光協会が出している部分は、今年度また村で出す予定です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ということは、前年度からということはある程度どのような効果が出たか、これでどれぐらいの集客ができたかというのわかるんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

その部分に関して、まだどの程度効果があったのか把握していません。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

金額が結構大きいなと個人的に思うので、それによってそれ以上の効果があればもちろん問題ないと思うんですけども、今年度、また来年度様子見て、もし引き合わないようでしたらやめてもいいのかなというところを検討してもいいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

61ページの19節、一括交付金の座間味村観光受け入れ拠点事業の1,400万円、これは観光協会への予算ですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

おっしゃるとおり、これは観光協会への補助金になります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

大体の予算の内訳とかわかりますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この1, 200万円は丸々観光協会のほうへ行きます。

○ 2番（宮平譲治議員）

賃金ということですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

そのとおりですね。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

その同じ節の島ちゃび解消移動手段安定化対策事業、これはアイラスのへりのことだと思うんですが、詳しくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは一括交付金を活用した事業なんですけれども、宮平議員がおっしゃるとおりアイラスへの半額補助の制度です。御存じのように、船の欠航であったり、繰り上げ、繰り下げの変更があった場合に活用していただいています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私も何度か活用したことがあるんですが、この辺の窓口を、ぜひ観光協会が窓口として受け付けして、アイラスとやりとりできないのか。できればもう少し予算を削減できると思うんですが、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

予算には直接関係しないとは思いますが、おっしゃるには、多分乗り合いになりますので、現在は1人乗っても、5名乗っても3名の負担ということで、その窓口として乗る人たち、なるべく負担が出ないようにという御意見だと思うんですけれども、それについてはいろいろ御意見があるのは承知しておりますので、御提案のとおり観光協会等と調整していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

61ページ、観光費の給料の村営バス運転手678万6,000円、これは運転手が何名でどういう体系で、月給制なのか、時給なのか、運行回数割なのか。運行回数だったら1回幾らなのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これに関しては、今現在3名、新年度から5名、2名増予定です。これが増になる理由は新年度から阿嘉でもする予定です。それとこれは座間味と同じ形態であると、一応、囑託でやられるというふうに考えています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。給与体系ということは、どういう体系ですか。運行回数なのか、時給なのか月給なのか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

囑託で月給になります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

商工費、62ページのほうになりますが、委託料、一括交付金の中で座間味村海域安全事業委託、これは全協でも喜文議員が質問されましたが、400万円ぐらい上がって計上されています。それでニシバマのほうを見ていたら、天気が悪いときはニシバマよりも阿嘉ビーチのほうが観光客多いんですよ。村から見たら無法地帯で、ちょっと危険な状況もあります。それで阿嘉ビーチ等もこの中に監視も入っているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

今、この予算の中には阿嘉ビーチのほうは入っていません。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

先ほど申したように、本当に危険な状況というのを私たち見えていますので、ぜひ踏み込んで、その監視もできるようにお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これにちなんで、また同じようなことをお聞きします。この1,620万1,000円、座間味村海域安全事業委託、これはもう業者は決まっているんですか。それともどういう形で業者を選定されているんですか。その辺をお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

まだ業者のほうは決まっています。一応、今年度みたいな形態でやろうかなというのは思っています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この件に関しては、去年は相当いろんないちゃもんがありましたので、この件に関しては非常に重要というんですか、ちゃんとした形で契約して、村民から苦情がないような形で契約されることを望みます。

続きまして、同じ項目のダイバーズエッグプロジェクト1,300万円、せんだってテレビでも村長、御拝見いたしました。安里観光大使とダイバーズエッグプロジェクトのことをテレビでやっていたけれども、なぜこのダイバーズエッグプロジェクトに中心として事業を展開しようとしているのか。先ほどから出ている、本村はシュノーケリング、カヌー、それから最近流行っているスタンドアップパドルボードとか、いろんなことが流行ってきておりますけれども、あえて危険度が高いといえますか、ボンベを準備したりいろいろなことがあってやる。これも別に悪いことではないんですけれども、ほかの事業に関してもそれらしきものがないかどうか。その辺をお聞きしたいんですけれども、いかがなものでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その前に、ダイビングは決して危険ではないということだけは申し述べたいと思います。私もダイビングをしておりますので。まず、座間味村は海水浴から観光産業が始まってきて、ダイビングのお客様が来て、シーカヤック、スタンドアップパドルボード等々が今本当にブレイクをして、多くのお客様が来るようになってきました。特にシュノーケリングとシーカヤック、スタンドアップパドルボードというのは近年非常に始めていただくお客が多いようで、座間味村でも多くなってきたという話もお伺いしております。そういった中でダイビングに関しましては、海水浴とあわせて座間味村の観光を最初に盛り上げたマリンスポーツだと認識をしておりますが、新たにダイビングを始める方が少なくなった。ダイビングをされていた方が

高齢者になった等々でダイビングのお客様が大分減ってきたという話を聞いております。プラス座間味村の中には多くのダイビングショップがあって、その方々も含めて、ダイビングショップの方々を含めて、座間味村の観光を盛り上げてきたのですが、この状況からすると、まずはいろいろな、ほかのマリンスポーツもしっかりとピーアールをしていかないといけないんですが、まずはダイビングをすることで座間味のよさをピーアールさせていただきたいということから始めております。これはただそれだけではなくて、座間味村に対する魅力とかいろいろなものを調べるためのアンケート調査等もさせていただき、今策定中の産業振興計画、観光部門にもそのデータが反映されることだと思っております。今のところはダイビングに関して3年間、次年度が最終年度になる予定なんですけど、実証実験を踏まえた内容となっております。あわせて来年以降、このデータ結果を踏まえて、どういった形で観光ピーアールをしていくのか、あるいは観光プロモーションをしていくのかというのをきっかけづくりをする年になるのが平成28年度になると考えております。それ以外のマリンスポーツに関しましては、例えばホエールウォッチングにしてもそうですが、いろいろな場面で一所懸命ピーアールをさせていただいておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ダイビングが悪いというわけではないんですけども、ただ言いたいのは、ほかにもいっぱい事業展開をしていますので、その活用方法をもう少し幅広くやってはかがなもののかなということでお伺いしたわけです。前回にもその話を聞いたことがあるんですけど、今座間味だけが中心となってやっているような感じが見受けられるんですが、この阿嘉、慶留間に関しての事業展開はどのような形で検討されているんですか。まだ阿嘉、慶留間ではそれをやっていないということを聞いていますけれども。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

今年度に関しては、阿嘉、慶留間地区も入れて、座間味もお客さんのほうは入っています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。幅広くいい形で、いい効果が出ることを御期待申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私もダイバーズエッグプロジェクトについて少しお話を聞きたいんですが、その前に、その上の海浜海域安全事業についてももう少しお願いしたいと思っております。昨年度より300万円ほど予算がアップしていると思うんですが、その根拠は何でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

今回の見積もりに関しては、各ビーチに2名ずつ、それとゴールデンウィーク期間中に2名、それと傷害保険とか施設保険料とか、そういったもろもろの費用がかなり厳しいところでやっていたんですけども、今回ある程度上乗せという形でやっています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

これは入札というか、事業所が提出した金額ではなかったんですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

今年度に関しては、プロポーザルでこちらから金額を提示して、それでやっています。見積もりというものはこちらがこの金額という形で提示していますので、それで今年度はやっています。また次年度も今年度同様やろうかなという考えは持っています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ことし行った業者が継続してやるということは考えているんですか。また新たにということでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

継続というよりも、こちらが今回も今年度同様プロポーザルで入れて、そこでこの業者が入るかどうかというのは、まだこちらのほうではわかりません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

どういう形がいいのかは、いろいろ議論すべきだと思うんですが、私はこの観光を主にアピールしている島で、海浜の安全を第一に予算づけして、どこよりも村の海は安全だという発信するためにも、毎年毎年違う業者が海を守るというよりも、継続して、一業者がいいのか、もっと適切な、沖縄ライフセービング協会が、それを専門としている業者がいいのか、ちゃんと考えるべきだと思うんですが、できれば継続して、年々レベルを上げていけるような形がいいと思います。毎年毎年変わってしまったら、また一からということで、毎年毎年安全上、毎年初めてだからしょうがないという形ではおかしいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

確かにおっしゃるとおりだと思っております。しかしながら、これまで沖縄ライフセービング協会、大昔は…、大昔といいますか、相当前に大阪のほうからも来ていただきましたが、その団体のいろいろな事情もございましてできなくなったりということもありました。去年は初めて地元の方々が結成をした組織の中で委託をさせていただいたわけですけれども、本当に理想だと思っております。ですが、初めての年でありまして、なかなかうまくいくところといかないところ。外的要因も含めて大変だったと聞いております。その辺の予算措置も含めて、去年よりは増額されたかと認識をしておりますが、ただ予算の適正な執行という意味でいいますと、私たちこれは一括交付金、国費をいただいて、補助金をいただいてやっている事業でございますから、その選定に当たっては、公平公正な選定をしなければいけないということだけは御理解いただ

きたいと思っております。もちろんできるだけ地元の方々が請け負っていただいて、地元の方々に多く新たな仕事ができるという環境をつくるのは、もちろん大切だというのは大前提として持っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。ことしもちろんと村の安全が守れるように、しっかりとした業者選択をお願いしたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

同じく、またダイバーズエッグプロジェクトに関してですが、先ほどとダブるのかもしれませんが、昨年この事業に関してはもっと広角的にダイビングに特化したものではなくという意見もあったと思うんですが、ダイビングの卵を育てる、ダイビングを仕込んだ中、そのダイバーの集客、今後につながるためだとは思いますが、ダイビングが初期投資に多くの予算を、100万円近い金がかかると思っています。そこに若いニーズが飛びつくとは思わないのですが、もうちょっと村の観光全般というか、マリノカ、もっと枠を大きくした、ダイビングだけではない事業の取り組みが必要だと思うんですが、恐らくこの事業は日帰りでもできる事業だと思うんですが、その辺お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

日帰りでもできる事業となっております。3年継続事業ということで申請をさせていただいておまして、内容がダイビングというところがまず1つありますので、まずそこはしっかりとダイビングを3年間やっていきたい。もちろんいろいろな方々からほかのメニューに関しても同じような制度をつくらうかどうかという話がございますので、これはまたこれから継続できるのかどうかということも含めて、議論を深めていきたいと思っております。ダイビングに関しましては、もちろん新しいダイビング客をふやしたいということもありますし、この島でいいますと、座間味村でいいますと、ダイビングショップがほかの観光地に比べて相当な数があるということもあります。そういうことでいいますと、別にそのダイビングショップ一つ一つのためにというわけではないんですが、やっぱり経済効果といたしましては、多くのダイビングショップがある座間味村でございますので、そういうところがしっかりとまたお客さんが呼べる環境をつくるのも大切だと思っておりますし、またデータ収集の件に関しまして、一遍にいろんなメニューを1つの事業でやった場合には、収集するデータ数はそれぞれのメニューで少なくなることから、そういうことを考えますと、なかなかしっかりとデータどりもできないだろうということで、アクティビティはとりあえず今回、ダイバーズエッグプロジェクトですから、ダイビング1つに絞っているということでございます。あわせてダイビングショップの皆様方にはあいた時間がもしあるのであれば、島の中を観光していただいたり、あるいは空き時間にダイビングショップの中にはシュノーケリングで楽しんでもらうということで、座間味を満喫していただいて、また帰ってくる。あるいはお友達に紹介するとか、そういう効果を狙っておりますので、その辺は御承知置きいただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。ことし10万人を突破しました。この中身も日帰り客がふえたからそういう数字が出たのか、ぜひ島に来る客には1泊してもらって、もっと中身を見る必要もあると思います。ダイビングが落ち込んだ中、10万人を突破した経緯には、ほかの座間味の魅力があったからこの数字を突破することができたと思います。その辺ももっと中身を見ながら、今後の村の方向性がどこにあるか、ぜひ検討もしながら、みんなでいろいろな意見を出し合いながらメニューをつくれたらと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

それではほかにございませんか。よろしいでしょうか。
暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

続きまして、歳出、8款土木費についての質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

それでは質疑します。64ページのほう、土木費の中の請負工事費ですね、そこに村道舗装危険箇所工事とありますが、これは私が一般質問でも出した阿嘉ビーチの箇所なんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今回は、これは阿佐の集落の側溝と、座間味の集落内の舗装の危険箇所の工事となります。中村議員から以前の議会で指摘のあった阿嘉の海岸線の道路ですけれども、今どういった工法で修繕をするか、設計を、詳細を調査中ですので、また災害として補修するのか、単費で補修するののかも含めて、今、課内で詳細を調査中で、今回の当初予算には計上はしておりません。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

そうですね、今回の予算と違っていたので、ぜひ…、現場を見ますと、あの時点から今さらに5センチぐらい陥没している状況にあるんです。それで見に行ったらカラーコーンで囲まれていますけれども、これからまた台風シーズンにもなるし、できるだけ早急に予算を計上してほしいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

64ページの2項、13節委託料のところ、外来種撲滅事業で昨年よりは半分ぐらいの予算になっていると思うんですが、その辺のほうよろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

この事業は、一括交付金の初年度から行っている事業で、おおむね林道沿い、村道沿いの伐採は大分進ん

だかと思えます。次年度においては道沿いだけではなく、山林の中にも自生しているモクマオウとかギンネムの伐開を行うということで、かなり数量が減るという予測で事業費は半分ぐらいになっています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

これは大体この額だと、昨年までは阿嘉、座間味、それぞれ1,000万円近くの予算が来ているんですが、全体でこの額になっているのか。阿嘉が減ったのか、座間味が減ったのか。阿嘉でも座間味でも行われていてこの額なのかをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

同じように、両方での事業費になります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

先ほど総務のほうで街灯の件を質疑したんですが、あれは電気料ですけれども、この構造物、街灯の、あれは道路関係だと思いますので、二、三日前に大阪堺市で街灯が倒れて女の子が指を切断するというニュースがあったんですが、全く同じような状況の街灯が、今私が確認する、慶留間区だけでも1カ所あります。去年台風で倒れた、阿嘉の橋の阿嘉川の表示灯も同じようなさびびで、接地面のところがさびびで倒れたと。幸い事故には至らなかったんですけど、そういうものが多分何件か調べてあると思うんですけど、これはどう対策するのか、入れかえるのか。同じような症状が慶留間の高良家の向かい側の街灯もあって、あれは周囲を掘って、枠をつくってセメントで補強しているんですが、あの工法でいいのかですね、これは非常に急ぐ問題ですので、この予算の中でできれば早く調査して対策をしてやってほしいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

次年度の予算のほうに需用費の修繕費ということで133万円程度計上していますけれども、この中にはカーブミラーの損傷と街灯の修理を組み込んでおります。この補修のあり方については、その場、その場に応じたやり方でやっていきますが、丸々電柱をかえるとか、根元をコンクリートでまくとか、いろんな方法がありますけれども、その場その場に応じてやっております。阿嘉島のほうでも1カ所、ちょっと根元が腐食気味のところがあると聞いておりますので、早急に工事を進めたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

よろしくをお願いします。これも道路と同じように、車が通ったり、人が通ったり、非常に事故になりやす

いので、これは早急に、座間味、阿嘉、慶留間を含めて、全部調査して危険があるものは早急に直してもらいたいと思います。お願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じく65ページ、委託料の村道座間味阿佐流通業務委託1、445万7,000円、それから工事請負の1億6,978万8,000円、これは私の記憶違いだったんですが、入札とか現説、請負あるいは業務委託者、全部決まっているんでしょうか。一番気になるところではあるんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

請負業者は、新年度に入ってから入札で決まることになっております。まだ発注はしておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

見通しとして、この予算額で、特に阿佐線などは非常に去年、一昨年もみんな苦戦されていたような気がするんですけど、見通しとしてこの予算額で落ちそうですか、ちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず、この工事ですけれども、約1億7,000万円です。かなり大きな工事になりますが、次年度は2工区に分ける予定になっております。座間味側からと阿佐側の、もう次年度で最終年度になるんですが、2工区に分けて行う予定になっております。確かに昨年も1回入札の不調がありましたので、業者の指名については慎重に先行していきたいと思っています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひ、完成に向けて、あと一息ですから頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

66ページをお開きください。一番最後の海岸維持費賃金84万円、これは全協でも触れていましたけれども、これはどこか一業者に委託して、そこにお任せしてやるのか。それとも村民に呼びかけた作業、あるいは草刈り作業みたいに総出でやってもらうのか、その形態を少し教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えします。これは通常の日雇い賃金という形で、村が直で行うものでして、業者に委託するというものではありません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。では、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

68ページ、住宅建設、委託料が費目存置となっているんですが、阿嘉地区、慶留間地区の公営住宅の予算が計上されていない。本年度だったと思うんですけども、つくる予定がないのかどうかお聞かせ願います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

公営住宅の建設に関しては、平成28年度で阿嘉と慶留間地区を建設するというので、去年の12月に実は総務のほうに予算要求をしました。県のほうにもその旨伝えていたので、要望も出してあったんですけども、2月に入りまして内示がゼロという回答が来まして、急遽費目だけということになっております。県のほうに問い合わせましたところ、平成28年度に全くつかないということではないけれども、入札の不調が続いている、座間味村だけではないんですけども、そういう自治体については当初は見合わせていますよという回答をいただいております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ちょっとこれは残念な結果でありますね。さかのぼって総務費の中で多用途住宅を、ちゃんと予算についている話は阿嘉、慶留間のほうでもっと早くから出ていたはずなんです。村長も選挙のときに公約しているので、これは何が何でも28年度でどうしても進めてもらいたいと思いますが、村長の御意見をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、そもそも平成27年度で予算を計上はさせていただいておりました。これまでの議会でも報告をさせていただいておりますが、予算をいただいて、入札をかけたところ全て不調に終わったというのがまず前提としてございます。それで平成27年度、あるいは平成27年度からの繰り越しということで事業を執行することが不可能になった。平成26年度からの繰り越しですかね、不可能になったというのがまず第一段階としてございまして、それでも予定としては、阿嘉、慶留間につくって、その次に座間味ということで計画をしていたんですが、阿嘉、慶留間が不調に終わったということですので、再度、阿嘉、慶留間でまずはつくって、その次に座間味でという1年ずつずらしてやる計画でございましたが、先ほど垣花課長からもありましたように、離島は離島自治体と言っていいと思うんですが、軒並みゼロ回答が来ると。これは課長がおっしゃるように、全くだめだということではなくて、今、沖縄県全体の離島で建設工事に関する入札不調が相次いでいるという現状がございまして、その原因を一所懸命考えていきたいというのが沖縄県のスタンスでございまして、要は、座間味だけではなく、ほかのところでも予算執行をしっかりと確保した国費が使えない、そういう状況をどうしても回避したいという大きな沖縄県側の意向もございまして、まずはその原因の追求と、あるいはこれからの入札、予算づけされた後もしっかりと入札が落札で

きるような環境を整えるための勉強をする時間がほしいと、簡単に言えばそういうことだと認識をしておりますので、私といたしましても、公約でしっかりと阿嘉、慶留間にもアパートをつくらせていただきたいと言っておりますから、これは引き続き国費というか補助金の獲得に向けて努力をしてみたいし、これまでもいろんな場面で沖縄県に対してはお願いをしているところです。また沖縄県としても、離島の振興は定住促進だということも重々承知をしております、できるだけ早く予算づけをしたいということを言っているところでありますので、引き続き頑張ってみますが、また何かございましたら議員の皆様方のお力添えもいただきながら、しっかりと予算取りに動いてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村長答弁ありがとうございます。確かに前の阿佐地区から始まっているいろいろなところ、座間味の小学校も入札がなかなかできないということで、状況的にはわかっているんですが、予算はきょうで終わり、1,000円ということになるとちょっとショックで、それで聞いたんですが、とにかく希望がないわけではないという村長の言葉を信じて、皆さんの検討を期待して、次年度中には着手できるように期待しておりますので、頑張ってください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。

続きまして、9款消防費についてです。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

71ページの消防費、15節工事請負費、一括交付金でありますけれども、座間味村海拔表示板等設置事業というのは、これは今回、どこの場所で事業を計画しているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回の海拔表示板設置工事につきましては、平成27年度にコンサルタントによる委託事業を行っております。イメージとしては、沖縄本島によくある海拔何メートルというような表示がよく目につくと思います。これの座間味村版を村全域に設置する予定で工事を見込んでいます。現状は委託事業によるコンサルタントの成果品をもって、それを次年度吟味して発注するというところで考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この表示板というのは大事なものだと思います。できるだけまたそれをですね、今全島、3島に設置することですのでよろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

消防費の中に予算づけはされていないと思うんですが、昨年、古座間味ビーチのほうで海浜の事故が起

こった際、なるべくビーチに近い位置に緊急用のヘリの離発着場を設けてほしいということで、仮に畑のほうを舗装してやった経緯があったと思うんですが、海の安全を守るためにも、座間味の例をとりますと、古座間味ビーチから高月山のヘリポートまではかなりの陸送の距離があると思います。なるべく畑はつぶしてはほしくないんですが、最悪のリスクを減らすためにも何らかのいい場所が設けられれば、海の安全を守るためにも適当な場所を探していただいて、その辺も検討に入れてほしいのですが、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

御指摘のとおり、いわゆるランデブーポイントの設置は必要不可欠と考えております。これにつきましては、座間味のみならず、阿嘉も含め、慶留間も含め、人命を左右することになると思いますので、我々としても昨年、実は設置場所についてはドクターの意見も聞きながら場所の選定をしております。前回設置しました座間味のほうにつきましては、やっぱり畑ということもありまして、近隣にしっかりした着陸地帯、ランデブーポイントを設置できるように、引き続き検討しながら対応させていただきたいと考えます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは10款教育費。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

きのうの一般質問にもありました教員宿舎の件ですけれども、この件に関しては、宮里議長が過去に何度も質問事項に上げていると思います。しかしながら、今回も予算に計上されていないので、これは決して待てるような予算ではないと思います。私も実は、先日学校へ訪問して直接校長と、またある教員とこの件について話し合ってきました。修繕もいろいろやっているのはわかるんですけれども、過去にお話をお聞きになっていると思いますけれども、雨漏りがあったり、部屋全体にカビの胞子がなかなかとれなくて、小さな赤ちゃんがぜんそく気味になったり、もう普通の状態ではなかったようです。現時点では、この不備のある宿舎も合わせてどうにか間に合っている…、間に合っているか、無理に間に合せているのかどうかわからないんですけれども、今はとりあえず住んでいるところはあると思います。現時点で数組が家族連れで夫婦ともに教員として働いている状態なんです。それがもし、その家族が異動となれば2人の先生が出ていって、もし次来る先生が単身で赴任となると、もう宿舎の数が全く足りなくて間に合わない状態になると思うんです。せっかくこういった離島僻地に赴任してきたのに、住居に不安を感じながらいい仕事、いい教育ができるかということ、とても矛盾点があると思うんです。座間味は赴任希望者が多くて、特に家族連れも多いらしいんです。ところが宿舎の件でとんでもない宿舎といううわさが多々あるらしくて、家族連れでは断然せざるを得ないパターンもあるということをお聞きしています。大分質問事項に取り上げられているので、いつかどうにかするのではなく、はっきりといつどうするのかというのを見直して、検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

御指摘のとおり、昨日の一般質問でもありました浜屋荘に関しては今年度計画を立てておりました。しかし、限られた財源のもと、今回は座間味幼稚園の設計、そして阿嘉小学校管理棟の耐力度検査というふうに組んでおります。座間味校の教員宿舎に関しても9月の決算状況を見ながら、もし予算等にゆとりがあるのでしたらその時点で補正を組んで整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

9月の決算の状況でということなんですけれども、耐力度調査もあると思いますし、また土地の確保がどうなっているのかという部分も気になるんですけれども。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

教員宿舎に関しましては、耐力度検査は必要ないと沖縄県施設課よりも確認しております。場所に関しましても平成26年度座間味第11団地をつくりました。あそこが村有地となっておりますので、向こうでの建設を予定しております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。先ほどの阿嘉と慶留間の住宅の件でも入札不調ということで、頭の痛いところだと思っておりますけれども、教育長からもひとつこの件の見解について伺いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

ただいまの宮平議員の御指摘、ごもっともだと思っています。教員が喜んで赴任してくれて、力を発揮してくれるというのが理想でありまして、まず僻地に赴任されるに当たり、生活の根拠となる住宅について整備していくというのが教育委員会の大きな役目としてあろうかと思っておりますけれども、老朽化しているのは目に見えていますので、あるいは台風、大雨のときに雨漏りしている住宅があるということは重々承知しております。今回も去年あたりからそういう被害が出ていましたので、改めてどうしようかと、教育委員会内部でも検討しましたがけれども、村の財政状況もありまして、それと村当局とも相談して優先順位を策定しているところで、じゃあ、今回はと。また幼稚園と阿嘉の件がありますのでそういう順番になって大変申しわけないと思っていますけれども、また村の財政状況とも勘案しながら前に、前へと進めていけたらと思っておりますのでよろしくお願いします。あとまた、住宅の立地に関しましては教育委員会として検討しているのが座間味だけではないと、阿真もあって阿佐もありますので、阿真から向こうに通っていますので、そういったところに住宅を置いて、先生方がその地域に溶け込んで一緒に教育活動を展開してもらえという状況をつくっていかれたらと思って、今回は阿佐を検討しているところですので、それとあわせてまた9月以降に実現できればと思っていますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。ぜひ実現に向けて検討をお願いいたします。この件は大きいので、村長の見解についても伺いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、きのうの一般質問で善文議員からもございましたし、かねてから宮平清志議員からも話があったとおり、議長がよく質問を、あるいは議会の中だけではなく、清志議員もそうですが、日ごろからの政務活動の中でも常に取り組んでいることだということは認識をしております。またよく足繁く私のほうにも通っていただいて、その話を聞かされている中で、今回予算化ができなかったこと大変申しわけなく思っておりますし、また教育委員会のほうでは相当頑張っていただいて苦渋の決断だったんですが、今回は見送りをさせていただいたと。教育委員会に対しても、逆に私も申しわけない部分があったのかなと感じているところでございます。教育委員会事務局からもありましたとおり、できるだけ早い時期にこれは優先順位を一番上位のほうに置いて、できるだけ予算化が一日も早くできるような環境をつくっていきたいと思っております。もっと具体的な話をさせていただきたいところなんですけど、まずは年度末ということでございますので、6月に向けて、9月に向けて何ができるのかしっかりと検討させていただきましますので、きょうはこれぐらいの回答で御勘弁いただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。ぜひ実現に向けてよろしくをお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。 2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

74ページの下のほう、ホームステイ事業で、これは何人ぐらいを予定しているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

座間味校から2名、阿嘉から1名、慶留間から1名、計4名を予定しています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

これは最初から枠があつての抽選か何かなのか。それともこれだけしか希望者がいなかったのかどうかお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

予算にも限りがありますので、村のほうで4名という枠をつくっておまして、生徒が多い座間味校からは2名、そして阿嘉、慶留間からは1名、1名派遣しようと考えております。派遣に関しては村教育委員会のほうで抽選とかそういったものではなくて、各学校から推薦したものを我々がホームステイ先へと送っています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

やっぱりこういうものには子供たちにも大きな財産になると思います。村にとっても大きな財産になると思いますので、この予算を切る議員はいないと思いますので、希望した全員が行けるような取り組みをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

次年度以降、検討していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

73ページの、前にも言ったんですけども、車両リースのほうですね、これはいつごろできるのか。阿嘉、慶留間の給食配送の車の準備がいつごろできるのか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

73ページの使用料及び賃借料の中で車両リースとあります。これが阿嘉、慶留間校の新規のリース費となっておりますので、予算が通過し、年度が明ければ早急に発注をかけたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは、私が去年の12月に故障していることを向こうの校長から聞いて、それをどうするかということで、不整備車両の状態に乗っているということを聞いて、私確認とったんですよ。確認とったんですけど、その後、返事が何もないということで、学校から。どうなっているのということで、校長からも教頭からも聞かれて、それでつい最近なんですよ、次年度予算に取られているということで、それを最近聞いたので、もう二、三カ月前のことなので、その辺をどういうことかという形になったのか。それと教育長も教育課長も慶留間出身で、どちらも慶留間の学校に置かれている状況ですよ。その状況でそういう情報が入ってこないという自体がどういうことかなと思ったんですけども、ちょっとひとつお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

確かに昨年度、12月ごろですか、整備不良というふうに確認しております。そこでその時点で新規、リースするか、それともこの車を年度明けまでリースするかというふうに判断しました。そこで年度末も近かったこととございますので、4月までのリース期間を延長して今の車両を使っております。それに伴い、平成28年度、リース料は満額いただきましたので、先ほども回答したとおり新規にリースをし直して、安心、安全な給食に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それ、運転されている方から私ももう目を合わせにくくて、会うたびに言われているもので、メーターが全く作動していないんです。燃料ゲージもそのままです。いつとまるかわからないという、そういう状況で走らせているもので早急をお願いしたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

わかりました。では、きょう予算が通過すれば、その準備等、次年度の準備等に進めていきたいと思えます。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今の車両リースの下、電子黒板、本年度に次いで、また次年度に連続の計上となっておりますが、これ1年間使用して、導入の効果は上がっているのかどうかをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

電子黒板、平成27年度、今年度なんですけれども、小学校に配置しております。これは平成28年度分に関しては中学校へ配置します。これですね、一括交付金を活用しております、2学期以降からしか、電子黒板自体を秋口からしか搬入しておりませんので、成果に関してはすぐに出るものではないと捉えております。来年のこの議会でしたら成果が出たという回答ができると思います。今の時点では導入した時期ですので、成果を見ることはできません。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。まだ導入が浅いということですね。

もう1つ、最後ですね、去年も確認したんですが、阿嘉から慶留間に渡る道路の右側の、いわゆる鹿柵が台風等で破損している、目に見えるところで見苦しいところは早く予算を組んで撤去してほしいということですが、これが予算に計上されていないような気がするんですが、どうしてでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

その件に関しましては、確かに私が9月議会かにそういった一般質問をいただいております。その件に関しまして、県とも調整して、どうにか国庫金で処理できないかという形で相談したところ、ちょっと国庫金では無理だという返事をいただいております。それで簡単に撤去できるのかどうか、まだ県のほうから返事をいただいておりますので、その辺返事がもらえれば皆様のほうへ報告をしたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。頑張ってもらいたいと思います。私は以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

続きまして、11款災害復旧費ここから、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費まで4款を一括して質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行いたします。

第2表債務負担行為から、職員の給与等までの一般会計の最後のページまでの質疑に入りたいと思います。よろしく願いいたします。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは質疑がないようですので進行したいと思います。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成28年度座間味村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 平成28年度座間味村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 公共工事現場調査。

これより公共工事現場調査を行います。休憩中に現場調査を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで公共工事現場調査は終わりました。

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後4時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎

第 1 回座間味村議会定例会

第 3 日 目

3 月 1 1 日

平成28年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 8 年 3 月 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成28年3月11日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成28年3月11日 午後2時30分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	観 光 船 舶 班 参 事	大 城 忍		

平成28年第1回座間味村議会定例会議事日程（第3号）

（平成28年3月11日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第17号～議案第23号まで）
3	議案第17号	平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について
4	議案第18号	平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について
5	議案第19号	平成28年度座間味村航路事業特別会計予算について
6	議案第20号	平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について
7	議案第21号	平成28年度座間味村下水道事業特別会計予算について
8	議案第22号	平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について
9	議案第23号	平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について
10	発議第1号	日米地位協定の見直しに関する意見書
11	発議第2号	沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書
12	発議第3号	県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する意見書
13		議員派遣の件について
14		公共工事現場調査

○ 議長（宮里祐司）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．議案第17号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第23号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてまでの提出議案の一括説明を求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

まず、議案の説明の前に議長のお許しをいただきまして、私のほうからも、行政を預かるものとして、3. 11東日本大震災についてのコメントといいますか、一言申し上げたいと思います。当時、たしかきょうと全く同じような感じで、議会の最終日だったかというふうに記憶をしておりますが、議員の先生方とテレビを見ながら、あのすさまじい震災を見たのを記憶しております。改めまして亡くなられた皆様に心から哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様のお気持ちも考えつつ、そして一日も早い復興を座間味村からも願っておりますし、また私たちも協力をして一日も早い復興ができるような環境をつくっていくお手伝いができる部分を探していきたいと思っておりますので、議員の皆様にも御理解をお願いしたいと思います。

それでは議案第17号から御説明をさせていただきますが、詳細につきましては、ほかの議案もそうですが、せんだって行われた全員協議会で説明をさせていただいておりますので、頭のほうだけの説明をさせていただきますと思っております。

議案第17号

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		31,824
	1 国民健康保険税	31,824
2 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
3 使用料及び手数料		2
	2 手数料	2
4 国庫支出金		62,592
	1 国庫負担金	39,418
	2 国庫補助金	23,174
5 療養給付費交付金		1
	1 療養給付費交付金	1
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		10,200
	1 県負担金	1,882
	2 県補助金	8,318
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		47,073
	1 共同事業交付金	47,073

款	項	金額
10 繰入金		53,949
	1 一般会計繰入金	53,948
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		4
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		205,649

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		8,555
	1 総務管理費	8,512
	2 徴税費	7
	3 運営協議会費	36
2 保険給付費		78,172
	1 療養諸費	68,090
	2 高額療養費	9,231
	3 出産育児諸費	841
	4 葬祭諸費	10
3 後期高齢者支援金等		26,795
	1 後期高齢者支援金等	26,795
4 前期高齢者納付金等		14,228
	1 前期高齢者納付金等	14,228
5 老人保健拠出金		2
	1 老人保健拠出金	2
6 介護納付金		13,643
	1 介護納付金	13,643
7 共同事業拠出金		61,080
	1 共同事業拠出金	61,080

款	項	金額
8 保 健 事 業 費		3,167
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,473
	2 保 健 事 業 費	1,694
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		2
	1 公 債 費	2
11 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3
12 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		205,649

議案第18号

平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,690
	1 後期高齢者医療保険料	3,690
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 繰入金		3,576
	1 一般会計繰入金	3,576
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	2 償還金及び還付加算金	1
	3 預金利子	1
歳入合計		7,270

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		23
	1 総務管理費	22
	2 徴収費	1
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,245
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,245
3 諸支出金		1
	1 償還金及び還付金	1
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		7,270

議案第19号

平成28年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村航路事業特別会計予算

平成28年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,114,768千円と定める。

2 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		928,967
	1 運 航 収 入	912,741
	2 営 業 収 益	1,523
	3 営 業 外 収 益	14,703
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 村 債		185,800
	1 村 債	185,800
歳 入 合 計		1,114,768

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 航 費 用		468,048
	1 旅 客 費	3,215
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	461
	3 貨 物 費	658
	5 燃 料 潤 滑 油 費	148,343
	6 養 缶 水 費	1,095
	7 港 費	1,313
	8 雑 費	1,212
	9 船 費	311,751
2 營 業 費 用		119,467
	1 保 險 料	5,977
	3 船 舶 備 船 料	5,047
	4 航 路 付 属 施 設 費	3,332
	5 店 費	105,111
3 財 産 費		495,007
	1 普 通 財 産 費	495,006
	2 積 立 金	1
4 事 業 税 費		28,400
	1 營 業 外 費 用	28,400
5 公 債 費		2,845
	1 公 債 費	2,845
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
8 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
歳 出 合 計		1,114,768

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業債	92,900	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。	年6%以内(た だし、利率見直 し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	償還期間は、措 置期間を含め30 年以内とする。 償還方法は、元 利均等、元金均 等等による。
辺地対策事業債	92,900	(借入時期) 平成28年度。 ただし、事業そ の他の都合によ り、その一部又 は全部を後年度 に繰り延べて起 債することができる。		ただし、財政の 都合により、措 置期間中であっ ても繰上償還、 償還年限を変更 し、又は借り換 えることができ る。
計	185,800			

議案第20号

平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を
求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,956千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		29,744
	1 営業収入	29,744
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		48,206
	1 繰入金	48,206
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 県支出金		1
	1 県補助金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		77,956

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		31,720
	1 営業費	31,720
2 公債費		46,235
	1 公債費	46,235
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		77,956

議案第21号

平成28年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

平成28年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成28年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 下水道収入		10,677
	1 下水道収入	10,677
3 国庫支出金		60,000
	1 国庫補助金	60,000
4 繰入金		22,223
	1 繰入金	22,223
5 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
6 村 債		32,400
	1 村 債	32,400
歳 入 合 計		125,302

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下 水 道 事 業 費		102,870
	1 下 水 道 事 業 費	102,870
2 公 債 費		22,431
	1 公 債 費	22,431
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		125,302

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	16,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎対策事業債	16,200	(借入時期) 平成28年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
計	32,400			

議案第22号

平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,667千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	1
2 事 業 収 入		4,851
	1 下 水 道 収 入	4,851
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1
	1 県 補 助 金	1
5 繰 入 金		6,811
	1 繰 入 金	6,811
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
7 村 債		1
	1 村 債	1
歳 入	合 計	11,667

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		7,432
	1 漁業集落排水事業費	7,432
2 公 債 費		4,234
	1 公 債 費	4,234
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	11,667

議案第23号

平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		756
	1 下水道収入	756
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		3,023
	1 繰入金	3,023
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		3,784

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		2,735
	1 農業集落排水事業費	2,735
2 公債費		1,049
	1 公債費	1,049
歳出合計		3,784

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第17号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

おはようございます。国民健康保険事業と申しますと、新聞でも出たように、41市町村のうち37市町村が赤字ということで、我々も理解して、なかなか予算の面では上積みするのが当然だと認識しております。そこであまり聞かないのも何ですから、1点だけお聞きします。前年度予算が1億7,846万4,000円、ことしが2億5,064万9,000円ということは、諸般の事情により、どうしても利用者、それか

ら負担が多いということの御理解でよろしいでしょうか、御説明願います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。きょう一日またよろしくお願います。ただいまの御質疑ですが、やはりかかる療養費が多くなっております。またそれとあわせて、実は村内ということだと思うんですけども、税金のほう等が上がって、それに伴って負担金の増も見込んだということで、今回は約3,000万円近く前年度より予算が上がったところです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、説明がありましたように、我々も諸般の事情と、何回も申し上げますけれども、せんだっての新聞等も拝見して、国保連合会長も非常にその辺は哀れをしているようなことをこの前もお聞きしましたので、一所懸命それに向かって取り組んでください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第18号 平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これも同じようなことをお聞きしますけれども、前年度が760万4,000円、ことしは727万円と、逆にこのほうは下がっているんですけども、その要因を教えてくださいませんか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、後期高齢、いわゆる75歳以上の対象の方が減になったということで、保険料等も減少しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号 平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第19号 平成28年度座間味村航路事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

おはようございます。12ページの燃料潤滑油費の中で、クイーンざまみと内航路のほうは燃料の低下で下がっていると思うんですけども、フェリーだけ上がっているんです。その要因を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

燃料の単価がかなり、例年から大分下がってきて、その関係で燃料費が安くなっております。済みません、去年の当初よりも若干上がるという予想でやっています。済みません。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今の質疑で、清志議員はクイーンと内航路は下がっているが、なぜフェリーはふえたかという質疑だったかと思いますが、私はこの答弁ではちょっと理解しにくいんですが、どういうことでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

クイーンとフェリーの燃料、単価自体がそもそも違って、A重油のほうが、単価が安くなっており
ます。A重油がフェリーのほう、クイーンが軽油です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

先ほどの質疑の件で、少し私勘違いがありましたので、先ほどの質疑の削除をお願いします。改めて12
ページの燃料潤滑油費ですが、クイーン座間味と内航路、燃料が下がったということで下がっているんです
けれども、フェリーの下げ幅が小さいのは、その要因は何でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは下げ幅がクイーンとフェリーの、重油と軽油の下げ幅が違うということでその分の差額が出ていま
す。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

8ページをごらんください。去年までなかった4目自動車航送運賃、5目貨物運賃の中に売り掛けという
言葉が出ているんです。自動車航送運賃売掛、それから貨物運賃売掛という言葉が出てきたんですが、これ
は去年まではなかったんです。この売り掛けと滞納、この違いを教えてください。この売り掛けという
言葉の違い、教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この売り掛けというのは、積んだ後に各個人個人に請求書がいきますよね。それがいわゆる売り掛けです
ね。現金というのはその場で直接載せるときに金を取る。売り掛けというのは載せた後に各荷主に対して船
舶課が月締めで各個人に請求書を出す。これがいわゆる売り掛けになっています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、我々がよく貨物を積むときに現金でなければ積まないというように聞いていますけれども、その売り掛けになっている対象者というのは、例えば今、公共工事がめじろ押しだったんですけれども、契約をされている方々なのか。それとも今でも個人に対して売り掛けがあるのか。その辺をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

むろん企業に対しては、会社に対しては事前に契約を結んで月締めでやりますという形でやっています。ただ、個人の場合は、各店舗から、売り主側がその貨物料金を支払うのではなくて、会社によっては貨物運賃は企業持ちという、いわゆる荷物を運ぶ側が負担するところもあるんですけれども、仮に座間味の場合は、ほとんど個人で買った場合は船運賃というのは個人で支払っていますよね、それが売り掛けという形になっています。その場で、貨物に対しては個人が支払うという形でやっています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ちょっとわかりづらいですけれども、要は、例えばメイクマンで個人的に荷物を買われました。メイクマンじゃなくてもいいです、どこかデパートでもいいんですけれども。じゃあ、私の荷物として載せました。ところがその売り手は、これは個人からもらってくださいという運賃というのが発生しているのか。それが売り掛けとして個人のものがあるのか。そういうようなケースじゃないですか。その辺、先ほどの説明ちょっとわかりづらかったんですけれども、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

確かに今、宮平議員がおっしゃるとおりです。中には載せる側が運賃をその場で支払うところもあるんですが、個人でやっている方々は、今言ったように荷物の貨物料金は伝票が船舶課から上がってきますから、それをまとめて個人に後日請求という形になります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それと関連するんですけれども、せんだって私、先週の金曜日に座間味診療所へ行ったら、ある農業をしている方が、私に、イッター、エー、観光客カンゲーティ、ワッタークトゥカンゲーストゥラセーと。どうしたんですかと言うと。結局、肥料を、はっきり言いますけれども、漁協で買うと1袋当たり460円ぐらいすると。ところが沖縄本島で買うと320円ぐらいで買えると。それをバンギに積んできて運賃を取られると大体似てきていると。運賃の軽減は自動車に対してはいろいろ運賃を軽減しているけど、貨物に対しての運賃の見直しはできないのかという村民の要望があったんです。それに対して、どうお思いですかお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

そうですね、貨物に対してはないんですけども、一応、御存じのとおり、自動車航送は補助という形でやっているんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それに対して少しでも軽減しようという考え等は、村長を含めてないですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この軽減に関しては、なかなか範囲が広くて、どのような整理をするかというのがまず1つ大きなポイントだと思っておりますが、今すぐできるかという、なかなか勉強させていただかないといけないのが実情だと思っております。ちょっと話は飛びますけれども、例えば小売店の負担軽減というか、運賃が上乘せされて商品が高くなる分、そこに関しては沖縄県のこれまでの一括交付金、今年度からはその一括交付金の事業を座間味村で引き取ってできるかどうかという検証が始まってやっていくということになっています。先ほどの御提言ですが、例えば堆肥の場合ですけれども、なかなかどこまで堆肥だけじゃなくて、どこまでやるのかということも含めて交通整理が必要なものが1つ。それと別に、漁協とかそういうところで購入させていただくと、その船賃は私たちの行政のほうで面倒見させていただきますということをさせていただいております。地場産業といいますか、地元の企業の育成も含めて、もちろん那覇の量販店から買ったほうが安い場合もあるかと思いますが、地元の、例えば漁協であったり、そういうところの小売店の利益にもつながるような環境をつくるというのも一方では行政の仕事だと私は認識しておりますので、その辺のすみ分けをしっかりと考えながら、将来的にできるのかどうか、その辺は検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。検討をよろしくお願いします。

それと関連して、もう1点質疑します。皆さんも何名か行かれたと思うんですけども、せんだって座間味村の郷友会、それから慶留間地区のあるお偉い方の叙勲のお祝いがあって、その会場に行かれたんですけども、そこで耳にした言葉が座間味の島にいる人たちはもちろん一括交付金制度もあって船賃が安い。それから旅行者も15名以上になると団体割引があると。ところが我々郷友、法事法事、あるいはそういったことで帰るときにいまだかつて高速で6,000円近く、フェリーで3,000円以上すると。これだけ原油も安くなっているのに、我々にも運賃の軽減ができないか、また運賃が安くなる方法はないのかということをお二、三の人から言われました。村長、その辺を含めてどのようなお考えですか。ちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の質疑に関しては、各離島自治体が頭を抱えているところでございます。今の制度の中で、例えば離島住民割引カードのような制度をつくるとすると、その範囲はどこまでするのか。郷友という枠組みが、概念がどこまでなのかということも含めると、簡単ではないということで、離島の自治体の首長の皆さんは

非常に悩んでおります。一方で、そういう要望があることも承知をしておりますが、やはりその辺の先ほどの話と一緒に、しっかりと議論をしていかないといけないということ。それから座間味村におきましては、新しいフェリーの建造を進めているところでありますし、あるいはその次には高速船を15年をやがて過ぎようとしているという状況の中から、今たしかにここ二、三年は黒字化になっておりますが、確実に来年から償還が始まるということとあわせると、経営の健全化とあわせながら、しっかりと健全化の中で船賃全体を安めることができるかというところがひとつの大きなポイントになるかと考えておりますので、そこはまず新しい船を走らせながら、その償還等と経営の健全化を図れるかどうかということも考えながらやっていかないと、簡単にすぐできるように検討しますというのは、今の現状では言いづらい部分がございますので、その辺は御承知おきいただきたい。できるだけ気持ちとしては本当にそういう施策をやるような環境をつくっていききたいとは思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これも現状維持で、変な言い方ですが、高くして少ない人に来てもらうのか、安くして人をたくさん運ぶのか。もちろんその辺の精査もあると思うんですけども、その辺もお互いに考えながらいい方向でやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ちょっと今の質疑と関連なので続けていきたいと思っておりますけれども、小売業に対しての負担軽減があるんですけども、その分を地元の住民に貢献というか、単価を安くするというふうな、たしか条件というか、そういうのを聞いているんですけども、それがどういうふうに見えるのかがよくわからない部分があるのと。民宿の方々も直接業者から取っているんで、民宿の方々には負担軽減がないのかということも耳にしたことがあるのでそれを伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この辺も、議論をしっかりしていかないといけない部分だと思います。例えば座間味村内の小売店でいいますと、ペットボトルのジュースが2リットルでしたか、1.5リットルでしたか。あれが安くなったりとかという、品目を限定したような形で、確かに安くはなりました。やはり安くなるといっても、沖縄本島のガソリンも一緒なんですけれども、やはり競争相手がいる場合というのはある程度の利益幅を度外視してスーパーなどは、沖縄本島の小売店はやってくるわけですから、価格競争で相当安い感が出てくるのは確実にあると思っております。一方で私たちのところはそういうものもありませんし、価格競争がないという前提で考えますと、特段むちゃくちゃ安くなるということはないかなと思います。ただ、品目に関して制限はありますが、10円とか安くなっているのは確実にだと思っております。また、事業者が那覇から買うことに対しての低減化というのは多少考えられないこともないんですが、一方でよくよく考えますと、那覇から物を買ったほうがやすいというふうになるわけです。大量のものを沖縄本島で買うから安くできるということを考えますと、やはり個人で買うものと、事業所の営業の中で買うものというのはしっかり分けていかないといけないと私は思っております。ですから、そこら辺で多少の船賃がかかるんだという話はあるかと思っておりますけれども、例えばそれをまとめて買うことによって物自体が安く買えているという側面もあるのではないかと

と私は考えておりますので、やらないということではないんですが、こういうところもしっかりと議論をした上で必要性があるのかどうか。もちろん安いに越したことはないのですが、きのうの議論でも消費税の話でもありましたが、そういうことも含めて議論していくということがとても大切だと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。非常にわかりやすかったです。事業所の皆さんにはそういうふうの説明していきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

8 ページのほう、郵便物航送費ですね、これはコンテナで計算しているのか、荷物で計算されているんですか、ちょっとお聞かせください。荷物数で計算しているのか、コンテナごとで計算されているものなのか、契約しているのかお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この郵便航送料は、コンテナではなく、個数の計算でやっています。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

金額はちょっと少ないんですけども、ちょっとアップしていますよね。それに関して疑問に思うんですけども、郵便物というのはかなり減ってはいるんです、数が。それでちょっとアップしていますので、その辺の理由を教えてくださいませんかと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

このふえた理由は、一応3カ年間実績に基づいてやっています。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

契約の見直しとか、そういうことではないわけですね。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

特に契約の見直しではなくて、これは月々運んだ個数を郵政管理事務所に請求してもらおうという。ですから契約の中では年契約ではなくて、いわゆる何個運んで、実績に基づいてこちらが郵政管理事務所のほうに請求しますので、その分の実績が3カ年間トータルで上がったということです。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

歳入の運賃ですね、自動車航送費貨物運賃の滞納が5万円に200万円となっています。自動車のほうは5万円…、ゼロが望ましいんですが、あれですけれども、貨物運賃の200万円というのは非常に大きくて、多分、売り掛けとして扱ったものが請求書は発想しているが、支払いがないということで滞納がないということになっていると思うんですが、この滞納者は個人が何名で事業所が何件なのか。業者が何件で幾ら、個人が何名で幾らかわかればお願いしたいんですが。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

数のほうは、ちょっとまだ手元に資料がないのであれなんです、一応大口が、事業所が4業者あって、その分の滞納が非常に大きいということです。その滞納が何名かというのは手元に資料がないので、また後で報告したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

業者で大口というのは、前からも聞いておりますが、これは長いので何年単位なのか、何カ月の滞納なのか。これは一番長いものでどれぐらいの滞納期間があるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

どれぐらいから滞納しているのか、今手元のほうに資料がないんですが、一応、こちらで月々幾らか、毎月滞納分を支払っているという形での事業所があって、それに応じている業者もあるし、1年に1回とか、そういった形で滞納者には強くこちらからも電話を入れて、今徴収しているところです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この滞納のやっているところは、現在、現年でやったときは滞納が解決しない限りは現金扱いじゃないと貨物は運ばないというようなことをやると言っておりますが、それは現実に、そういう処置は行われているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

現年分に関しては、その分の貨物料金を支払わないと載せませんという形でやっています。これは船員にも強く言って、現年分の貨物分に対してはすぐ現金で支払うように指導はしています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やっぱり滞納が多いということは、非常に財政にもかかわりますので、しっかりと支払い計画等々、月にちょっとでもいいから、月々支払いできるような感じで滞納を減らしてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

14ページの4目船舶修繕費、平成26年度が7,500万円、平成27年度が7,100万円、本年度が1億2,000万円と、約5,000万円以上の差は何でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

平成28年度がふえた理由は、今回、クイーンさまみのエンジンの解放とかあって、検査があって、それに伴って部品代とかいろいろかかる、その分の増。あと内航路の修繕費、これは今回オーバーホールするという事での、そのほうの増もあります。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

きのうも旅費の件をお話ししましたけれども、ことしは新造船の回航やら、いろいろとかかるということは当然御承知なんですけれども、14ページの船費の旅費、去年は211万7,000円、ところがことしは774万円ですね。それから同じ16ページ、店費のほうの旅費、去年は218万3,000円、ことしは733万8,000円、双方ともに500万円弱の旅費がアップしているんですね。もちろんさっき言ったように船の回航、あるいはそれに向けて建造委員会のものもそこに入っているのか、あるいはどういった形でそのぐらゐの旅費が含まれているのか、両方の旅費の膨らみ方ですね、その辺の説明をお願いしますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

旅費がふえた要因というのは、今宮平議員がおっしゃったとおり新造船に伴う回航費とか、船員が10名ですか、行きますので、その分の旅費の増。あとそれと店費の旅費の増も同じく就航前に進水式、この建造員、あるいは進水式関係の旅費の増ということで、それぞれがふえています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

先ほども質疑があった、ドック費の増で、このクイーンの解放検査というのは4年に1回やる、定期的な検査ですよね。ということはこれは片方ずつというか、来年も同じような感じになりますね。多分、普通のドックよりは期間が長くなると思うんですが、ドック期間は何日間予定していますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ドック期間は約一月程度予定していますね。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。非常に大事な船でありますので、ちゃんとした整備をしてですね、1カ月間、長くて不便になるとは思うんですが、安全なドックを終えてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

16ページから17ページにかけての13節委託料ですが、人材派遣のほうで昨年度よりも約130万円ほどアップしておりますが、その要因は何でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この人材派遣費がふえたのは、派遣社員の増のためにふえています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今現在は何名体制で、那覇事務所の職員、臨時、派遣社員も含めて、現在の人数体制をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

今現在は、臨時が2名、派遣が4名です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

派遣社員を1名増にする理由は何でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

やはり繁忙期になかなかとれない現状なんですけれども、かなり観光客がふえた理由もあるんですけども、やっぱり窓口をふやそうということで1人増という形をとっています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

人をふやせば対応できることなのでしょうか。今、上の委託料のほうで発券システム委託料というのがあるんですが、これは発券機のことでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

そのとおりです。発券機のシステムの委託料です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

それは2機置いていると思いますが、何台ありますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

7台です。座間味に2台、那覇出張所のとまりんに3台、北岸に2台です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

済みません、今、私那覇事務所のことばかり考えていたんですが、じゃあこの派遣社員、人材派遣を1人ふやすということですよ。そのふやす場所はどこでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

派遣社員は那覇出張所のほうになります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

那覇事務所の発券機は2台ですよ…。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

いや、3台と5台。

○ 2番（宮平譲治議員）

那覇事務所に。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

北岸に2台、とまりんに3台。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。メインはとまりんの建物の中の事務所に集中すると思うんですが、そこには2台だと思うんですが、3台…。ああ、わかりました。発券の時間帯というのは集中していると思います。それ以降は電話対応等、手があいて人材も回ると思うんですが、人をふやして解決できるような問題だとは思わないんですが、それとこの人材派遣の人材の月の報酬というか、臨時職員もいます。その辺に月の報酬にして差はあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

派遣の場合は、直接派遣会社が給与を支払いしているのですが、中身についてはちょっと手元で把握していませんが、臨時職員に関してはこちらのほうで支払いを直接やっていますけれども、派遣社員に関しては直接会社がどの程度支払いしているのか、そこら辺は把握していません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。同じ事務所内で同じような業務内容だと思うんですが、その辺にもし差があるとすれば、同じように働いて、働く士気にかかわってくると思います。その辺も委託派遣をふやすほうがいいのか、臨時の体制も考え、働きがいのある職場づくりを考えればもっといい方向に動くと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの派遣と賃金職員、嘱託職員の差はないのかというところは、細かいところまでは把握をしておりますが、やはり働いている人同士でそういう話をしているという話も聞いております。私たちとしては、これは那覇事務所だけの問題ではなくて、座間味島、阿嘉島…、いわゆる座間味村と那覇で働いている人たちとの比較も含めて、賃金、臨時職員、嘱託職員等々の均衡を図るような形で2月から議論を進めてまいりました。その中で新たな、もちろん最低賃金も含めてなんですが、しっかりと対応させていただいてちゃんとした人材の確保を図っていくということでございます。それからそうは言っても、派遣会社にお支払いする額は多少高くなるのは、派遣をさせていただいているということなんですが、そこに関しては、例えば専門的な英語がしゃべられる人を派遣してほしいとか、中国語をしゃべられる人を派遣してほしいとか、なかなか私たちが一般的に公募をしても集まらないような人材を派遣させていただいているということもありますので、その辺のバランスも含めていろいろと今考えさせていただいて、新年度から多少は差がないような環境づくりをさせていただいております。あとは人間が多いか少ないかという話がありましたけれども、そこに関してはなかなか夏の期間、早く開けて遅く帰るというのも含めて、あるいは休みがとれないという環境もありますので、今回1人の増員ですかね。そういうところも含めて負担軽減、職場環境の改善というところもあわせて予算の増額になっているかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

フェリードックの件に関してです。これは今期は何月ごろに入る予定ですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

4月の予定です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これはフェリーのドックの時期に一番困っているのが、大型連休に入る前にドックに入るものですから、住民からかなり苦情があるんです。荷物の行き帰りが物すごく激しいところでクイーンでほとんど運んでいるものから、後半まで持ち越すときがあるんですよ、フェリーのドックで。25日ごろから大型連休でほとんど休みで来ますので、荷物と観光客と、それでちょうど重なっているものから、それでクイーンの後ろのほうに荷物があふれている状態を何回か見受けていますので、それを何とか解消できる方法はありませんか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

フェリーのドック時期の話ですが、まず、船を購入した時期にもよりますので、ある程度の時期というのは1年でこの辺だということはどうしても決まってくるかと思っております。それと受け入れ側のドック会社のあき状況も含めて、年間スケジュールを立てていますので、簡単にそれを大幅に変えるというのはなかなか難しいかと思っておりますが、新しいフェリーをつくるに当たっては建造委員会でドックの時期についても相当議論をさせていただいております。今のところ、この建造委員会には議員の先生方にも何名か入っていただいて、入ってくる荷物だけではなくて、出す荷物も含めていろいろな議論をさせていただいていますが、その中で出てきているのは、時期的にはやはり今ぐらいじゃないかなという話で出ております。これは、行政主導でやっているわけではなくて、もちろん議員の先生方からも意見は聞きますけれども、例えば観光事業所の代表の方、あるいは商工会の代表の方、その他、座間味村内でいろんな情報を持っている方々に入っていただいておりますので、また同じ時期になるのかなという気もしますが、再度、この委員会が解散するまでにドックについて、もう1回話すんですけどかね、そういう話もさせていただいておりますので、今の意見も、その建造委員会の中で提案というか、こういう意見があったということは報告をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひいい方向でお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今のドックと関連してですが、うちのフェリーのドック、または渡嘉敷、栗国のドックにしても、お互いに船の貸し借りをしているんですが、こっちがフェリーを貸したときに122万円入る。うちがフェリードックをしたときに、今、主に渡嘉敷から来るんですが、441万6,000円、単純計算でも319万6,000円、もう赤字であるわけですね。何でこんなにバランスが悪いのか、お聞かせ願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これも船舶使用料のドック代ですよね。これは今回、新造船ができるに当たって、現フェリーを売却します。そのために売却するのは、一応夏ごろの売却になるかと思えますけれども、その間、フェリーがないその期間、どちらかの船をリース…、リースというか用船するという形で、このドック代船というのがふえてくる原因です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これはことに限ってではなく、前から私は、前も指摘したんですよ。うちのフェリーが行く回数が少ない。基本的にうちはこの間渡嘉敷に2回行っています。渡嘉敷村でもドック期間がありますから、粟国からも行っています。やっぱりうちが出た回数が少ない、単純計算で。今回、じゃあそういう理由があればちょっと上積みになっていると思うんですが、いつも出した回数より入れた回数が多いですから、いつも差額が出ているわけでありまして、以前は渡嘉敷の場合はどっちかが経由して1日でやったんですが、今は自分の島を運休してこの島に行くというシステムをとっていますので、その分、少ない分、うちは運休しなくていいわけですから、その319万円、穴埋めが貨物代金、貨客、貨物を含めた客船代金でこれが戻せるのか。だけどこれは繁忙期がないですので、どうにかうちのフェリーに今度ですね、もしあれだったら、こっちもお客さんがいない状態ですので、この差額をどうにか埋めるような対策は、うちのフェリーが人気ないのか、その辺ちょっとお願いしたいんですが。基本だったらペイなんですよ。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これは運航回数を減らすとなると、やっぱりうちの貨物が運べない状況になりますので、どうしても11月までの就航で、その分、10回程度、用船を見込んで、そのためのこの金額になっている状況です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

確かに貸すのが少なくて、うちの島への運休が少なくなるということは、その分、貨物とお客さんが運べるというのでいいことだなとは思いますが、300万円以上の差が出るというのはちょっとバランスが悪いなと思いましたので質疑しました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成28年度座間味村航路事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 平成28年度座間味村航路事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第20号 平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

10ページをお開きください。その中で13節委託料ですけれども、水道広域化推進事業について。平成27年度は推進事業として約700万円組まれています。そこで今回、ちょっと費目存置が1,000円となっていますね。その理由をお願いしたいと思います。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

平成32年度からの広域化に向けて、推進事業を進めてきました。漏水調査であったり、企業局が行うための認可外の委託とか、もろもろやりまして、平成28年度には事前評価、B/Cを出すための作業なんですけれども、それを予定しておりましたが、これは前倒しで、平成27年度で完了することになりまして、平成28年度においては平成29年度からの、逆に村の水道管の布設の取りかえのための作業とかの準備期間ということになります。

○ 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

わかりました。ぜひこの事業は大事だと思いますから、どうしても広域推進事業というのは四、五年…、あと三、四年かかわるものですから、それにちなんで15節の工事請負費になりますけれども、この説明の中には座間味浄水場活性炭入れかえ工事とありますけれども、私も前に質疑したと思いますけれども、今回は組まれていないんですけれども、ぜひ阿嘉島の急速ろ過機のポリシージー、薬品とか、水質の問題が大分、まだ取りかえていないと思うんですけれども、それについてもぜひ次の補正でもいいし、このポリシージー、大事な砂、その水質問題にかかわってきますのでぜひやってほしいと思いますが、どうですか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

確かに水質に関しては、急速ろ過機を設置して大分年月がたっておりまして、水質の悪化がちょっと懸念されるところではあるんですけれども、広域化に向けて企業局と水質の改良についていろいろ意見交換をしております、広域になるまでの期間ですね。海淡が設置されるまでの期間。そちらの技術力もかりながらしっかりと管理していきたいと思います。

○ 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

では、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

6ページの上のほう、給水徴収の滞納繰越分が前年と同じ金額なんですけれども、これは徴収できていないということなんでしょうか。あとこれは何件分の金額なんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

件数については手元にデータがありませんので、後ほど提供させていただきたいと思いますが、これも船舶の貨物と同様に高額な滞納者があります。事業所なんですけれども、その事業所については300万円近くの滞納額がありました。今その方については、納付の誓約書をとって毎月計画的に支払いをしていただいております。平成28年度中には完済という運びになっておりますので、かなり減るのかなとは思いますが、一方で大分、もう10年以上前の滞納がまだ調定上残っているという形もありまして、なかなか徴収…、既に転出をしていたりとかということもありまして、昨日、一昨日からもありますけれども、不納欠損についても考えていかないといけないのかなというふうには考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第20号 平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第21号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

下水道…、一緒に漁排も農排も含めて接続率を教えてくださいませんか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

接続率ですね、下水道事業の座間味島のほうが接続率93.6%、阿嘉島の漁業集落排水事業が96.4%、慶留間島の農排が93%、これはことしの2月29日現在の数字になっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第22号 平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

それでは8ページの漁業集落排水事業費の需用費ですね、3番、修繕費、確認ですけれども、これは前にも質疑しましたフェンスとか漏れているとか質疑しているんですけれども、これも含まれているということで考えていいですか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これについては、以前中村議員から御指摘のあった場内と場外の柵ですね、それももちろん含まれていま

すし、場内のアスファルトの一部陥没の場所ですね、そこも次年度の13のほうに計上してはあります。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。予算が通れば早期の設置をしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第22号 平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第23号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第23号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書についてを議題とします。

平成28年3月11日

座間味村議会
議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会議員
宮平清志
賛成者 同 上

日米地位協定の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

日米地位協定の見直しに関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月11日

沖縄県座間味村議会
議長 宮里祐司

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策大臣

外務省沖縄特命全権大使

沖縄防衛局長

この採決は、起立によって行います。発議第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 発議第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書についてを議題とします。

発議第2号

平成28年3月11日

座間味村議会

議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会議員

宮平喜文

賛成者 同 上

沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書

沖縄県においては、昭和47年の復帰以降4次にわたる振興計画により着実に道路整備が進められ、道路は、県民の暮らし、経済、文化等、あらゆる分野の向上・発展に大きな役割を果たしてきたところである。

また、平成15年には沖縄都市モノレールが開業したものの、依然として陸上交通のほとんどが道路交通に大きく依存している状況である。

このため、那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など、増大・多様化する交通需要

への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要である。

については、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、引き続き必要な道路が計画的かつ着実に整備されるよう、下記事項について特段のご配慮を強く要望する。

記

1. 那覇空港等広域交流拠点や主要拠点へのアクセス性を向上させ、産業振興や人、物の交流の迅速化を図るため、那覇空港自動車道（小禄道路）、沖縄西海岸道路、名護東道路（数久田～許田間）、南部東道路及びスマート・追加インターチェンジ等ハシゴ道路ネットワークの早期整備
2. 都市部における交通渋滞を緩和し、環境改善や健全な市街地の形成を図るため国道329号西原バイパスを始めとする幹線道路の整備や主要交差点の改善整備
3. 中北部地域までの定時・定速の公共交通ネットワークを形成するため沖縄都市モノレールについて、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備促進
4. 離島における生活圈域の広域化、一体化を促し、安定化の促進を図るため離島架橋等の整備促進
5. 沖縄は台風常襲地帯であり、過去の電柱倒壊等の甚大な被害を踏まえ、防災機能の向上を図るとともに、質の高い観光・リゾート地の形成を図るための無電柱化、美しい道路景観の創出・保全、良質な道路緑化等の推進

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月11日

沖縄県座間味村議会
議長 宮里祐司

あて先

内閣総理大臣
国土交通大臣
財務大臣
内閣官房長官
沖縄及び北方対策大臣
沖縄総合事務局長

この採決は、起立によって行います。発議第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 発議第3号 県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する意見書についてを議題とします。

平成28年3月11日

座間味村議会
議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会議員
中村秀克
賛成者 同 上

県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する意見書

本県では、これまで離島地域の活性化を図るため各種の離島振興策が推進され、県内各離島の港湾整備も年次的に進められ、着実に離島住民の暮らしの向上・地域の振興発展に大きく寄与してきているところであります。

しかしながら、県内各離島の港湾においては、それぞれの置かれた位置、環境等の違いにより、依然として、解決すべきさまざまな課題を有しております。

普段からの港湾内のうねり対策、夏場の強風による港湾内静穏度の悪化、相次ぐ台風接近時の港湾内のうねりの長期化、季節風による防波堤の越波、季節風の波浪等によるフェリーの欠航、荷役作業及び船舶係留等への影響など、離島住民の日常生活に大きな支障が生じております。

また、離島の港湾は、地域間交流や島の持つ魅力を素材とした観光の促進をはじめ、物流の高速、効率化等、離島の産業振興に大きな役割を果たしており、更なる機能向上が求められております。

このように、県内各離島の港湾は、離島住民の生活と産業振興の根幹を成しており、これまでも県におかれては、県内各離島の港湾整備に御尽力されているところではありますが、離島振興にとって重要な役割を果たす港湾の整備をはじめ、港湾の荷さばき場や駐車場の整備等を含め港湾の環境整備を一日も早く実現していただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月11日

沖縄県座間味村議会
議長 宮里祐司

あて先

沖縄県知事

この採決は、起立によって行います。発議第3号 県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第3号 県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いを御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件について

平成28年3月11日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 沖縄県町村議会議長会

第41回全国町村議会議長・副議長研修会(平成28年5月30日～31日)

場 所 東 京 (議長・副議長)

町村議会議員・職員研修会(10月13日)

場 所 那覇市 (村議会議員全員・事務局職員)

第60回町村議会議長全国大会(11月9日)

場 所 東 京 (議長・事務局長)

沖縄県町村議会議員・職員研修会(平成29年2月23日)

場 所 那覇市 (村議会議員全員・事務局職員)

2 沖縄県離島振興市町村議会議長会

第35回離島振興市町村議会議長全国大会(平成28年11月9日)

場 所 東 京 (議長・事務局長)

3 南部地区市町村議会議長会

南部地区市町村議会議長会臨時総会・管内離島行政視察研修（平成28年5月）

場 所 栗国村（議長）

南部地区町村議会議長・事務局長研修会（平成28年11月10日～11日）

場 所 東 京（議長・事務局長）

4 離島六村議会運営協議会

離島六村議会運営協議会行政視察研修（平成28年5月11日～13日）

場 所 島根県海士町（村議会議員全員・事務局職員）

座間味村議会

日程第14. 公共工事現場調査。

これより公共工事現場調査を行います。休憩中に現場調査を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで公共工事現場調査は終わります。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって平成28年第1回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後2時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇